

# 神奈川県衛生研究所特定事業 入札説明書等に関する質問への回答

平成 12 年 10 月 3 日

神奈川県

- ・平成 12 年 9 月 18 日から 19 日に受け付けた、神奈川県衛生研究所特定事業入札説明書等に関する質問への回答を、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、契約書（案） V E 提案要領（一部分） 様式集、設計図書の商品順に整理して記述してあります。
- ・なお、回答書の取扱については、契約書（案）前文に定めるとおりです。

\* 入札説明書 別添資料 維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書(6) 外構施設 保守管理業務 要求水準書に、以下の記述を追加します。

## 項目 4 地下水ポンプの維持管理

内容 保守管理の対象に上げられている地下水ポンプの維持管理を行い、史跡の池に地下水を供給すること。この業務は、平成 13 年 4 月 1 日から実施すること。現在、県では、この地下水ポンプを利用し、(地下水ポンプは、平成 9 年に A 棟(既存棟)の入口付近に設置) タイマーにより自動的に地下水を供給しています。(低圧電力、契約 5 k w。平成 11 年度の月平均使用量 383.5kwh)

なお、平成 13 年度と 14 年度の費用については、別添資料 様式 15 (費用等積算表)の開業関連費 - その他 に記入してください。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	入札説明書	全般				SPCの設立後、A棟の一部を賃貸し事務所として使用することは可能かどうか。また、可能な場合 建設時のみ、建設時及び維持管理時(30年)の何れとなるものか、見解をお聞かせ願いたい。	A棟は、行政財産なので賃貸はできません。但し、SPCが目的外使用として県の許可を得て、事業期間中、使用することは可能です(114参照)。
2	入札説明書	全般				本事業に関し、既に公表済みの 実施方針等に関する質問への回答(平成12年6月14日)の内容は、有効と理解してよろしいでしょうか。	「実施方針等に関する質問への回答」(平成12年6月14日)の内容は、有効であり、今回、公表した入札説明書等と内容に相違がある場合は、今回の入札説明書等(入札説明書等に関する質問への回答を含む)が優先します。
3	入札説明書	全般				応札者は当契約書(案)を前提として応募することとなり、落札した場合はこの(案)を原則認めるという立場になるのか?あるいは落札後、この(案)の詳細を県と交渉できる余地が十分あると理解しておいて良いか?もし県の見解が前者ならば、入札公告から質問締め切りまでの期間が11日間で余りにも短く、しかも質問のみ受け付けということであり、一方的であると思わざるを得ない。	総合評価一般競争入札の制度上、県と事業者は、提示した契約書(案)の内容で契約締結します。契約書(案)に記載の条件を変更することはできません。ただし、仮契約(1月末)までの間に、条件を変更せずに表現を明確化することは可能です。
4	入札説明書	3	2	(6)	1)	今回のBOTのスキームは、法人税施行令136条の3によると本件施設について売買とみなされる可能性がありますがいかがでしょうか。また、売買とみなされた場合、そのように会計処理を行い、長期収支計画表を提出することは可能ですか。	事業者の会計処理については、法令に従い、事業者の責任において行ってください。
5	入札説明書	3	2	(6)	2)	30年後の事業期間終了後の所有権移転は事業者より県への無償譲渡とあるが、引渡し時の施設の簿価、並びに移転に係わる諸税の取扱について、見解をお聞かせ願いたい。	事業者の会計処理については、法令に従い、事業者の責任において行ってください。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
6	入札説明書	3	2	6)	2)	<p>県へ無償譲渡する場合、譲渡すべきものは、設計図書に記載されているもの全てを譲渡すると理解してよろしいですか。備品等の扱いが不明瞭なので、詳細で、本事業実施のため事業者が持ち込んだ備品等をご提示下さい。例：実験器具洗浄に使用する事業者持ち込みの備品 ・自動車運転業務の車両 ・事業者持ち込みの電話交換器 ・情報システム 関連機器 ・実験動物飼育管理で使用するケージ類 ・維持管理、支援業務に要する消耗品</p>	<p>無償譲渡の対象となるものは、設計図書に記載されているものです。設計図書に記載されていないものは、無償譲渡の対象外です。また、維持管理・研究支援業務に基づき消耗品、代替品として使用したものは、維持管理・研究支援業務費用の範囲となりますので、県に帰属するものと考えております。</p>
7	入札説明書	3	2	6)		<p>設計図書に記載されている備品は、全て事業者が資産として所有しなければならないのですか。リース等で導入することは可能ですか。可能である場合、事業期間終了時の無償譲渡及び初期投資額（工事費）との関連はどのように考えればよろしいですか。例：                      リース対応は不可能      リース対応は可能だが、無償譲渡をうける。      リース対応は可能だが、リース会社等からの譲渡は受けられないので、SPCを経由して譲渡をうける。      リース対応品は工事費から除き、支援業務費等で計上する。      リース対応品であっても、工事費に計上する。</p>	<p>リース対応は可能です。事業期間終了時には、設計図書に記載の備品は、県に所有権を帰属させる必要があります。費用計上については、事業者の判断において行ってください。</p>

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
8	入札説明書	4	3	(1)	1)3)	<p>基本的要件で、神奈川県競争入札参加資格者名簿において営業種目として「物件の借入れ」または「建物」に登録されている者、とあり、グループで入札参加しようとする場合の入札参加資格で、の要件はグループ代表者が満たすことが求められている。グループ代表者の要件として本事業の事業主体になること(例えばSPCへのメジャー出資者となること)が求められている記述はないことからすれば、必ずしもグループ代表者が事業主体である必要はないと考えられるが、これについてはどうお考えか。グループ代表者が事業主体である必要はないとの前提に立てば、の要件はグループ代表者が必ずしも満たす必要はなく、例えば事業主体になるグループ構成員が満たしていれば良いとも考えられるが、これについてはどうお考えか。具体的には、の要件を満たしている企業(事業主体になることを想定)がグループ構成員になり、の要件を満たしていない企業がグループ代表者となることは認められないのか。</p>	<p>グループ代表者は、グループを代表して入札に参加するものであり、入札に参加する者は、必ず神奈川県競争入札参加資格者名簿に登載されていなければなりません。このため、グループ代表者以外の者が名簿登載されていても、入札に参加することはできません。また、グループ代表者の信用力は審査対象になりますし、契約保証金を免除する場合には、グループ代表者は契約の履行保証をする必要があります。県では、グループ代表者を形式的なものではなく、実質的にグループを代表する企業として位置づけています。なお、グループ代表者は、SPCに対し出資者になる必要があります。</p>
9	入札説明書	5 18				<p>グループ代表者は、基本的要件のうち(神奈川県競争入札参加資格者名簿において営業種目として「物件の借入れ」または「建物」に登録されている者。)と、グループ構成員の役割のうち(グループ代表者は県との契約等諸手続を行う(県との対応窓口)。)との両方を満たしていれば、本事業の事業主体でなくても構わない(例えばSPCに全く出資しなくても構わない)との理解で良いのか？</p>	<p>グループ代表者の信用力は審査対象になりますし、契約保証金を免除する場合には、グループ代表者は契約の履行保証をする必要があります。県では、グループ代表者を形式的なものではなく、実質的にグループを代表する企業として位置づけています。なお、グループ代表者は、SPCに対し出資者になる必要があります。</p>

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
10	入札説明書	5	3	2)	1)	「本件入札説明書の記載内容を承諾のうえ、入札すること。」とありますが、入札説明書別添資料の契約書(案)には、規定が不明確な部分や、表現が不十分と思われる部分が多々見受けられます。つきましては、入札時、別紙にて協議が必要と思われる項目を指摘しておき、もし、幸いにして落札者に選ばれた場合には、その後の契約交渉にて、文言の追加・修正の協議ができるものと希望しますが、いかがでしょうか。	総合評価一般競争入札の制度上、県と事業者は、提示した契約書(案)の内容で契約締結します。契約書(案)に記載の条件を変更することはできません。ただし、仮契約(1月末)までの間に、条件を変更せずに表現を明確化することは可能です。
11	入札説明書	7	3	2)	11)	事前公表の狙いを説明していただきたい。また、総額の算定根拠を示して欲しい。	サービス対価の総額の事前公表は、入札契約制度の透明性、競争性及び公平性の確保を図るために実施しています。県の算定根拠を示すことは、入札参加者の自由な発想を阻害するためにお示しできません。
12	入札説明書	7	3	2)	11)	県が試算した「サービス対価の総額」について、総額に含まれている全項目および個々の金額について開示できるか?少なくとも項目の中身についてはすべてご教示して頂きたい。(例えば、電波障害対策費、原状回復費用など)	県の算定根拠を示すことは、入札参加者の自由な発想を阻害するためにお示しできません。
13	入札説明書	9	3	3)	2)	設計説明書(設計意図などをわかりやすくまとめたもの)は、入手可能か。	VE提案要領別紙2「新衛生研究所設計コンセプト」として配付しております。
14	入札説明書	9	6	6)		工事監理費(179,740千円)については、費用項目を設定し、入札価格に含まれるとありますが、設計料・工事監理料の区分及び支払い方法・時期について明示下さい。	工事監理費の支払い方法・時期については、入札説明書の付属資料「設計事務所の役割」に記載のとおりです。なお、VE提案の実施に伴う設計変更料は、VE提案審査結果に併せて県より提示します。事業者はVE設計委託費(様式15参照)を事業費に計上して、提案していただきます(契約書(案)第12条第2項参照)。VE提案の実施に伴う設計変更料は、建築確認後にお支払い下さい。
15	入札説明書	11	3	3)	2)	ア 県が設定する予定価格についてご説明願います。また、3Q)11)のサービス対価の総額との関連はあるのでしょうか。	予定価格そのものは、神奈川県財務規則に基づき事前公表を行いません。なお、予定価格の目安としてサービス対価の総額を公表しています。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
16	入札説明書	12				入札説明書:P.7の「1」サービス対価の総額の事前公表で「このサービス対価の総額(27,646百万)は、入札の予定価格の目安になる価格」とあり、このところで「県が設定した予定価格を越えている場合は失格となり」と記述してある。予定価格とサービス対価の総額は同値なのか、あるいは目安と述べている以上違う価格なのか？ 予定価格は公表されないのか？	予定価格そのものは、神奈川県財務規則に基づき事前公表を行いません。なお、予定価格の目安としてサービス対価の総額を公表しています。
17	入札説明書	12	3	(3)	2)	ウ(b)において 身分証明書は、免許証等で可能ですか。また委任状の書式は自由と理解してよろしいですか。	運転免許証等で可能です。委任状については、入札参加資格確認通知と一緒に様式を送付いたします。
18	入札説明書	15	5	(1)	2)	において「1.対象事業の概要(7)支払方法」に示すサービスの対価の支払いは10月末日および4月末日の年2回払いとし... とありますが、応答日が休日の場合は休日前、休日後どちらに支払われるのですか。	休日前です。
19	入札説明書	15	5	(1)	3)	事業者が有する債権に対する質権設定及び担保提供と、建物及び敷地利用権への抵当権等の設定に、「県の承諾を得ること」とありますが、承諾がえられなくなるのはどのような場合が想定されるのですか？	県の事業実施に影響が生じると合理的に懸念される場合が想定されます。
20	入札説明書	15	5	(1)	3)	県に対する支払請求権の譲渡、県に対して有する債権に対し質権設定、施設利用権に対する担保権の設定等には「事前に県の承諾を得ること」が必要とされているが、この承諾は原則取れると考えて良いか？取れないのはどのような要件の時か？ 契約上の地位および権利義務についても原則担保提供可能(つまり担保設定は正当な理由なしでは拒絶されない)との認識で良いか？ SPCの株式を担保に徴求することについても同様に考えれば良いか？	県の事業実施に影響が生じると合理的に懸念される場合は、県は承諾しません。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
21	入札説明書	15	5	(1)	3)4)	3)債権の取扱い及び4)建物等への抵当権の設定について、県の承諾を得ることとあるが、新棟については、3)・4)ともに原則的に承諾すると考えてよいのか。また、承諾する条件として、県は具体的にどのような条件を考えているのか教えて頂きたい。	県の事業実施に影響が生じると合理的に懸念される場合は、県は承諾しません。
22	入札説明書	16				ふるさと財団からの融資には、県の起債が必要となりますが、県として事業者から申請があった場合、起債を行う意向はありますか。また、融資についてふるさと財団との事前協議等の環境整備等を行っているものと思慮しますが、協議の現況をお教えしていただくことは可能でしょうか。加えて、提案書を作成する折りに、当該無利子融資を見込んだ提案価格を提示してよろしいでしょうか。	前段の質問 ふるさと財団の審査をとおり、自治省の起債許可が得られれば、県は起債を行います。中段の質問 現在、県はふるさと融資の適用に向けて努力しているところです。後段の質問 提案にあたっては無利子資金を見込まないで提案してください。なお、事業者は、無利子資金が適用され、サービスの対価が軽減される場合には、無利子資金を活用する必要があります。
23	入札説明書	16	5	(1)	6)	無利子資金の活用に関し、「その影響への対応について県と事業者間で協議を行う。」とありますが、「影響への対応」とはどのようなことを想定しているのですか。	無利子資金が適用され、サービスの対価が低減される場合は、事業者に対し無利子資金を組み入れた形で事業費の調達を行うことを求めたものです。無利子資金が適用された場合と適用されない場合を比較したサービスの対価の低減分について、協議を行うことを想定しています。
24	入札説明書	16	5	(1)	6)	「無利子融資」とありますが、漠然としていますので特定していただきたい。また、事業者は活用すること。」とあります。活用できないことを排除されているように読めますが、活用の可能性とその影響については協議するという理解でよろしいですか。	無利子資金の全てを意味します。現状想定できるのは、日本政策投資銀行の無利子融資及びふるさと財団のふるさと融資です。事業者は、無利子資金が適用され、サービスの対価が低減される場合には、無利子資金を活用する必要があります。無利子資金が適用された場合と適用されない場合を比較したサービスの対価の低減分について、協議を行うことを想定しています。
25	入札説明書	16	5	(1)	6)	本文中、「その影響への対応」とありますが、これは具体的には何を指しているのでしょうか。	無利子資金が適用され、サービスの対価が低減される場合は、事業者に対し無利子資金を組み入れた形で事業費の調達を行うことを求めたものです。無利子資金が適用された場合と適用されない場合を比較したサービスの対価の低減分について、協議を行うことを想定しています。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
26	入札説明書	16 27	5 9	(1)	6)	<p>「無利子資金が適用され、サービスの対価が低減される場合は、事業者はこの資金を活用すること。」とあるが、この「活用」とは具体的に何を意味しているのか？ 無利子資金を適用した場合、例えば返済条件まで無利子融資が優先し、その結果他の市中銀行からの借入が困難になることがあったとしても活用は義務付けられるのか？ また、「日本政策投資銀行の低利融資を活用した提案を行なうことも可能である」とあるが、入札の段階で日本政策投資銀行側に詳細の条件の提示等を求めることは困難であり、(条件により低利融資の金利も変わる)提案を行なうことはできないと考えるが、これについてはどのようにお考えか？</p>	<p>無利子資金が適用され、サービスの対価が低減される場合は、事業者に対し無利子資金を組み入れた形で事業費の調達を行うことを求めたものです。無利子資金が適用された場合と適用されない場合を比較したサービスの対価の低減分について、協議を行うことを想定しています。日本政策投資銀行は、事業者が選定される前に特定の事業者に対する融資コミットは行いませんが、事業者が選定された後に、その事業者から要望があった場合、融資の検討に取り組むとの参加関心表明がなされています。提案にあたって日本政策投資銀行の低利融資を活用する場合の金利及び貸付期間については、事業者の判断で行って下さい。なお、提案において想定された日本政策投資銀行からの融資額の増減があった場合、融資条件の相違が生じた場合及び融資が不調になった場合の資金調達リスクは、事業者の負担となります。</p>
27	入札説明書	16	5	(1)	6)	<p>無利子資金が適用される場合、融資団からの保証を取るケースがありますが、融資団は銀行以外(リース会社 証券会社等)であることは問題ありませんか？お聞かせ下さい。</p>	<p>無利子資金のうちふるさと融資については、信託銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、全国信用金庫連合会、信用金庫、農林中央金庫による保証に限ります。日本政策投資銀行無利子融資制度が創設された場合の保証者に関する信用力・外形要件的な制約については、個別に判断することとなります。</p>
28	入札説明書	16	5	(2)	1)	<p>工事管理状況の報告業務に関し、「工事監理者は工事監理の状況を県に毎月報告する。」とありますが、毎月の報告は事業者を通じて県に対して行われると解釈して宜しいのでしょうか？</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
29	入札説明書	16	5	(6)		<p>「建物の建設工事業務を行う事等がSPCの設立目的となっておりますが、実際に建設工事を行うのはSPCから建設工事を請け負う建設会社ですので、SPCには建設工事を行う為のライセンスは不要と思われませんが、この認識で宜しいのでしょうか。」</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
30	入札説明書	17	5	6)		<p>落札者は、仮契約の締結前までに、……特別目的会社を設立するもの」とありますが、特別目的会社への出資は、入札説明書59にあるグループ構成員全者が出資する必要は無いと理解してよろしいですか。(例えば、5者で同特定事業への参加申請を行った場合においても、その内の代表者1者が100%出資する特別目的会社を設立する。)</p>	<p>ご質問のとおりです。ただし、グループ構成員による出資を主体としたSPCを設立する必要があります。なお、グループ代表者は、SPCに対し出資者になる必要があります。</p>
31	入札説明書	17	5	6)		<p>「落札者は、仮契約の締結前までに、衛生研究所特定事業に関する次の業務を目的とする特別目的会社を設立するものとする。」とあるが、来年1月中旬に予定されている審査結果の公表(優秀提案の選定、落札者の決定)から、同1月下旬に予定されている仮契約の締結まで約10日間しかなく、非常にタイトなスケジュールになっているのは何故か?また、期間の延長はできないのか?もし、落札者がこのタイトなスケジュールに対応できず、仮契約締結までに特別目的会社を設立できていなかった場合には、落札者としての資格は取り消されるのか?</p>	<p>仮契約の時期(1月下旬)を遅らせる考えはありません。また、仮契約時までにSPCを設立することは入札に当たっての条件となります。</p>
32	入札説明書	17	5	6)		<p>「落札者は、SPCを設立する」と有りますが、落札者がグループの場合、落札者以外の者がSPCに出資する事は可能ですか。又、グループ構成員の一部が出資しない事は可能ですか。事業開始後、出資者が他の本件SPC出資者に権利義務を譲渡する事は可能ですか。</p>	<p>前段の質問:落札者以外の者がSPCに出資することは可能です。中段の質問:SPCは、必ずしもグループ構成員全員の出資により設立される必要はありません。ただし、グループ構成員による出資を主体としたSPCを設立する必要があります。なお、グループ代表者は、SPCに対し出資者になる必要があります。後段の質問:県の承諾を得たうえで可能です(契約書(案)附則第1条参照)。</p>
33	入札説明書	17	5	6)		<p>建設工事と、維持管理 研究支援等のそれぞれの契約保証期間を明示願いたい。</p>	<p>本事業は、PF事業であり、建設から維持管理 研究支援までのサービスを一括して提供していただきます(入札説明書付属資料 参照)。それゆえ、契約保証期間は契約期間の全期間です。</p>

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
34	入札説明書	17	5	6)		本説明書によれば、事業者に金銭保証または連帯保証を義務づけられておりますが、金銭保証選択の場合は、貴県が公表している「サービス対価の総額（入札価格）」の1/10を事業者が差入れることとなりますが、それに耐えうる事業者は非常に限定されてくると思われませんが、如何お考えでしょうか。	契約書に定められた事業者の債務の履行を確保するため、入札説明書P17の5(6)を提示条件としました(地方自治法施行令第167条の16第1項に基づき契約保証金の納付を求めています)。契約保証金を納付するか(契約保証金の納付に代える場合を含む)、株主による保証をするかは、入札参加者の判断により選択してください。インターネット上の記載については、9月18日付で「入札価格の100分の10」を「落札金額の100分の10」に訂正しています
35	入札説明書	17	5	6)		本説明書によれば、事業者に金銭保証または連帯保証を義務づけられておりますが、連帯保証選択の場合は、衛生研究所としての維持管理の特殊性、すなわち研究支援業務につき貴県が持つべき運営リスクと事業者が持つべき研究支援リスクの分担につき不明確な場合が想定され、連帯保証が非常に困難と思われませんが、貴県のお考えをご開示頂きたいと存じます。先の弊社からの「金銭保証」に関する質問と合わせ、ご教示の程宜しくお願い致します。	地方自治法施行令第167条の16第1項に契約保証金の納付が義務づけられています。なお、SPCの株主の保証によって、契約の履行が確保されるため、契約保証金を免除しています。契約保証金を納付するか(契約保証金の納付に代える場合を含む)、株主による保証をするかは、入札参加者の判断により選択してください。県と保証契約を締結する相手方は、原則、グループ代表者及び県が適当と認めるSPCの株主です(No.45参照)。これらの相手方に保証書に記載の内容を一括保証していただきます。グループ構成員間のリスク分担については、構成員間の契約により対応してください。
36	入札説明書	17	5	6)		契約保証金を納付することとすると、その分の金利負担がSPCに生じ、結果として神奈川県の実費の縮減が図れなくなるため、事業者は株主の保証選択することになると考えますが、別紙資料「事業契約」の別紙4によると、神奈川県は「連帯保証」を代表企業及び県が適当と認める株主に保証を要求することになります。業務が広範囲に亘る当事業において、応募者に「連帯保証」を求めることは、応募者には過大な負担です。SPCは契約によって、その業務を神奈川県に対して履行するのですから、株主による保証は「過大」と考えます。保証を要求する理由をご教授下さい。	地方自治法施行令第167条の16第1項に契約保証金の納付が義務づけられています。なお、SPCの株主の保証によって、契約の履行が確保されるため、契約保証金を免除しています。契約保証金を納付するか(契約保証金の納付に代える場合を含む)、株主による保証をするかは、入札参加者の判断により選択してください。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
37	入札説明書	17	5	6)		契約保証の内容は、「建物等の改修……に関する契約書(案)」(別添資料 )の第5章第32条および当契約書(案)別紙4「保証書の様式」によれば、保証書第1条に示された(1)~(4)の事項と理解される。入札説明書および上記の条文を読むと、(1)~(4)に対する総合的保証料が落札金額の1/10と理解できるがそれではよろしいか？	ご質問のとおりです。
38	入札説明書	17	5	6)		契約保証の内容は、「建物等の改修……に関する契約書(案)」(別添資料 )の第5章第32条および当契約書(案)別紙4「保証書の様式」によれば、保証書第1条に示された(1)~(4)の事項と理解される。落札金額の1/10を保証料とした根拠は何か？	神奈川県財務規則第25条に基づいています。
39	入札説明書	17	5	6)		契約保証の内容は、「建物等の改修……に関する契約書(案)」(別添資料 )の第5章第32条および当契約書(案)別紙4「保証書の様式」によれば、保証書第1条に示された(1)~(4)の事項と理解される。減額システム、プロジェクトファイナンスによる融資金融機関の保証等色々な対策をとるにもかかわらず、さらに保証料あるいは保証契約の差し入れを求める県の考え方は何か？	地方自治法施行令第167条の16第1項に契約保証金の納付が義務づけられています。なお、SPCの株主の保証によって、契約の履行が確保されるため、契約保証金を免除しています。契約保証金を納付するか(契約保証金の納付に代える場合を含む)、株主による保証をするかは、入札参加者の判断により選択してください。
40	入札説明書	17	5	6)		契約保証の内容は、「建物等の改修……に関する契約書(案)」(別添資料 )の第5章第32条および当契約書(案)別紙4「保証書の様式」によれば、保証書第1条に示された(1)~(4)の事項と理解される。保証金の場合には納付となっているが、納付後の保証金扱い(納付した後の返納方法、金利の扱い、あるいは完工後は一部返還など)はどうなるのか？	契約保証金は損害金の予定であるため、契約に定められた損害金を事業者が支払わない場合、契約保証金から損害金を差し引きます。それゆえ、納付された契約保証金は契約期間中返還いたしません。契約終了後、県に損害がない場合のみ、全額返還いたします(利息等は付与しません)。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
41	入札説明書	17	5	6)		契約保証の内容は、「建物等の改修……に関する契約書(案)」(別添資料 )の第5章第32条および当契約書(案)別紙4「保証書の様式」によれば、保証書第1条に示された(1)~(4)の事項と理解される。第5章第32条には保険会社の履行 損害保証保険証書の差し入れが含まれていないが、これを含めるべきではないか？	県が求める保険会社の保険は、契約書(案)第31条に規定した普通火災保険のみであり、それ以外の保険については事業者の判断により付与してください。SPCの株主による保証以外により、契約保証金の納付を免除することはできません。
42	入札説明書	17	5	6)		契約保証の内容は、「建物等の改修……に関する契約書(案)」(別添資料 )の第5章第32条および当契約書(案)別紙4「保証書の様式」によれば、保証書第1条に示された(1)~(4)の事項と理解される。(1)~(4)について一括保証だけでなく、それぞれ個別に保証することも認めるべきではないか？	県と保証契約を締結する相手方は、原則、グループ代表者及び県が適当と認めるSPCの株主です(No.45参照)。これらの相手方に保証書に記載の内容を一括保証していただきます。グループ構成員間のリスク分担については、構成員間の契約により対応してください。
43	入札説明書	17	5	6)		契約保証の内容は、「建物等の改修……に関する契約書(案)」(別添資料 )の第5章第32条および当契約書(案)別紙4「保証書の様式」によれば、保証書第1条に示された(1)~(4)の事項と理解される。保証契約を差し入れる場合、保証者が複数で、保証負担を分担することは可能か？	県と保証契約を締結する相手方は、原則、グループ代表者及び県が適当と認めるSPCの株主です(No.45参照)。これらの相手方に保証書に記載の内容を一括保証していただきます。グループ構成員間のリスク分担については、構成員間の契約により対応してください。
44	入札説明書	17	5	6)		契約保証金の扱いについて、「落札金額の(中略)1/10」とありますが、建設工事が終了した時点では、建設工事以外の業務に関する金額の1/10へシフトすると解釈して宜しいのでしょうか？(建設工事の履行保証は建設工事期間のみという扱いでよいのか、という意味)契約履行の確保の方法が3つ掲げられていますが、入札者がどの方法を選択しても、選択そのものが審査事項に当たるとはならないと解釈しても宜しいのでしょうか？	前段の質問：本事業は、PF事業であり、建設から維持管理 研究支援までのサービスを一括して提供していただきます(入札説明書付属資料 参照)。それゆえ、契約保証金についても、本事業全ての事業者の債務について一括して保証していただくこととなるため、契約保証金が事業期間中で変動することはありません。後段の質問：ご質問のとおりです。
45	入札説明書	17	5	6)		ウ 契約保証金を免除する場合において株主による保証(グループ代表者及び~)となっているが、2者以上の保証が必要ということか。	原則ご質問のとおりです。但し、グループ代表者に十分な信用力がある場合はこの限りではありません。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
46	入札説明書	17	5	6)		ウ 契約保証金を免除する場合において株主による保証(グループ代表者及び～)となっているが、グループ代表企業以外の保証を求める場合はどういう場合か。(グループ代表企業では十分な信用がない場合ということか?)	原則、2者以上の保証が必要です。但し、グループ代表者に十分な信用力がある場合はこの限りではありません。
47	入札説明書	17	5	6)		ウ 契約保証金を免除する場合において株主による保証(グループ代表者及び～)となっているが、グループ代表企業は、どの様な業種の企業が最適と考えているか?(例えば、30年間維持管理を行うので、維持管理会社が最適と考えているのか、もしくは長期間の間に修繕が行われるのでゼネコンが最適だと考えているのか等。)	グループ代表者にどのような業種の企業がなるのかは、グループの判断で選択してください。
48	入札説明書	17	5	6)		ウ 契約保証金を免除する場合において株主による保証(グループ代表者及び～)となっているが、将来的(運営期間中等)に保証企業の追加や保証範囲の拡大を要求する場合もあるのか。	考えておりません。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
49	入札説明書	17	5	6)		<p>落札金額の定義と予定金額を明確にしてください。別添資料 -別紙3サービスの対価の算定方法の条項で契約予定金額は「本件工事にかかる工事費用...新棟(研究棟)の賃貸料...」、「維持管理料...」と定義されています。しかし工事費用と新棟の賃貸料は論理的、数字的には二重になっています。これを理解した上で、この「落札金額」と「契約予定金額」は広義の同意語と理解されますか。契約保証金は時間的経過と共に減額方向に保証金額が変化します。この調整方法を説明してください。契約保証金を免除する場合として、SPCの株主による保証となっていますが、当社のPFI海外経験から外国ではPFIは特定ビジネスであるため基本的に親会社の保証なしのノン・リコースであるべきとの基本理念に相反しています。そのため、プロジェクト・ファイナンス、各種サービス会社の特定等を含めた提案書を審査し、決定するのが官側と融資団の責務と理解しています。契約保証金の納付に代える場合も同様の行為です。この件に関する論理的な見解を期待します。</p>	<p>前段の質問 :落札金額は入札説明書 P 17の5(6)参照、契約予定額は契約書(案)別紙3の1を参照。なお、契約書(案)の第1条(10)および別紙3の表中の「本件工事費等及びこれにかかる支払利息の欄における「新棟(研究棟)の賃貸料」は削除する形で訂正いたします。</p> <p>中段の質問 :契約保証金は、30年間の契約の履行を確保するためのもので、個々の業務を切り離して保証するものではなくまた、額が逡減するものでもありません。従って、入札保証金は、30年後の履行確認を行ったうえ還付する事になります。</p> <p style="text-align: right;">後段の質問</p> <p>地方自治法施行令第167条の16第1項に「契約保証金の納付が義務づけられています。なお、SPCの株主の保証によって、契約の履行が確保されるため、契約保証金を免除しています。」</p>
50	入札説明書	18	5	8)		<p>普通火災保険について事業者側で任意に条件を設定できるのでしょうか。普通火災以外の保険については、施設従業員や役員等の障害保険や他の保険については、事業者側で任意につけてかまわないのでしょうか。</p>	<p>前段の質問 :契約書(案)に記載の条件の範囲内で、事業者が任意に条件を設定していただいて構いません。後段の質問 :ご質問のとおりです。</p>
51	入札説明書	18	6	3)		<p>資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、県は事業者に資金を提供する融資団と協議することもあり得るとありますが、融資団は銀行以外(リース会社 証券会社等)であることは問題ありませんか?お聞かせ下さい。</p>	<p>問題ありません。</p>

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
52	入札説明書	18	6	(3)		事業期間中の事業者と県の係わりの 項で、「必要に応じて県と建設会社等の間で直接連絡調整を行う場合がある。」とありますが、主にどのような場合を想定されているのでしょうか。	原則として県は事業者に対して連絡等を行います。設計図書の解釈等の専門的事項や緊急に対応すべき事項などについては、必要に応じて県と建設会社等の間で直接連絡調整を行う場合があります。連絡調整を行った内容については、事業者に報告します。
53	入札説明書	18	6	(3)		「必要に応じて県と建設会社等の間で直接連絡調整を行なう場合がある」とあるが、「常に代表企業またはSPC経由で連絡を行なう」と変更できないか？	変更は行いません。原則として県は事業者に対して連絡等を行います。設計図書の解釈等の専門的事項や緊急に対応すべき事項などについては、必要に応じて県と建設会社等の間で直接連絡調整を行う場合があります。連絡調整を行った内容については、事業者に報告します。
54	入札説明書	18	6	(3)		「資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、県は事業者に資金を提供する 融資団と協議する事もあり得る」と有りますが、「一定の重要事項」とは具体的にどのようなケースを想定していますか。	契約書(案)附則第2条に記載の内容です。
55	入札説明書	19	6	(4)		維持管理 研究支援等で使用される備品 機器等には仕様ランクがありますが、これらの備品 機器等の仕様条件の明示をお願いしたいのですが？ご指示をお願いします。	維持管理、研究支援業務のためご用意いただく備品 機器等は、設計図書及び業務要求水準書に基づき事業者において選定してください。
56	入札説明書	19	6	(4)		維持管理 研究支援等で使用される備品 機器等の使用可能年数はそれぞれまちまちですが、その中で、備品 機器等の更新についてどの様にお考えですか？お聞かせ下さい。	別に定めがある場合を除き、業務要求水準書に示す範囲において事業者で判断してください。
57	入札説明書	19	6	(4)		研究支援業務における業務要求水準と入札説明書別添資料 別冊の管理マニュアルはどのような関係と考えればよいのでしょうか？お聞かせ下さい。	管理マニュアルは、参考資料です。契約後、県と事業者が協議のうえ作成することになる業務計画書を基に、事業者はあらためて管理マニュアルを作成(入札説明書 別添資料 別冊の管理マニュアルを基に作成)することになります。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
58	入札説明書	19	6	(4)	1)	維持管理業務において、建築物 建築設備保守管理業務で「その他一切の修理業務を含む」とありますが、既存棟(A棟)については、修理業務の対象となるのは今回改修工事部分と考えて宜しいでしょうか。	事業期間中のA棟についての全ての修理業務が対象となります。
59	入札説明書	19	6	(4)	2)	「あらかじめ県に承認を得た上、第三者に委託することができる。」とあり、「入札説明書 P27.9その他」で協力会社を事業開始原則21日以上前に通知しなければならないということは、委託の承認は21日以上前までに通知すれば無条件で承認して頂けるということか。もしくは協力会社に条件があるのならば、条件を明確にして頂きたい。	21日以上前に通知が行われても、明らかに事業の履行が不可能な場合、又は法令等に違反している場合には、承認いたしません。
60	入札説明書	19	6	(6)		監理技術員の構成内容と現場常駐、非常駐の形態を明示して頂きたい。また、管理技術者用の5号プレハブピット調度備品等は指定工事監理費に含まれるものとするが、見解をお聞かせ願いたい。	現場常駐監理3名、一般監理3名程度を予定しています。工事監理者用の現場事務所等にかかる経費は、工事監理費に含まれていません。
61	入札説明書	19	6	(6)		現衛生研究所で使用されている研究機器について、移設されるもの、移設されないものの明示はなされるのでしょうか？ また、移設される機器はどのような扱いになるのでしょうか？お聞かせ下さい。	計測機器等、試験検査、調査研究に使用する機器は県で用意し、県が管理します。
62	入札説明書	19	6	(6)		工事監理費の支払いについては、入札説明書の付属資料によると「工事完成までに支払うこと。(年度未出来高払い1回を含む)」と記載されているが、事業スケジュールから考えて平成14年3月末に出来高払いにて1回、平成15年3月に残金額を一括払いと考えてよいのか教えて頂きたい。	原則として、ご質問のとおりです。詳細は、仮契約締結後に事業者と設計事務所で協議してください。
63	入札説明書	19	6	(6)		工事監理委託業務は四会連合協定 建築監理業務委託契約約款によるとありますが、PFの原則として責任分担の明確化のため約款を使用するものの、改定、追記ができると考えて宜しいでしょうか。	仮契約締結後、事業者と設計事務所の協議の上、契約の中で特記事項等の追記を行うことは可能です。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
64	入札説明書	20	6	6)		テレビ電波障害に関し、既存棟(A棟)による周辺地域へのテレビ電波障害は発生しているのでしょうか。発生しているとすれば、どのような対処をされているのでしょうか。	維持管理及び研究支援に関する要求水準書「P16 衛生研究所建築物に起因する電波障害対策を参照ください。
65	入札説明書	21	3)			入札提出書類は、あくまで入札のために作成される書類であって、落札者が、県より提供頂く詳細データに基づいて改訂した後、契約書の一部を構成するものと了解いたしますが、いかがでしょうか。	契約書(案)前文に記載のとおり、入札提出書類は、契約書と同様、事業者の債務を規定します。
66	入札説明書	23	7	2)	3)	長期修理費の作成要領は、「30年間に要する総額(物価を勘案しない額)の30分の1を計上」とありますが、これは、各年に要する額が随時支払われるのではなく、平準化された金額を前もって確定し毎回支払われるという意味ですか？上記の場合、修繕が行われない期間は売上として法人税の対象になると考えなければならぬのでしょうか？それとも県として、法人税対象とならない何らかの措置をとっていただけるのでしょうか？	長期修理費については、各年で必要となる額がその都度支払われるのではなく、30分の1に平準化された額がサービスの対価の一部に組込まれ支払われることとなります。事業者の会計処理については、法令に従い、事業者の責任において行ってください。なお、県としての特別な措置はありません。
67	入札説明書	24	7	2)	4)	障害者の雇用に際し、設計書に記載以外の障害者対応工場の必要が生じた場合、費用は県、事業者どちらが負担するのか。県の考えを聞かせほしい。	事業者において負担してください。なお、障害者対応工場は、VE提案における「VEによる機能向上」の対象となります。
68	入札説明書	24	7	2)	4)	において 次の点に留意し、様式24に従い作成する」とあり提案を求められておりますが、これは落札者決定基準における定量的審査項目の一部でもあります。ここで、提案した内容が、事業実施段階において、提案した数値と乖離し、県に不利益を与えた場合、ペナルティとして、サービス対価の減額等が行われることはあるのですか。また、ある場合は、その範囲、金額などはどのように決定されるのですか。	提案の妥当性については、審査時に検証済みなので、サービスの対価の減額は行いません。実施したVE提案については、事業者は事業期間において効果を検証し、毎年度報告書を提出していただきます。VE提案は契約書と同様、事業者の債務を規定していますので、事業者の責により、効果が発揮されていない場合は、改善を行っていただきます。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
69	入札説明書	24	7	2)	4)	<p>において 次の点に留意し、様式25に従い作成する」とあり提案を求められておりますが、これは落札者決定基準における定量的審査の項目の一部でもあります。ここで、提案し、採用された内容が、事業実施段階において、利用者の利便性、機能性の向上に寄与しなかったと判断される場合にペナルティとして、サービス対価の減額等が行われることはあるのですか。また、ある場合は、その範囲、金額などはどのように決定されるのですか。</p>	<p>提案の妥当性については、審査時に検証済みなので、サービスの対価の減額は行いません。実施したVE提案については、事業者は事業期間において効果を検証し、毎年度報告書を提出していただきます。VE提案は契約書と同様、事業者の債務を規定していますので、事業者の責により、効果が発揮されていない場合は、改善を行っていただきます。</p>
70	入札説明書	24	7	2)	4)	<p>において 次の点に留意し、様式26に従い作成する」とあり提案を求められておりますが、これは落札者決定基準における定量的審査の項目の一部でもあります。ここで、提案した内容が、事業実施段階において、提案どおりの雇用が出来なかった場合にペナルティとして、サービス対価の減額等が行われることはあるのですか。また、ある場合は、その範囲、金額などはどのように決定されるのですか。</p>	<p>提案の妥当性については、審査時に検証済みなので、サービスの対価の減額は行いません。提案内容は契約書と同様、事業者の債務を規定していますので、提案内容が実施されていない場合は、改善を行っていただきます。</p>
71	入札説明書	25	7	2)	4)	<p>において 次の点に留意し、様式27に従い作成する」とあり提案を求められておりますが、これは落札者決定基準における定量的審査の項目の一部でもあります。ここで、提案し、採用された内容が、事業実施段階において、地球環境保護に寄与しなかったと判断される場合にペナルティとして、サービス対価の減額等が行われることはあるのですか。また、ある場合は、その範囲、金額などはどのように決定されるのですか。</p>	<p>提案の妥当性については、審査時に検証済みなので、サービスの対価の減額は行いません。実施したVE提案については、事業者は事業期間において効果を検証し、毎年度報告書を提出していただきます。VE提案は契約書と同様、事業者の債務を規定していますので、事業者の責により、効果が発揮されていない場合は、改善を行っていただきます。</p>

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
72	入札説明書	25 26	7 8	(2) (3) (5)		契約金額は、維持管理料及び研究支援料の初年度の額をもって規定となっています。 付属資料 サービスの対価の設定方法においては、各年度の支出額が異なる項目については30年間に要する総額の30分の1を初年度のサービス対価として計上するとあり、一方、維持管理業務費用見積書並びに研究支援業務用見積書については、いずれも30年間にわたる費用について実態に即した内容で計上することとなっております。 実際に県が事業者へ支払うサービスの対価については、見積りで提出した料金が各年毎に支払われるのでしょうか。それとも、平準化された金額が毎年支払われるのでしょうか。	平準化された金額をサービスの対価として毎年支払います。
73	入札説明書	26	8	(1)		「契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。」とあるが、県が作成した契約書(例えば、建物等の改修、建設及び賃貸等並びに維持管理及び研究支援に関する契約書(案))の作成費用についても事業者負担となるのか。事業者負担となるのであれば、その金額を提示して頂きたい。	提示した契約書(案)の作成費用及び県側の弁護士費用は県が負担します。事業者負担となるのは、契約書(案)の検討にかかる事業者側の弁護士費用、印紙などの費用です。
74	入札説明書	26	8	(1)		「契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。」とありますが、具体的にどのような費用が事業者の負担となりますか。例えば、県側の弁護士費用等も含まれるのでしょうか。	提示した契約書(案)の作成費用及び県側の弁護士費用は県が負担します。事業者負担となるのは、契約書(案)の検討にかかる事業者側の弁護士費用、印紙などの費用です。
75	入札説明書	26	8	(3)		「入札価格」と「契約金額」の用語の定義は何か？また、違いは何か？	入札説明書P26の8(3)を参照してください。
76	入札説明書	26	8	(3)		入札価格の中に、県への新棟(研究棟)所有権移転業務に係る費用が含まれるが、所有権移転業務を行なうにあたって発生する「不動産取得税」・「登録免許税」及び「譲渡日以降の固定資産税の清算金」の負担者は県なのか事業者なのか。事業者である場合、これらの費用はサービスの対価に含めて入札するのか教えて頂きたい。また、県税である「不動産取得税」の減免措置はあるのか併せて教えて頂きたい。	事業者から県への新棟(研究棟)の所有権移転に際しては、「不動産取得税」「登録免許税」は課税対象者が県であるため発生しません。「譲渡日以降の固定資産税の清算金」については、事業者の負担とします(精算は行いません)。費用については、サービスの対価に含めて入札してください。「不動産取得税の減免措置」については想定していません。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
77	入札説明書	27	9			説明書に於いて「日本政策投資銀行の低利融資を活用した提案も可能である」としておりますが、活用提案する場合、提案時まで同銀行からの融資の実現可能性をどの程度確定することが必要なのでしょうか。(確定の度合いが明確でないと、提案金額に恣意がなされています。提案にあたって日本政策投資銀行が入ることも考えられます。) また同行の融資を活用した提案を作成するには、同行からの参加関心表明等の文書の提出は必要でしょうか。	日本政策投資銀行は、事業者が選定される前に特定の事業者に対する融資コミットは行いませんが、事業者が選定された後に、その事業者から要望があった場合、融資の検討に取り組むとの参加関心表明がなされています。提案にあたって日本政策投資銀行の低利融資を活用する場合の金利及び貸付期間については、事業者の判断で行って下さい。なお、提案において想定された日本政策投資銀行からの融資額の増減があった場合、融資条件の相違が生じた場合及び融資が不調になった場合の資金調達リスクは、事業者の負担となります。
78	入札説明書	27	9			日本政策投資銀行の低利融資につきましては、提案段階で、確約した融資条件を引き出すことは不可能と理解しています。金利水準や融資額については、仮定もしくは幅を持たせた提案をすとの理解でよろしいですか。また、想定融資条件にて提案を行い、優秀提案に選定された後、交渉の結果、同行の低利融資が実行されなかった場合や、条件が乖離した場合は、県とSPCで調整を行うと理解してよろしいですか。日本政策投資銀行の低利融資制度とは具体的にどの制度を示しているのか、ご教示いただきたい。	日本政策投資銀行は、事業者が選定される前に特定の事業者に対する融資コミットは行いませんが、事業者が選定された後に、その事業者から要望があった場合、融資の検討に取り組むとの参加関心表明がなされています。提案にあたって日本政策投資銀行の低利融資を活用する場合の金利及び貸付期間については、事業者の判断で行って下さい。なお、提案において想定された日本政策投資銀行からの融資額の増減があった場合、融資条件の相違が生じた場合及び融資が不調になった場合の資金調達リスクは、事業者の負担となります。 また、本事業に係る日本政策投資銀行の低利融資制度は、「民間資金活用型社会資本整備」があります。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
79	入札説明書	27	9			<p>「日本政策投資銀行の低利融資を活用した提案を行うことも可能である（融資割合は借入額の50%を上限とする。）」との記載があります。日本政策投資銀行は過去のPFI案件に関して「個別の提案グループからの融資の可否や融資の仕組みについての事前打ち合わせ」は一切行わない方針でありましたが、本行の低利融資を活用する場合の金利及び貸付期間については個別に提案前の打ち合わせに応じて頂けるといっていいのでしょうか？（打ち合わせの機会がなければ、提案に同行の低利融資を織り込むことは困難です。）個別打ち合わせの機会を頂けないのでしたら、日本政策投資銀行の融資可能な前提条件を神奈川県として同行に確認の上公表していただけるのでしょうか？公表していただけるのでしたら、提案グループはそれに従って、事業計画を策定し、同行の低利融資を反映した提案を提出することが可能になります。</p>	<p>日本政策投資銀行は、事業者が選定される前に特定の事業者に対する融資コミットは行いませんが、事業者が選定された後に、その事業者から要望があった場合、融資の検討に取り組むとの参加関心表明がなされています。提案にあたって日本政策投資銀行の低利融資を活用する場合の金利及び貸付期間については、事業者の判断で行って下さい。なお、提案において想定された日本政策投資銀行からの融資額の増減があった場合、融資条件の相違が生じた場合及び融資が不調になった場合の資金調達リスクは、事業者の負担となります。</p>
80	入札説明書	27	9			<p>実際に業務を行う協力会社の通知は、当該事業開始、原則21日以上前に協力会社の通知とあるが、当該事業開始とは平成13年4月と考えてよいか。また、その場合、維持管理 研究支援業務開始が2年後にもかかわらず、平成15年4月までの間に、協力会社の変更等は出来ないということか。</p>	<p>事業開始日は、業務によって異なります。維持管理 研究支援業務については、事業開始日は、原則、平成15年4月1日となります。</p>
81	入札説明書	27	9			<p>協力会社の内容（例えば地元比率等）は審査の対象になるのでしょうか。</p>	<p>落札者決定基準に基づき、選考を行いますので、審査の対象にはなりません。</p>
82	入札説明書 付属資料	31				<p>デフォルトリスクの内、県より事業者に対し指示があったものに関しては県の負担すべきリスクと理解しますが、いかがでしょうか。</p>	<p>リスク分担表に定めるとおりです。</p>

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
83	入札説明書 付属資料	31				電波障害対策費は事業者の負担となるのでしょうか。新棟が電波障害の原因となった場合、今回の事業方式では民間事業者が建物を保有するものの、その施設の計画・設計は県が実施したものであることから、対策費用は県が負担するのが妥当と考えますが、いかがでしょうか。	県としては、既存で実施している電波障害対策及び新たに発生する電波障害対策については、想定できるリスクであると考えております。維持管理及び研究支援に関する要求水準書「P16衛生研究所建築物に起因する電波障害対策を参照し、事業者において対応してください。なお、既存で実施している電波障害対策については、事業者の負担により、平成13年4月1日から対応してください。費用については、平成13年4月1日から平成15年3月31日までのものは様式15の電波障害対策費に、平成15年4月1日以降のものは様式30-10に記載してください。
84	入札説明書 付属資料	31				電波障害の対策費用については具体的に責任負担が明記されておりませんが、どのようにお考えですか。	県としては、既存で実施している電波障害対策及び新たに発生する電波障害対策については、想定できるリスクであると考えております。維持管理及び研究支援に関する要求水準書「P16衛生研究所建築物に起因する電波障害対策を参照し、事業者において対応してください。なお、既存で実施している電波障害対策については、事業者の負担により、平成13年4月1日から対応してください。費用については、平成13年4月1日から平成15年3月31日までのものは様式15の電波障害対策費に、平成15年4月1日以降のものは様式30-10に記載してください。
85	入札説明書 付属資料	31				法人の利益に係るもの以外の法人税の変更に係るものは、県負担となっておりますが、耐用年数の変更に伴う減価償却費の変動リスクは県が負担すると理解してよろしいですか。	耐用年数の変更に伴う減価償却費の変動リスクについては、税制度リスクのうち「法人税の変更に係るもの(法人の利益に係るもの)」に該当しますので、事業者の負担となります。
86	入札説明書 付属資料	31				施設損傷リスクの中で「事故・火災等によるもの」は事業者負担とされていますが、一方で運営リスクにおいて「試験・研究業務リスク」に関しては県の負担とされています。事故・火災等によるもので「研究業務に関するもの」が起因とされる事故・火災等の場合は、リスクの負担は県と考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
87	入札説明書 付属資料	31				法人税の変更に関する税制度リスクについては、法人の利益に係るものとそれ以外のものでリスク負担者が分かれておりますが、法人の利益に係る変更とは具体的にはどのような変更を想定されているのでしょうか。	法人税の変更に関するリスクについては、法人税率の変更など法人の利益に係るものは事業者の負担とし、外形標準課税のような利益に課税するものではない税制度の変更に対応するものは、県の負担と考えております。
88	入札説明書 付属資料	31				因果関係がはっきりとしないリスクについては、県側、事業者側のリスクをどのように決定するのか。リスク分担表については、必ずしも内容が一致しない箇所が見受けられるが(例えば用地リスクの地中障害物に関しては県側のリスクとなっているものの、工事費増大リスクについては県の指示によるもの)以外には事業者側のリスクとなっている。建設予定地に障害物が発見され、県の指示がなされない場合は、工事費増大リスクはどうなるのか?これについてはどうお考えか?リスク分担表は更に正確・詳細なものにする必要があると思うが、どうお考えか?リスク分担表では、はっきりしないリスク等について、契約書にて詳しく定義する必要があるが、契約書の内容は変更できるのか?	リスク分担については、リスク分担表に明示してあります。建設予定地に障害物が発見された場合のリスク分担は、用地リスクの分担に従い、合理的な増加費用を県が負担します。なお、県と事業者は、提示した契約書(案)の内容で契約締結します。契約書(案)に記載の条件を変更することはできません。ただし、仮契約(1月末)までの間に、条件を変更せずに表現を明確化することは可能です。
89	入札説明書 付属資料	32				環境問題リスクは、事業者が負担となっておりますが、この分野においては一回の事故における損害額が大きく、また保険でカバーすることができないリスクが非常に多くなっております。県側と事業者側で協議することは考えられないのでしょうか。維持管理コスト操業停止、交通リスク、犯罪や日常災害等、あらゆるリスクが想定されますが、具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。	前段の質問:リスク分担の変更はできません。後段の質問:リスク分担については、リスク分担表及び契約書(案)に定めるとおり対応していきます。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
90	入札説明書 付属資料	32				<p>運営管理段階 - 運営リスク - 試験 研究支援業務リスクにおいて、研究支援業務中の事故に関するもの（実験器具洗浄作業におけるガラスの損傷によるけが及び器具の破損等）要求仕様不適合（LAN 情報システムの構築 運用業務等）は事業者負担となっているが、その事故が実験動物飼育管理等の作業において提示されたマニュアル・県側の指示等により実施した内容である場合についても事業者側リスクとなるのか。</p>	<p>研究支援業務の実施にあたっては、県と事業者で協議のうえ業務計画書を作成します。それに基づいて、事業者がマニュアルを作成することになりますので、業務の履行責任は、事業者となります。なお、県の指示により実施した内容については、県の負担です。</p>
91	入札説明書 付属資料	32				<p>事業期間終了時、新棟は県に無償譲渡されますが、譲渡後の瑕疵担保責任は事業者が無いと解釈しても宜しいのでしょうか？</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
92	入札説明書 付属資料	32				<p>事業者の責によらない開発許可の遅れに伴って、工期が遅延した場合の遅延リスクは県側の負担と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者の責によらない開発許可の遅れに伴って、工期が遅延した場合の遅延リスクについては、県の負担になります。</p>
93	入札説明書 付属資料	32				<p>リスク内容に、研究支援業務中の事故に関するもの、要求仕様不適合とありますが、研究支援業務中の事故につきましては、最悪の事態を想定すると、第三者災害を含め、被害が広範囲で、重大災害に繋がる恐れがあると思われます。例：人的被害を及ぼす菌を保有した実験動物が逃げ出し、人に感染する。RIが管理ミスにより流失し、人的被害が発生する。情報システムの運用管理の不手際により、システムがウイルスに汚染され、これを媒介として、外部のクライアントにも影響を与える。このような、支援業務に起因する災害が発生した場合につきましても、事業者がリスクを負うと解釈してよろしいですか。また、このリスクを軽減するためには、事業者は保険を付保すると理解してよろしいですか。</p>	<p>前段の質問：事業者の負担です。後段の質問：事業者の判断で行ってください。なお、神奈川県衛生研究所の運営において、上記のような事故は、発生したことはありません。</p>

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
94	入札説明書 付属資料	32				建設段階の施工監理リスクは事業者の負担とされていますが、一方で入札説明書19(5) 工事監理費のところで金額が、付属資料 設計事務所の役割のところで支払方法、支払い時期が指定されています。この場合において、設計事務所の監理、検査の遅延による工事の遅れ、監理の不備による施工上の問題などが発生した場合に、設計事務所に対し、県指定の金額の減額、支払時期の変更等を行ってもよろしいのですか。	設計事務所の債務不履行については、四会連合協定 建築監理業務契約約款第10条 (乙の債務不履行責任)に基づき、賠償請求で対応してください。したがって、指定監理料の設定金額自体の変更は認められません。
95	入札説明書 付属資料	32				運営管理段階 施設損傷リスクにおいて、劣化によるもの」として、事業者がリスクを分担することになっていますが、既存棟 (A棟) の今回改修工事部分以外の部分における劣化については適用しないと考えて宜しいでしょうか。	既存施設について現存する瑕疵は県が負担します。ただし、事業期間中に、維持管理要求水準書に示された要求水準を維持することは既存施設を含めて事業者の責任で行っていただきます。
96	入札説明書 付属資料	32				「リスク分担表」運営管理段階の維持管理リスクの中で、施設損傷リスク及び修理費増大リスクについて、事業者が負担すべきリスクの対象は、新棟のみであると理解してもよいでしょうか。(改築後に県へ引き渡すA棟については含まれないと理解してよいでしょうか)	既存施設について現存する瑕疵は県が負担します。ただし、事業期間中に、維持管理要求水準書に示された要求水準を維持することは既存施設を含めて事業者の責任で行っていただきます。
97	入札説明書 付属資料	33				修理費、維持管理費、及び研究支援業務費が各年度により異なる提案をした場合、各年度のサービス対価の支払い相当額は、金利変動、物価変動、消費税の要素を排除すると、入札価格の30分の1の額となると理解してよろしいですか。つまり、サービス対価は、平準化されるということですか。	ご質問のとおりです。
98	入札説明書 付属資料	33				様式全般の作成にあたっては、消費税を除いた金額にて計上することとなっていますが、実際の県から事業者への支払金額は、サービスの対価の全項目についてその消費税相当額を加えた金額となると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
99	入札説明書 付属資料	33	(1)	2)		サービス対価の設定は初年度(以降も)毎年30分の1の計上とありますが、事業契約上の支払方法もこの設定と同じと理解して良いのでしょうか。また、分割払いとは、毎年同額ということ解して良いのでしょうか。	県から事業者への支払は、提案して頂くサービスの対価の初年度の額(サービスの対価の総額の30分の1の額。但し、物価および金利変動を除く)を基準に、物価および金利変動を踏まえて改定を行います。
100	入札説明書 付属資料	34	(3)	1)		年度業務サービスの対価とは、平準化する前の単価であると理解して宜しいでしょうか。	改定率及び計算方法の表にある年度のA業務のサービスの対価は、平準化した後の単価を表しています(初年度であれば、金利 物価変動を除いたA業務のサービスの対価総額の30分の1の額です)。
101	入札説明書 付属資料	35	(3)	2)		基準金利の当初10年度の設定日である「契約日」とは本契約の調印日のことか? 2回目以降の金利改定時には各々4月1日時点の金利を当日から適用する方法が取られているが、通常の資金調達においては変動金利の設定は2営業日前に行われる。金利決定日の改定はできるのか?	前段の質問: 契約日とは契約議案の議決日です。後段の質問: 4月1日時点の金利を適用します。(変更は行いません)。なお、当該4月1日が銀行の営業日でない場合は翌営業日となります。
102	入札説明書 付属資料	35	(3)	2)		入札金額が契約金額となるとされている限り、供用初年度~10年度についての基準金利の基準日は契約日でなく入札時に使う基準日の平成12年8月1日ではないでしょうか。	入札金額が契約金額にはなりません。契約金額については、入札説明書P26の8(3)を参照してください。
103	入札説明書 付属資料	35				事業期間中の金利の改定については、その対象を「本件工事費に相当する部分」とのご説明ですが、その中に以下の項目(費用)を含めても良いと理解してよろしいでしょうか? 個別に可否をお答え下さい。 ・建中金利 ・融資組成手数料 ・建設などに関わる税金 ・そのほか、建設に関する初期投資と認められる費用。 ・SPC設立に関わる費用	ご質問にある建中金利、融資組成手数料、建設などに係わる税金、そのほか建設に関する初期投資と認められる費用、SPC設立にかかわる費用は、「本件工事費に相当する部分」に含まれます。
104	入札説明書 付属資料	35				事業期間中の金利の改定については考え方の御提示がありますが、建中の金利については、どのように考えたらよろしいのでしょうか? 建中期間の基準金利の設定がないと、提案から事業契約までの間の金利リスクを事業者側で負うことになってしまいます。	リスク分担表でも提示させて頂きましたが、建設段階での金利リスクは事業者側に負っていただきます。具体的には、提案時点のサービスの対価に対し、契約時点で1度金利変動に伴う改定を行いますが、その後は建設期間中を含め平成25年のサービスの対価の支払まで改定は行いません。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
105	入札説明書 付属資料 - 1	36				要求水準を満たさず、その結果、県の行う研究業務の全てが24時間行えない場合とありますが、具体的にはどのような状況が想定されるのですか。	例えば、変電設備が壊れ、24時間以内に修復できないような場合です。
106	入札説明書 付属資料 - 1	36				のPFI事業の継続において、事業の継続は第三者が行なうとなっているが、その場合SPCの株主あるいは担保権者である融資団への何らかの対価の支払いがなされると考えるのか。	県からの支払いはありません。
107	入札説明書 付属資料 - 1	36				サービス対価の減額について、ある月のモニタリング結果が業務不履行とされ、その後、改善通告に従って改善期限までに改善した場合は、その月の業務不履行についてのサービス対価は減額されないということか？	ご質問のとおりです。ただし、業務不履行により県が損害を被った場合は、県は損害賠償することがあります。(入札説明書付属資料 - 1参照)
108	入札説明書 付属資料 - 1	36				サービスの対価の減額となる業務の対象について、長期修理計画(様式33-1~3)における修理費も各保守管理業務費に包括的に含まれるのでしょうか。それとも、修理費については独立して対象となるのでしょうか。	修理費についても、各維持管理業務費に含まれますので、減額の対象になります。
109	入札説明書 付属資料 - 1	36				欄において、業務不履行により県が被った損害については、サービスの対価の減額等とは別に、県は損害賠償請求することが可能」とありますが、具体的にどのような内容で、賠償額はどれくらいになると想定されますか。	例えば、業務が要求水準を満たさないことにより、第三者に損害を与え、県がその損害の請求を受けた場合、研究員に健康被害が生じるような場合が想定されます。また、県が被る損害の内容により、損害賠償請求額が変わるため、一概に賠償額がいくらになるかは言えません。
110	入札説明書 付属資料	41	1			事業者の県に対する支払請求権(債権)は一体不可分において、「サービスの履行が確認された時点」とは、毎月の月末かそれとも各6ヶ月毎の期末なのか？金利の計算においては6ヶ月複利なのか、1年の単利なのか？	前段の質問:各6ヶ月毎の期末です。(入札説明書 付属資料 - 2に記載の履行確認時点です) 後段の質問:金利の計算は1年単利で計算します。具体的な計算方法については、入札説明書付属資料 の(3)2)改定方法を参照してください。
111	入札説明書 付属資料	42				竣工後の建物の維持管理には、設計・工事監理者はどのように関わるか。	本事業を担当する設計事務所は、設計・工事監理(今回工事部分)についてリスクを負担します(入札説明書 付属資料 参照)。維持管理における修理業務において、設計事務所の役割は特に設定しておりません。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
112	入札説明書 付属資料	42				VE提案による設計図書の変更を行う場合、設計事務所において設計図書の変更を行うとありますが、変更作業の際の費用発生についてはどのようにお考えですか。また、その際の設計料率の取り決めがあるのでしたら、お教え願います。	VE提案の実施に伴う設計変更料は、VE提案審査変結果に併せて県より提示します。事業者はVE設計委託費（様式15参照）を事業費に計上して、提案していただきます（契約書（案）第12条第2項参照）。
113	業務要求水準書	全般				維持管理及び研究支援業務の効率化をはかる上で、業務要求水準を満たす前提においては、業務員が複数の業務に就くことは可能と理解してよろしいですか。	事業者の判断で計画してください。業務要求水準を満たしていれば、県としては、構いません。
114	業務要求水準書	全般				維持管理及び研究支援業務を実施する上で、現地建物内に、SPCや協力業者が、事務所として使用できる部屋はありますか。また、可能な場合、これに必要な什器、備品、電話、パソコン等を設置することは可能ですか。費用負担はどのようになりますか。	前段の質問：A棟1F宿直室、運転員控え室、管理室、3F事務作業員控え室等を想定しております。後段の質問：事務所に必要な什器、備品等を設置することは可能です。事務所使用にかかる光熱水費等は、事業者負担となります。
115	業務要求水準書	全般				維持管理及び研究支援業務に就く作業員は、更衣室の利用は可能と考えてよろしいですか。また使用に関して、別途費用等は発生すると理解してよろしいですか。	A棟4階の更衣室の使用はできません。114で示した部屋の中で検討して下さい。
116	業務要求水準書	全般				維持管理及び研究支援業務に関する業務要求水準書ならびに付属資料において、維持管理業務及び研究支援業務を行う際の指揮命令系統はどのようになるのですか。例 付属資料1 神奈川県衛生研究所「環境安全協定11ページ 第4条」における環境安全組織並びに環境安全総括者、環境安全担当者、SPCとの関係並びに同協定とSPCとの関係、また付属資料2とSPCとの関係	業務計画作成にあたり衛生研究所長と協議して定めます。
117	業務要求水準書	全般				既存の神奈川県衛生研究所で雇用している各業務従事者や業者の雇用を、考慮する必要は無いと考えてよろしいですか。	事業者で判断してください。
118	業務要求水準書	全般				事業実施段階前に、県より各業務の詳細マニュアルは提示されると理解してよろしいですか。また、既存の衛生研究所で、各業務の実習を行うことは可能ですか。	事業実施前までに、事業者の提示した入札提案書の事業計画に基づき、県と事業者で協議を行い、具体的な、手順について、決めていくことになります。各業務の研修については、実習可能です。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
119	業務要求水準書（維持管理業務）	全般				県の都合により、維持管理業務担当者に残業などが生じた場合、その費用は県側が負担するか、県の考えを聞かせてほしい。	県の指示により発生した時間外業務については、県の負担となります。
120	業務要求水準書（維持管理業務）	全般				維持管理上、資機材を保管する場所を提供していただけるか。・清掃用資機材・管理用資機材（管球、予備フィルター等）	提供可能です。具体的な場所については、別途協議します。
121	業務要求水準書（総則）	1	2			業務計画の実施（事業の運営）にあたり、省資源・省エネルギー、ライフサイクルコストの削減、財産価値の存続、環境負荷の低減等の努力とありますが、その努力による事業者にとってのメリット、デメリットは事業者で受け、それはサービスの対価に還元することと理解してよいのでしょうか。	ご質問のとおりですが、県としてもサービス水準の向上によるメリットを受けます。
122	業務要求水準書（総則）	2	7			災害時の対応について、「県の要請により資機材の搬出、搬入を行なった場合はその経費については別途県は清算する」とあるが、県の要請により発生した、資機材、搬入以外のコストについてはどうなるのか？	業務要求水準書に記載しているとおり、県の指示により行われた業務と県の要請により行われた業務を区別し、「経費について別途県の支出において清算する」のは、「県の要請により、資機材の搬出、搬入を行った場合」に限定しておりますので、「資機材の搬出、搬入以外」に県が要請する予定はありません。従いまして、御質問のように、「県の要請により、資機材の搬出、搬入以外のコストが生じることはないものと考えております。
123	業務要求水準書（総則）	2	7			備蓄倉庫の維持管理も業務範囲に含まれていると理解しておりますが、備蓄倉庫には、具体的にどのようなものを備蓄する予定としているのですか。ご教示ください。	備蓄物資の内容については未定ですが、備蓄物資そのものの維持管理については、業務範囲に含まれておりません。
124	業務要求水準書（総則）	2	11	6)		1.事業者の責任に帰するもの以外による、建物の修理については、事業者業務範囲外と解釈して宜しいのでしょうか？ 2.修繕業務に関し、建物の仕上げ材や各内種設備の仕上げ等に、経年による色あせや、色の退色が生じても、機能上支障無いと判断できれば、修繕・取り替えの対象にはならないと判断しても宜しいのでしょうか？	入札説明書に定められたとおり、修理をお願いいたします。ご指摘のとおり、経年劣化は、要求水準の範囲内であれば、修理を行う必要はありません。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
125	業務要求水準書(維持管理業務)	4	(1)	1		電気が通電されている部分または運転中の機器が近くにある等、清掃に危険が伴う部分とは具体的にどの部分を想定されているのですか。また、清掃に危険が伴う部分の判断は、清掃員が独自に下してもよろしいのですか。	業務計画作成にあたり衛生研究所長と協議します
126	業務要求水準書(維持管理業務)	4	(1)	4	2)	実験室のごみ類は実験室前の廊下に出されたものを収集するとありますが、同資料9 ごみの収集・集積においてはA棟より発生した一般ごみの分別・保管ならびに処理方法のみ記載されております。新棟より排出されたごみの処理はどのようにおこなうのですか。	新棟(研究棟)で発生したゴミは産業廃棄物扱いとし、分別のうえ、廃棄物庫に保管してください。
127	業務要求水準書(維持管理業務)	4	(1)	4	2)	始業開始時までには内容物が全て空の状態になっており、汚れが付着していない状態にする」とあるが、24時間実験等を行なった場合、始業開始時までには空にならない場合があると思うが(始業開始時直前に汚物を捨てた場合)これについてはどのようにお考えか？	原則と考えています。なお、実験室のゴミ類は、実験室前の廊下に出されたもののみ、収集することになりますので、24時間実験を行っていた場合は、廊下にたすことは、難しく、収集はする必要がないと考えています。また、始業開始時前までに実施すれば業務を履行したものと考えます。
128	業務要求水準書(維持管理業務)	4~7				建物以外の敷地内を一般市民に開放するのか、県の考えを聞かせてほしい。	敷地東南側角地植栽部分を開放広場として、地元へ開放する予定です。
129	業務要求水準書(維持管理業務)	5	(1)	6		図面上境界線で区切られている、水路部分の清掃及び植栽維持管理について、県の考えを聞かせてほしい。	水路部分の清掃は、水路管理者である茅ヶ崎市において実施します。植栽維持管理については、事業者の植栽維持管理の範囲とします。
130	業務要求水準書(維持管理業務)	6	(1)	9		A棟からの発生した一般ゴミの処理方法は明記されているが、新棟からの発生するゴミの処理方法を教えてください。	新棟(研究棟)で発生したゴミは産業廃棄物扱いとし、分別のうえ、廃棄物庫に保管してください。
131	業務要求水準書(維持管理業務)	7	2)	3		植栽の一部または全部が、異常気象(炎天下、予想外の雨量)にて枯れた場合の取り替えは事業者の費用負担でしょうか。また、その場合、まったく同種、同規模のものを植栽するのでしょうか。	フォースマジュールリスク以外、事業者の負担となります。その際、新たに植える、植栽については、原則、同種、同規模となりますが、植種の変更等が必要な場合は、協議を行って決定しています。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
132	業務要求水準書(維持管理業務)	8	(3)	3		要求水準において「設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと」とあるが、これはA棟についても適用されるものか、又は今回の改修工事設計の範囲内のみと考えられるが明示願いたい。A棟については建設後7-8年経過しており、現状調査の上、県と事業者間で了解のもと、修理の為の基礎データを作成、長期修繕計画を行う必要があるものと思われるが、見解をお聞かせ願いたい。	要求水準書はA棟についても適用されます。現況調査及びそれに基づく長期修理計画は事業者の責により実施していただき、事業提案に反映していただきま
133	業務要求水準書(維持管理業務)	8	(3)	3	(3)	性能(変形量)維持を評価するには、設計時の変形性能を定期的に試験により確認する必要があるのでしょうか。	免震装置の維持管理は133別表(133.pdf)により行って下さい。
134	業務要求水準書(維持管理業務)	10	(5)	3		別途定める条件による保守管理および運転監視を行う」についての別途定める条件とは、どの条件を示しているのですか。	業務要求水準書9-1ページから9-4ページに記載してあります。詳細は、業務計画作成にあたり衛生研究所長が指示します。
135	業務要求水準書(維持管理業務)	10	(5)	3		実験設備保守管理業務の要求水準として、「別途さだめる条件により保守管理(運転監視を行う)」とあるが、「別途さだめる条件」とは何を指すのか?	業務要求水準書9-1ページから9-4ページに記載してあります。詳細は、業務計画作成にあたり衛生研究所長が指示します。
136	業務要求水準書(維持管理業務)	12	(6)	2		事業者、県及び不可抗力以外による(例えば第三者)損傷は、県の負担と考えて宜しいでしょうか。	県は、A棟等の損傷について負担します。事業者は、新棟(研究棟)について負担していただきます。
137	業務要求水準書(維持管理業務)	13	(7)	3		において 平日の時間警備及び土曜日、日曜日及び祝祭日の24時間警備が要求水準とありますが、平日の午前8時30分から午後5時までは、業務範囲外と理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
138	業務要求水準書(維持管理業務)	13	(7)	4	(3)	応急措置、初期処置の範囲、警備による事業者の賠償責任の範囲を明確にしていきたい。	応急措置は、在庁者の安全を確保することです。初期措置の範囲は、維持管理及び研究支援に関する業務要求水準書総則P2の7災害時の対応に記載する範囲です。警備による事業者の賠償責任の範囲は、警備業務の範囲に照らし、民法の規定に基づき判断します。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
139	業務要求水準書(維持管理業務)	16	8)			既存の対策で実施されている、ホーチキ・東京電力・NTT東日本と県とが締結している契約は存続すると考えてよろしいですか。また、存続する場合、実験棟建設による電波障害対策の中で、既対策部分の延長部分に対策必要区域が発生した場合には、既対策部分の施設を延長し、延長した部分に係る費用のみを支払うという考えでよろしいですか。	事業者は、県の契約上の地位を引き継ぐことは可能です。県としては、既存で実施している電波障害対策及び新たに発生する電波障害対策については、想定できるリスクであると考えております。維持管理及び研究支援に関する要求水準書「P16衛生研究所建築物に起因する電波障害対策を参照し、事業者において対応してください。なお、既存で実施している電波障害対策については、事業者の負担により、平成13年4月1日から対応してください。費用については、平成13年4月1日から平成15年3月31日までのものは様式15の電波障害対策費に、平成15年4月1日以降のものは様式30-10に記載してください。
140	業務要求水準書(研究支援業務)	18	1)			要求水準を満たすために、衛生研究所の時間外・休業日に業務実施することは可能ですか。	事前に、協議していただければ、可能です。
141	業務要求水準書(研究支援業務)	18	1)	5		年3回のトータルオーガニックカーボンの測定は、県衛生研究所の職員にて実施されると理解してよろしいですか。	県において行います。
142	業務要求水準書(研究支援業務)	18	1)	9 12		作業時間において、緊急に対応が必要な場合は時間外作業が...とあるが時間外作業が必要となった場合に、別途時間外費用は支払われるのですか。12費用負担の協議のところには、量の増大による費用改定は明記してありますが、量が少なくても拘束時間が長びく場合についての対応はどのようにお考えですか。	時間外対応の費用については、別途、お支払いします。時間外対応の費用については、契約後、別途、お申し出の趣旨も踏まえて、協議して決定していきます。
143	業務要求水準書(研究支援業務)	18	1)	10		洗浄室にて使用する機械器具 什器等の修理・更新費用については、様式32-1~3「30年間見積り」項目の中の設備費等に計上すると理解してよいでしょうか。	ご質問のとおりです。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
144	業務要求水準書(研究支援業務)	18	(1)	10		洗浄作業用機械器具、じゅう器等及び消耗品類は事業者が用意する。」とありますが、SPCが第三者に業務委託をする場合、その委託先業者が機械器具、じゅう器及び消耗品類を用意することは可能と理解してよろしいですか。また、事業期間終了時、委託先業者が事業継続を望まない場合、持ち込みした機械器具等は引き上げ可能と理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
145	業務要求水準書(研究支援業務)	18	(1)	10		参考レイアウトに「純水製造」と「蒸留水」とありますが、それぞれ「精製イオン交換水」と「精製水」と理解してよろしいですか。また、それぞれ1台となっておりますが、要求水準が可能と考えれば、兼用機1台とすることは可能ですか。	純粋製造及び蒸留水は、精製脱イオン水及び精製水と読み替えてください。要求水準が満たされていれば可能です。
146	業務要求水準書(研究支援業務)	19	(2)			入札のベースは、別表5によることとしてよいのでしょうか。	ご質問のとおりですが、横浜市旭区内と茅ヶ崎市との立地条件の違いを考慮してください。
147	業務要求水準書(研究支援業務)	19	(2)	5		業務提供時間において、「緊急に対応が必要な場合は時間外においても…」とあるが時間外作業が必要となった場合に別途時間外費用は支払われるのですか。走行距離が短くても拘束時間が長びく場合についての対応はどのようにお考えですか。例 タクシー運転に際して、距離制運賃と時間制運賃がある	時間外対応の費用については、別途、お支払いします。時間外対応の費用については、契約後、別途、お申し出の趣旨も踏まえて、協議して決定していきます。
148	業務要求水準書(研究支援業務)	20	(3)			放射線取扱施設内の機器について、これらの修理・更新費用については、様式32 5 50年間見積項目の設備費等に計上するのか、様式33 2 長期修理計画(新棟)の「衛生設備 RI設備」に計上するのか、ご回答をお願いします。	様式33-2 長期修理計画(新棟(研究棟))の「衛生設備 RI設備」に記入して下さい。
149	業務要求水準書(研究支援業務)	20	(3)	1		廃棄物管理業務において、RI廃棄物の一次仕分けは、実験担当者にて行われると理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
150	業務要求水準書(研究支援業務)	20	(3)	3		前回の質問の解答欄に「フィルムバッジ等の個人の健康管理は県で行う。」とあるが、それを除くとこの業務は具体的にどのような業務になるのか。	ポケット線量計による被曝管理等です。その他、別表6及び法に定められた業務です。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
151	業務要求水準書(研究支援業務)	21	(4)			業務の指示系統が不明確な点があります。研究所の組織構成図及び指示系統図等を御提示いただけますでしょうか。	現衛生研究所の組織は、県庁ホームページ(県からのお知らせ)知事部局>衛生部>衛生研究所)を参照してください。指示系統については、業務計画(事業者が作成)作成にあたり、衛生研究所長と協議して定めます。
152	業務要求水準書(研究支援業務)	21	(4)			実験動物飼育施設での動物実験について、相互感染防御はどのように考えていますか。つまり、異種動物間で飼育担当者が異動することは可能なのですか。様々な条件があるのですか。ご教示ください。	人の動きとして、SPF コンベンショナル、感染区域 P2 P3 の順、動物の扱いはマウス・ラット モルモット ウサギの順は可能とします。
153	業務要求水準書(研究支援業務)	21	(4)			実験に係わる測定機器(電子天秤、分析装置等)の購入及び保守管理は業務外と理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
154	業務要求水準書(研究支援業務)	21	(4)			実験動物の識別方法は、どのように行うのですか。例えば、イヤータグを使用するのですか。ご教示ください。	アイソレータ又はケージごとに管理してください。
155	業務要求水準書(研究支援業務)	21	(4)			SPF、コンベ動物飼育区域で実施する試験の種類は、現状どのようなものを想定されているのですか。ご教示ください。	SPF区域;亜慢性毒性試験、免疫系に対する試験等、コンベ区域;急性毒性試験、短期生理作用試験、モルモット感作性試験、ウサギ皮膚刺激性試験、発熱性物質試験、ウサギによる死菌タンパクの抗血清作製等が想定されます。
156	業務要求水準書(研究支援業務)	21	(4)	3	(2)	動物舎内の施設等及び施設備え付け備品類において、これらの修理・更新費用については、様式32 6 3 0年間見積項目の設備費等に計上するのか、様式33 1 長期修理計画(総括表)の「備品」に計上するのか、ご回答をお願いします。	すべて様式33-1「長期修理計画(総括表)」の「備品」に記入して下さい。
157	業務要求水準書(研究支援業務)	21	(4)	4	(7)	白衣等被服の洗浄・滅菌・乾燥業務は、同研究所に在籍する研究員の白衣等を含め、全て行うと理解してよろしいですか。その場合、研究員の人数、被服の種類、被服の枚数をご教示いただきたい。また、再利用不能の判断は誰が行い、新規購入の費用は、県負担、事業者負担のどちらとなるのですか。	動物施設を使用する研究員は約20名、被服の種類は白衣(100枚)、サンダル(60足)、購入費用は県負担です。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
158	業務要求水準書 (研究支援業務)	23	6)	1		「計測機器をLANに接続し遠隔監視を行う」とありますが、具体的にどのレベルまで行うのでしょうか。	機器の動作状況をモニターします。制御する予定はありません。
159	業務要求水準書 (研究支援業務)	23	6)	1		「計測機器をLANに接続し遠隔監視を行う」とありますが、「計測機器」とは具体的に何を示しているのですか。また、「遠隔監視」とは具体的に何を監視するのですか。	ガスクロマトグラフ等の計測機器です。基本的には計測機器に付属したパソコンがLANに接続します。
160	業務要求水準書 (研究支援業務)	23	6)	1		“...また、事務棟と研究棟が離れているため、計測機器をLANに接続し遠隔監視を行う。”とありますが、「遠隔監視」とは何を監視するのでしょうか？ また、「計測機器」とは具体的にどのような機械でしょうか？	機器の動作状況をモニターします。制御する予定はありません。ガスクロマトグラフ等の計測機器です。基本的には計測機器に付属したパソコンがLANに接続します。
161	業務要求水準書 (研究支援業務)	23	6)	1 2		県庁WANとの接続を行い、「統合文書管理システム」、インターネットの利用等を行う。とあるが、この「統合文書管理システム」の概要を教えてください。	統合文書処理システムは、県庁内の全所属において作成する各種文書を統合的に管理するシステムですが、現在のところ部分的に稼働している状況で、全面稼働時期は未定です。
162	業務要求水準書 (研究支援業務)	23	6)	2		「衛生部の基幹情報システムとなる「保健情報ネットワークシステム」との連携、県庁WANとの接続を行い「統合文書管理システム」、インターネットの利用等を行う。そのため各担当部局との調整が必要である。」とありますが、「保健情報ネットワークシステム」との連携とありますが、該当するシステムについての資料は提供されるのですか？「県庁WANとの接続を行い」とありますが、接続環境について何か指定はありますか、また帯域についての指定はありますか？「統合文書管理システム」、インターネットの利用等を行う。」とありますが、該当するシステムについての資料は提供されるのですか？「そのため各担当部局との調整が必要である。」とありますが、調整は入札前に実施するのですか？ご指示下さい。	保健情報ネットワークシステムについては衛生部の各種業務の総合的な情報化とネットワーク化を目指すシステムで、平成15年度の全面稼働を目指して開発中です。利用するネットワーク基盤は、神奈川県庁の内部ネットワークである「行政情報ネットワーク(県庁WAN)」であり、基本的に全ての県機関がネットワークに接続されます。新衛生研究所においてもこのネットワークへ接続するルータが情報システム課によって設置され、所内LANはルータを介して県庁WANに接続し、統合文書処理システム等の全庁システムの利用、さらには情報システム課に設置されたプロキシーサーバを経由してインターネットへの接続を行います。県庁WAN及び全庁システムを所管する情報システム課と衛生部との間で、衛生研究所に接続する回線容量等について事前調整を行っていますが、実際のネットワーク整備段階では技術面での詳細な調整をしていただくこととなります。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
163	業務要求水準書（研究支援業務）	23	6)	2		<p>“保健情報ネットワークシステム」との連携、県庁WANとの接続を行い統合文書管理システム」、インターネットの利用等を行う。そのため各担当部局との調整が必要である。”とありますが「保健情報ネットワークシステム」とは具体的にどのようなシステムですか？ また、「連携」とありますがどのように連携させれば良いですか？「県庁WANとの接続」とありますが、現状の県庁WANとはどのような形で、どのようにそこに接続すればよいですか？現状のネットワーク図等はいただけますか？「統合文書管理システム」とは具体的にどのようなシステムですか？「インターネットの利用等」とありますがどのような利用方法をお考えでしょうか？各担当部局との調整が必要」とありますが調整は事業者が行うのでしょうか？</p>	<p>保健情報ネットワークシステムについては衛生部の各種業務の総合的な情報化とネットワーク化を目指すシステムで、平成15年度の全面稼働を目指して開発中です。利用するネットワーク基盤は、神奈川県庁の内部ネットワークである「行政情報ネットワーク（県庁WAN）」であり、基本的に全ての県機関がネットワークに接続されます。新衛生研究所においてもこのネットワークへ接続するルータが情報システム課によって設置され、所内LANはルータを介して県庁WANに接続し、統合文書処理システム等の全庁システムの利用、さらには情報システム課に設置されたプロキシーサーバを経由してインターネットへの接続を行います。県庁WAN及び全庁システムを所管する情報システム課と衛生部との間で、衛生研究所に接続する回線容量等について事前調整を行っていますが、実際のネットワーク整備段階では技術面での詳細な調整をしていただくこととなります。</p>
164	業務要求水準書（研究支援業務）	23	6)	4		<p>「LANの設置」とありますが、LAN設備についての更新について触れられておりませんが、更新についてはどのようにお考えでしょうか？また、30年後を見据えた場合LANという技術そのものが全く違うシステムになってしまった際のリスクについても事業者の負担となるのでしょうか？</p>	<p>LAN上のシステムがストレスなく動作する状態を維持してください。後者については別途協議の対象とします。</p>

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
165	業務要求水準書 (研究支援業務)	23	6)	4		「イントラネットの構築及び保守管理、運用支援」とありますが、「イントラネット」とは具体的に何を指しますか？後述の「衛生検査精度管理システム」と「グループウェア」機能が実現できればよいですか？また、「上記システムの整備、保守管理及び運用支援」とありますが、「運用支援」とは具体的にどこまでの作業レベルを指しますか？	衛生研究所で運用するイントラネットには、衛生研究所内にクローズした所内イントラネットと、衛生部の本庁・出先機関を結ぶ部内イントラネットがあります。後者の衛生部内イントラネットについては、PF型は別に県で独自に整備するサーバ上で運用するものなため、ここで言うイントラネットは前者の所内イントラネットを指し、グループウェア機能が中心となるものです。システムの運用支援とは、6業務システムを使用中に生じたシステム障害や業務上の不都合に迅速に対応して復旧を図ること、さらには職員からの機能改善ニーズやデータ活用ニーズに対するアドバイスや作業支援などが考えられます。
166	業務要求水準書 (研究支援業務)	23	6)	4		当該項目において、「イントラネットの構築及び保守管理、運用支援」と「上記システムの整備、保守管理及び運用支援」と記載があるが、運用支援の定義及び、基本的な作業を明示願いたい。また、以下の作業は運用支援として含まれるかどうか、含む場合は概算工程数(数量及び想定問合せ数等)をお聞かせ願いたい。各システム運用開始に伴う初期DB構築作業。各システムの日々のデータベース(DB)構築作業。パソコン(アプリケーションソフト等の使用方法を含む)に対するヘルプ作業。人事異動等による簡易な工事。衛生研究所のホームページ作成及び更新。	運用支援の定義は、上記のとおりです。システム整備、運用支援は、衛生研究所職員が行う業務です。195、196も合わせ参照してください。想定されるDBの工程数を示します。図書、書名、著者名、発行所、発行年月日、購入年月日、価格、禁帯出の区分、書架配置区分、雑誌製本区分、雑誌書籍区分、図書分類番号、巻数、号数、購入財源、購入価格、受け入れ先、貸出日、貸出先、返却日、取り扱いコード、備考、記載日、試薬管理ID番号、化学物質日本語名、化学物質英名、CASコード、容器番号、購入量、ロット番号、関係法律名、毒物劇物分類、消防法分類(番号)、消防法係数、環境部分類、環境部毒性係数、工程別排出係数、推定排出量、PRTR関連項目、保管量、使用目的、部門名、部門別機能名、使用者ランク、氏名、使用月日、保存場所、メーカー、SOP番号、備考、部別、職員番号、品名(番号)、水溶性・非水溶性、購入量、秤量(g)、MSDS情報、廃棄方法、方法別廃棄量、IARC、ACGIH、TLV-TWA、LD50、取扱量、日最大使用量、倍数、試薬グレード、保存条件、使用期限

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
167	業務要求水準書(研究支援業務)	24	6)	7		「クライアントPCについては3年ごとに更新」とありますが、性能に関しては同等品と理解してよろしいですか。詳細な更新条件をご提示いただきたい。及び「サーバー及びアプリケーションについては、3年ごとに見直しについて県と協議を行い、必要に応じて更新を行う」とありますが、費用を算出する場合、この部分の更新費用は、どのような前提条件で算出すべきが不明瞭ですので、ご教示ください。また、PC等機器類は、SPCは資産として所有せず、リース会社等とSPCがリース契約を締結し、導入することは可能ですか。	性能に関しては、同ランク品を用意してください。サーバー等の更新については、基本的には3年更新と考えています。機器の保有形態については問いません
168	業務要求水準書(研究支援業務)	24	6)	7		「ただし、期間内においても必要に応じ協議を要請することがある。」とありますが、要請に応じた場合における費用負担はする必要がありますか？	県と事業者で協議します。
169	業務要求水準書(研究支援業務)	24	6)	7		「サーバー及びアプリケーションについては、3年毎に見直しについて県と協議を行い、必要に応じて更新を行う。ただし、期間中においても必要に応じ協議を要請することがある。」とあるが、見積書には3年毎の更新を見込んで計上しておき、協議発生の際は実施の有無により精算処理を行うものと考えてよいか。	原則、サーバー及びアプリケーションについても3年更新を考えています。精算処理は考えていません。
170	業務要求水準書(研究支援業務)	24	6)	7		当該項目において、PC、サーバー、アプリケーションに関しての更新については記載されているものの、ルータ、スイッチ等の機器に関しては言及されていないが、これらの機器の取扱について、見解をお聞かせ願いたい。	ルータ、スイッチ等の機器に関しては、PC、サーバー等に比べて時間経過に伴う老朽化の度合いが少ないと思われませんが、3年ごとのPCの更新とサーバーの見直しに伴い、PC台数の増加、サーバー間の通信データ量の増加があった場合は、必要な機能アップを行うための協議を行います。
171	業務要求水準書(研究支援業務)	24	6)	8		「以上に示した機器及びアプリケーション並びにシステム運用に必要な消耗品等は事業者において調達し、維持管理、メンテナンスを行う。」とありますが、「消耗品等」に含まれる範囲はどこまでですか？例えば、プリンタ用紙やトナーカートリッジ等も含まれますか？	衛生研究所が業務に使用する消耗品は範囲に含まれません。ただし、維持管理、メンテナンスに必要なものは事業者負担とします。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
172	業務要求水準書(研究支援業務)	24	6)	8		“以上に示した機器及びアプリケーション並びにシステム運用に必要な消耗品等は事業者において調達し、維持管理、メンテナンスを行う。”とありますがここで言うところの「消耗品」とはどこまでを指すのでしょうか？例えば、プリンタの用紙やトナーカートリッジ等は含まれるのでしょうか？	衛生研究所が業務に使用する消耗品は範囲に含まれません。ただし、維持管理、メンテナンスに必要なものは事業者負担とします。
173	業務要求水準書(研究支援業務)	24	6)	9		「業務上重大な障害」とはどのような事象が想定されますか。	試薬管理システムのダウン、ハザード対策が必要な部屋における通信障害等を想定しています。
174	業務要求水準書(研究支援業務)	25	6)	3		“... 6) 所内 LAN・情報システム等運用業務で示した図書管理システムにより、在庫管理、検索等を行う。”とありますが、この場合の検索等を行うパソコンは所内の全クライアントが対象となりますか？または決められたパソコンのみで構わないのでしょうか？その場合どのパソコンになりますか？	全クライアントが対象です。また、所外にも公開する予定です。検索システムはサーバ側で用意してください。
175	業務要求水準書(研究支援業務)	25	6)	4		「現衛生研究所からの図書等移転業務」について、この業務は平成15年4月1日(本件工事引渡日)からはじめると考えてよろしいでしょうか。また、搬入からシステム立ち上げまでの期間について条件がありますか。	開所日(4月1日引き渡しの場合6月1日の予定)までに完了してください。作業開始時期は、別途協議します。
176	業務要求水準書(研究支援業務)	25	6)	5		“図書管理に必要な機器・アプリケーション及びシステム運用に要する消耗品類等に要する経費は事業者の負担とする。”とありますがここで言うところの「消耗品」とはどこまでを指すのでしょうか？例えば、プリンタの用紙やトナーカートリッジ等は含まれるのでしょうか？	県で使用するプリンタ用紙やトナーカートリッジは県で負担します。
177	業務要求水準書(別表)	30 31	3			器具の種類の内、共栓と透明摺り栓の割合をご教示いただきたい。	器具はおおよそ共栓40%、透明摺り栓60%の割合です。
178	業務要求水準書(別表)	31	3			プレートの想定数量から洗浄機器は不要と想定されますが、いかがでしょうか。	特殊なプレート(マイクロタイター用96穴)です。通常専用洗浄機を使用しています。
179	業務要求水準書(別表)	32	5			消毒効果の比較的低い塩化ベンザルコニウムを多用しているのはなぜか。安全性の問題からか。	安全性(対動物、対環境、対人)、消毒効果が同等以上であれば他の薬剤の使用も可能です。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
180	業務要求水準書 (別表)	32	6	(1)		表面汚染密度測定の方法にGM測定装置を使用することになっておりますが、貴研究所で比較的多量に使用するH-3等の軟核種の測定には、感度の点を考慮した場合(法令で定める表面密度限度40 Bq/cm <sup>2</sup> を測定することが困難)、放出核種用に液体シンチレーションカウンタ、Y放出核種用にNaシンチレーションカウンタを使用することも考えられますが、いかがでしょうか。	適切な方法を採用してください。
181	業務要求水準書 (別表)	33	6	9)		作業内容に「日常的な…」とあるがこの表現は通常業務日毎日の業務と判断してよいか。	ご質問のとおりです。
182	業務要求水準書 (別表)	38	9-1			・文書のDB化機能の具体的なイメージや管理対象の数は？ ・また、消耗品等管理機能の対象となる消耗品の数は？ ・備品等管理機能の対象となる備品の数は？	文書のDB化機能、消耗品等管理機能、及び報告書等作成支援機能の3機能は、統合文書処理システム上で構築が検討されることになったので、ここでは削除します。備品管理機能の対象件数は、常時4,000件(最大10,000件)程度を想定しています。
183	業務要求水準書 (別表)	38	9-1	1		県庁「総合文書管理システム」は現在何を利用していらっしゃるのでしょうか。グループウェアを利用しているのであればそのVersionを教えてください。	統合文書処理システムは、特定のグループウェア上に構築されているものではなく、新規にシステム開発したものです。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
184	業務要求水準書 (別表)	38	9-1	2		仕様に、「疫学統計処理機能」とあるが、どのような統計処理機能を用意するかをイメージする為に、統計処理すべき事項の概要を教えて欲しい。	処理すべき情報として、衛生統計情報、感染症発生動向情報、感染症検出情報、化学物質検出情報、地域特性疾病情報等があります。統計機能として、統計(記述統計 - グループ分割、属性相関)、多重回答(1つの質問に対して、2つ以上の回答を持ち得るデータの要約)、回帰(重み付けあるいは重みなしの最小二乗法を使った線形回帰)、平均の比較(グループ間の相違についての仮説を検証)、ノンパラメトリック検定(限定された仮定を持つ分析)、因子分析(多数の変数がある時のデータの分解)、クラスター分析(似ているグループを認識)、判別分析(ケースをそれぞれの特性に応じて分類)、近接性分析(似ているか似ていないかを測定)、分散分析(一般因子分散分析)、ROC(Receiver-operating Characteristic)分析、尺度法、マトリックス操作等の統計処理及び、グラフ機能として、カテゴリー・グラフ、品質管理グラフ、ヒストグラムと散布図、軸の制御、表示ラベル(項目)の編集、属性制御、データ変換が可能な統計処理ソフトを導入する。基本的な考え方として、サーバーに整備し、クライアントPCから使用可能なものとします。詳細については、システム構築時に協議します。
185	業務要求水準書 (別表)	38	9-1	3		試薬管理DB機能の中に「在庫管理DB(4000種程度を使用予定)」なる記述、および、「化学物質安全性DBの整備」なる記述がある。これは事業者が「DBを投入し、DBのメンテナンスを行う」事を含むのか。	ご質問のとおりです。
186	業務要求水準書 (別表)	38	9-1	3		試薬管理DB機能の中に「IDカード及びIDタグ、電子天秤による在庫自動入出庫管理及び使用の記録」とある。これは「試薬管理システムで実行したことのサーバーへの記録とプリンタなどへの出力と記録検索」を「A棟の或る部屋で行う」と言うことか。	ご質問のとおりです。なお、検索機能は全クライアントを対象とします。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
187	業務要求水準書 (別表)	38	9-1	3		機材の整備の中に「特定毒物用試薬保管庫及び同冷蔵保管庫を1カ所整備する」なる記述がある。これは「薬品庫 1~4のどれか1つをこの特別な保管庫の為に専用で使用する」と言うことかそれとも「共用」にすると言うことか。	特定毒物要保管庫等は一ヶ所に整備します。その薬品庫は、一般の薬品と共用します。
188	業務要求水準書 (別表)	38	9-1	3		“IDカード及びIDタグ、電子天秤による在庫自動入出庫管理及び使用の記録。”とありますが、ここで使用する電子天秤について、どのようなレンジ幅、単位系のものを想定されていますでしょうか？	読み取り最小値は10mgのオーダー、レンジは10mgから5kgを想定しています。
189	業務要求水準書 (別表)	38	9-1	3		“機材の整備 ・各薬品庫に天秤 IDカードリーダー IDタグリーダー付きPC及びアプリケーションを整備してください。”とありますが、架台付きと考えてよろしいのでしょうか？	設置方法は問いませんが、使用しやすい形態として
190	業務要求水準書 (別表)	39	9-2	5		“基本データ管理機能 ・依頼者、検査項目、検体名、分類、検査標準(SOP)、原産国、採取国、判定基準等。”とありますが、その他基本データとして管理すべき情報があればご提示願います。	氏名、住所、電話、依頼日及び検査項目として、微生物検査50項目、農薬、動物用医薬品、添加物などの理化学検査250項目、食品の毒性検査3項目、医薬品検査50項目、水質検査260項目があります。詳細は、DB設計にあたり協議します。
191	業務要求水準書 (別表)	39	9-2	5		“基本データ管理機能 ・依頼者、検査項目、検体名、分類、検査標準作業書(SOP)、原産国、採取国、判定基準等。”とありますが、検査標準作業書(SOP)は電子文書として管理することを想定されていますでしょうか？	ご質問のとおりです。
192	業務要求水準書 (別表)	39	9-2	5		“検査結果の入力、成績書発行 ・結果入力、SOPの設定、検出限界値、判定基準の表示、成績書の印刷。(SOP)、原産国、採取国、判定基準等。”とありますが、検査の種類は何種類程度、想定されますでしょうか？	氏名、住所、電話、依頼日及び検査項目として、微生物検査50項目、農薬、動物用医薬品、添加物などの理化学検査250項目、食品の毒性検査3項目、医薬品検査50項目、水質検査260項目があります。詳細は、DB設計にあたり協議します。年間で検査種類数250、項目累積数20,000程度です。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
193	業務要求水準書 (別表)	39	9-2	5		“ 試験検査DB機能 ・各入力項目のDB化、検索機能。”とありますが、入力項目とは各検査のデータを示すのでしょうか？ どのような情報なのか具体的にご提示願います。	氏名、住所、電話、依頼日及び検査項目として、微生物検査50項目、農薬、動物用医薬品、添加物などの理化学検査250項目、食品の毒性検査3項目、医薬品検査50項目、水質検査260項目があります。詳細は、DB設計にあたり協議します。
194	業務要求水準書 (別表)	39	9-2	5		“ 検査結果の入力、成績書発行 ・結果入力、SOPの設定、検出限界値、判定基準の表示、成績書の印刷。(SOP)、原産国、採取国、判定基準等。”とありますが、成績書のフォーマット及び、記載項目等をご提示願います。	現状の記載項目は、依頼書で収受日、収受番号、依頼日、依頼者住所、依頼者名、依頼者電話番号、検査種目、検体名、検体用途、検体採取月日、検体採取場所、検査手数料及び内訳、領収月日、成績書送付方法です。成績書では検査区分(2項目)、検体情報(5項目)、検体種別(7項目)、成績及び基準値等(最大75項目)、判定、備考、依頼書及び検体提出日、決定日、依頼者住所、依頼者名称、依頼者氏名、依頼者電話番号、収受番号、検査料領収日および担当者および納付方法等ですが、詳細はDB設計にあたり協議します。
195	業務要求水準書 (別表)	39	9-2	5		“ 検査結果の入力、成績書発行 ・結果入力、SOPの設定、検出限界値、判定基準の表示、成績書の印刷。(SOP)、原産国、採取国、判定基準等。”とありますが、精度管理にて想定する測定機器の一覧をご提示願います。また、上記測定器はオンライン接続が必要でしょうか？	機器の精度管理は県で行います。精度管理(対象：衛生研究所内、保健所衛生検査課等)を実施するための手続き、SOP、結果等のDBを構築してください。
196	業務要求水準書 (別表)	39	9-2	5		衛生検査精度管理システムの要求仕様について、より具体的な提示は可能でしょうか？	システム作成にあたり提示し、協議します。
197	業務要求水準書 (別表)	39	9-2	5		基本データ管理機能の中に「検査標準作業書(SOP)」なる記述がある。これは標準作業書を「県が作成する」と考えてよいのか。また標準作業書のフォーマット概要を教えてください。	原則として県で作成します。作成はワープロソフトで行います。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
198	業務要求水準書 (別表)	39	9-2	6		「衛生研究所HPの作成機能～中略～地域保健に関する提供の作成、提供」とありますが、作成機能とは具体的にどこまでを指しますか？それぞれの項目について詳細な仕様が提示されるのですか？例えば、DBのレコード数等。	衛生研究所で作成するHPとしては、部内イントラネットサーバに登録する衛生部内向けHPと、情報システム課のWWWサーバに登録する県民向けHPがあり、ここで言うHP作成機能は上記2つのHPデータを作成するための機能です。具体的には、Web版衛研ニュースHPの雛形に定型的情報を流し込む機能、衛研内部データから公開DBに登録する機能、地域保健に関する情報をWebで自動収集して提供形式に編集する機能などが考えられます。
199	業務要求水準書 (別表)	39	9-2	6		ホームページ作成後の更新についてはどのようにすれば良いですか？例えば、定期的な更新(月1回等)を見越して金額を含む必要があるでしょうか？更新が必要な場合、どの程度の頻度で更新をお考えでしょうか？または、職員の方が更新するので費用は見込まなくても良いのでしょうか？	週1回の更新を考えています。提案金額に含めてください。事件、事故等により更新回数は増加することがあります。
200	業務要求水準書 (別表)	39	9-2	6		衛生研究所HPの作成機能の中に「WEB版衛研ニュースの作成機能」の記述がある。これは「事業者がコンテンツを作成し入力する」のか、「事業者は入力するだけ」なのか、「コンテンツの作成と入力を県が行い、事業者はその為の機能の維持管理更新を行うこと」なのか。	原稿は県で作成します。事業者は原稿に基づきWEB版を作成してください。ただし、WEB作成に伴うWEB上のコメント等は事業者で作成し衛生研究所長の承認を受けて下さい。
201	業務要求水準書 (別表)	39	9-2	6		衛生研究所HPのコンテンツ・デザイン等は県の指示の下、事業者で作成するのでしょうか。また、HPはどれくらいの頻度で更新するのでしょうか。	前段ご質問のとおりです。更新頻度は週1回を想定しています。事件、事故等により更新回数は増加することがあります。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
202	業務要求水準書(別表)	39	9-2			整備するシステムの詳細において、より明確な詳細が必要と思われますのでご教示いただきたい。例として「事務支援システム 県庁 総合文書管理システム」と連携するとありますが、そのシステムの詳細はどのようになっているのですか。またどこでその詳細を知ることができるのですか。DB化機能という言葉が使われていますが、その画面構成などはどのようなものにする予定ですか。6.WEB版衛研ニュースの作成頻度はどの程度なのですか。地域保健に関する情報の作成、提供はどの程度の頻度で行い、どのような形で情報発信を行うのですか。	統合文書処理システムは、県庁内の全所属において作成する各種文書を統合的に管理するシステムですが、まだ全面稼働していないため詳細機能までは明らかにされていませんので、後日詳細が明らかになった時点でお知らせします。DB化機能の画面構成などに関しては、システム整備段階で詳細に検討する予定です。
203	業務要求水準書(別表)	40	10-1			グループウェアを設置することになっているのにPCの配備が入っていない理由を教えてください。	既存のPC及び機器に付属したPCもまたLANに接続します。新棟(研究棟)のLANコネクタにも何らかのPCが接続されます。
204	業務要求水準書(別表)	40 41	10-1 10-2			機器設置場所 数量等一覧において、グループウェアの欄に数量が記載されているのにも係わらず、PCの台数が記入されていない個所が多数あるが、これは既存のPCにグループウェアをインストールするものと考えて宜しいかどうか、見解をお聞かせ願いたい。	ご質問のとおりです。
205	業務要求水準書(別表)	40 41	10-1 10-2			機器設置場所 数量等一覧において、B棟におけるPC及びプリンターの数量がA棟に比し極端に少ないと思われるが、これは既存のPCを流用するものと考えて宜しいかどうか、見解をお聞かせ願いたい。	既存のPC及び機器に付属したPCもまたLANに接続します。新棟(研究棟)のLANコネクタにも何らかのPCが接続されます。
206	業務要求水準書(別表)	41	10-2	脚注		脚注に、薬品保管庫 1~4に整備するPCは別表9の試薬管理システム中に示す。とあるが、別表9には「仕様」の記述はあってもPCの数の記述が無い。これは事業者がPCの数を提案するということか。伴って、B棟(研究棟)のPCの総数は、159台から増加するということになるがそれで良いか。	ご質問のとおりです。なお、試薬管理用PCは天秤と連携したものを想定しています。
207	業務要求水準書(別表)	42	10-3			表中の「その他」に「数は開所時調整」とありますが、この数とは何を指しているのでしょうか？パソコンの台数でしょうか？	各室へのPCの配置数です。合計は別表10-4に示したとおりです。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
208	業務要求水準書(別表)	42	10-3			部屋名に「地域保健研究室」なる記述がある。これは、地域保健情報発信システムの発信場所がこの「地域保健研究室」になるということか。	地域保健研究室は、各種研修(コンピュータ研修も含む)を行う部屋です。端末機コンピュータ室、情報処理室、健康情報サーベイランス室が直接情報を扱う部屋です。
209	業務要求水準書(別表)	42	10-4			機器設置場所 数量等一覧(まとめ)において、当該グループウェアの合計と別表12に記載されているグループウェアの本数とが一致していないが、どちらが正しい数量となるのか、ご確認願いたい。	既存のPC及び機器に付属したPCもまたLANに接続します。新棟(研究棟)のLANコネクタにも何らかのPCが接続されます。
210	業務要求水準書(別表)	42	10-4			部屋名に「衛生検査精度管理支援システム用」なる記述がある。別表9-2の記述では「衛生検査精度管理システム」となっている。これは、本「衛生検査精度管理支援システム用」と別物なのか。この部屋の欄には「LANコネクタが記載されていない」とどう考えれば良いか。そもそも、「衛生検査精度管理システム」の事務処理はA棟に「衛生検査精度管理支援システム用」の一部屋専用室を設けてそこで実行する意味か。	「衛生検査精度管理システム」が正確な名称です。また、表の記載が適切でなかった部分があります。ご指摘の衛生検査精度管理(支援)システムに示した6台は、各部員室のいずれかに配置されます。
211	業務要求水準書(別表)	40-43 & 44	10 12			用意するPCの数量とLANコネクタの数量が大幅に異なりますが、研究支援業務で支援するPCは事業者が用意した数量の範囲(別表10-4に記載されている数量)と考えてよろしいですか。また、更新するPCの範囲も同じと考えてよろしいですか。	原則ご質問のとおりです。206も参照してください。
212	業務要求水準書(別表)	40-43 & 44	10 12			グループウェアの導入本数が、事業者が用意するPC(別表10-4による)の数よりも多いのですが、多い本数分の導入等の責任はもたなくて良いということですか。また別表12表下部*用意する本数はクライアントPC及びサーバPCの台数により変化する、同表その他、必要な本数など不明瞭な点が多いのですが、詳細はご教示いただけますか。	既存のPC及び機器に付属したPCもまたLANに接続します。事業者が用意した本数については事業者の責任範囲とします。後段については、原則表に示した本数を事業者で用意してください。県の都合により必要数が増えたときは別途協議します。
213	業務要求水準書(別表)	40-43 & 44	10 12			PCサーバ、LAN機器のコアとなるHub等に関して、UPS等を設置する必要はないでしょうか。また、どこか一ヶ所にまとめてラック等に集約させた方がよいのでしょうか。	事業者の判断にお任せします。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
214	業務要求水準書 (別表)	44	12			表中の最下段に “* 用意する本数は、クライアントPC及びサーバPCの台数により変化します”とありますが、導入するパソコン台数が変わるという事でしょうか？ もし変更になる場合どの時点で台数が確定するのでしょうか？ 見積りはどの数字を基にすればよろしいでしょうか？	原則表に示した本数を事業者で用意してください。県の都合により必要数が変化したときは別途協議します。
215	業務要求水準書 (別表)	44	12			・ クライアントPCに整備するアプリケーションのアプリケーションのワープロソフトは「統合文書管理システム」に準拠するという県殿の想定内容を教えてください。 ・ また、表計算ソフトも同様。 ・ 統合文書管理システム」に何かしらの変更があった場合、ワープロ、表計算ソフトも更新する必要があるのでしょうか？	現在、ワープロはMSワード及びジャストシステムの一太郎、表計算ソフトはMSエクセルが使用されています。統合文書管理システムに対応して、更新が必要と考えています。
216	業務要求水準書 (別表)	44	12	グループウェア		次の機能を有することの中に「会議室、車両、共用機器等のスケジュール管理と予約管理」の記述と「会議室」の記述がある。後の方の「会議室」は何の目的か概要を教えてください。	電子会議室（フォーラム）のことです。
217	業務要求水準書 (別表)	44	12	ワープロソフト		県庁「統合文書管理システム」の記述がある。これの概要を教えてください。	統合文書処理システムは、県庁内の全所属において作成する各種文書を統合的に管理するシステムですが、まだ全面稼働していないため詳細機能までは明らかにされていませんので、後日詳細が明らかになった時点でお知らせします。
218	業務要求水準書 (別表)	44	12	脚注		別表12の脚注に「用意する本数は、クライアントPC及びサーバPCの台数により変化します」の記述がある。B棟(研究棟)に県が設置すると考えられるPCの台数にリンクしてアプリケーションの本数が変化するということか。その本数は事業者が想定せよ」と言うことか。A棟とサーバ数は、事業者が想定せよ」と言うことか。B棟(研究棟)にはサーバが設置されないと判断して良いか。	原則表に示した本数を事業者で用意してください。県の都合により必要数が変化したときは別途協議します。サーバ数は、要求水準書に示したLAN及び各システム構築に必要な台数を提案してください。現状設置しません。参考にイメージ図 Q18.pdfを添付します。
219	業務要求水準書(別図)	45	1			化学系器具のメスピペット・ホールピペットは、超音波洗浄後に、生物系と同様に流水洗浄機を利用して洗浄することは可能ですか。	流水洗浄機利用は可能です。ただし、生物系器具との同時洗浄は不可です。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
220	業務要求水準書(別図)	46	2			化学系精密器具の洗浄不具合時に使用する「硝酸と過酸化水素水」は同等効果の洗剤での代用は可能ですか。	効果が同等以上であれば可能です。
221	業務要求水準書(別図)	46	2			器材戸棚の防塵型とは具体的にどのような仕様を想定されているのですか。また、蓋無し器具等の防塵処理は、防塵戸棚に保管する器具においても必要なのですか。	防塵効果があり、器具類の収納に適したものであれば形状は問いません。蓋なし器具のアルミシールなどによる防塵処理は防塵戸棚に保管する場合も必要です。
222	業務要求水準書(別図)	46	2			二次滅菌後廃棄するポリシャーレ等の想定数量はどのくらいですか。ご教示ください。	ポリシャーレ等はすべて廃棄です。日平均250枚、日最大1100枚が想定されます。
223	業務要求水準書(別冊)付属資料1	1				同協定書は、茅ヶ崎市、茅ヶ崎市下町屋自治会及び神奈川県との協定と定めてありますが、この協定は、施設の維持管理及び各研究支援業務の根本となるものと理解されます。協定締結当事者に、事業者の名前が列挙されていませんが、この協定締結において、事業者が関与する必要は無いとご判断されているのですか。	協定は、衛生研究所の業務に関し締結します。従って、事業者が協定にあたり関与する必要はありませんが、協定に基づき作成された各種規程類に従い業務を実施する必要があります。
224	業務要求水準書(別冊)付属資料1	6				レベル2・3の病原体の例に就き、開示をお願いしたい。	別表224 (224.pdf)に示します。
225	業務要求水準書(別冊)付属資料3	24	第11章	第29条	2	(1)において「適宜な方法をもって放射線取扱主任者免状所有者に連絡し」とありますが、この放射線取扱主任者免状所有者は、神奈川県衛生研究所に在籍する者と理解してよろしいですか。それとも、支援業務を実施する事業者で、別途選定することなのか。	衛生研究所職員です。
226	業務要求水準書(別冊)付属資料5	28	1	2		実験動物飼育標準操作マニュアル(案)では床敷をペーパークリーンと指定していますが、環境資源保護及び安価であることから、コーンチップの導入を考えていますが、実験研究に支障があるでしょうか。	粉塵の発生等飼育環境が悪化しない範囲において使用可能です。
227	業務要求水準書(別冊)付属資料5	28	1	4		実験動物飼育施設管理及び動物飼育管理はGLP基準に準するとありますが管理委員会等が設置されますか。	開設時までには組織及び基準の整備を行います。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
228	業務要求水準書(別冊)付属資料5	28	I	4		「GLP基準」に準ずる施設は、実験動物飼育施設の全てですか。また「SOP」の作成は、利用管理者が作成すると理解してよろしいですか。	動物実験にはGLP基準に従う必要がある実験とそうでないものがあります。従って施設管理の基準として「GLP基準」を全体に適用しますが、個々の実験については実験計画の中で協議します。施設維持管理及び動物飼育に関するSOPは委託管理業者と衛生研究所長とが協議し作成する予定です。
229	業務要求水準書(別冊)付属資料5	30	V	1	(4)	飲水滅菌装置とは、UV灯を経由した飲料水を作る装置と理解してよろしいですか。例えば、逆浸透膜、ROなどの常備等の特別な規定はありませんか。	飲水は給水フィルター(1um)を通した水道水とします。必要なときはオートクレーブ滅菌を指示します。
230	業務要求水準書(別冊)付属資料5	30	V	1	(6)	自動飼育装置について、走行ユニットの装備はワイパーのみの構造で、洗浄回転ブラシなどは装備されていないと考えてよろしいですか。	ブラシでの洗浄が必要です。
231	業務要求水準書(別冊)付属資料5	31	V	1	(2)	2) コンベ・マウス、ラット、モルモット・ウサギ(自動給水装置)について週1回、配管末端部のドレインコックを開き、配管内の水を約10分間流す、とありますが、自動フラッシング装置を取り付けしたら如何でしょうか。動物実験の重要なファクターとして餌と水があります。水は常に新鮮な状態でなければなりません。1日2回こまめなフラッシングが良いと思います。	契約後、県と事業者が協議のうえ作成することになる業務計画書を基に、事業者はあらためて管理マニュアルを作成(入札説明書 別添資料 別冊の管理マニュアルを基に作成)することになります。業務計画作成時、もしくは、管理マニュアル作成時にご提案ください。
232	業務要求水準書(別冊)付属資料5	31	V	2	(2)	飼料の項目で飼料コンテナに収納するという表現がありますが、コンテナの容量、構造等は事業者の考えで製作するという理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
233	業務要求水準書(別冊)付属資料5	31	V	4		床敷の分配は分配装置を使用しても宜しいでしょうか。使用のメリットは、正確な重量をケージ内に供給出来る。粉塵が飛散することをやわらげる。飼育管理作業者の労働軽減供給時のこぼしがない。	可能ですが、床敷きを使用するケージ数が分配機を使うほど多くはないので必要ないと考えています。
234	業務要求水準書(別冊)付属資料5	32	V	7		廃棄物(床敷き)を処理する際、専用の装置を使用しても良いでしょうか。従来どおりの廃棄方法では塵埃が飛散し感染の要因になるばかりか、取り扱うヒトに悪影響を及ぼす可能性があります。	可能です。
235	業務要求水準書(別冊)付属資料5	32	VI	7	(2)	「自動飼育装置で飼育する動物の糞・尿は排水処理槽で処理する」とありますが、糞尿とも直接排水管に流すという理解でよろしいですか。	可能です。実験動物飼育施設に固液分離装置を設置します。同装置の維持管理と併せ措置してください。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
236	業務要求水準書(別冊)付属資料5	33	X	1	(2)	飼育器具のケージについて、「平底プラスチックケージを使用する」とありますが、数多くの種類があり特性 価格も異なります。どのケージを選定するかは、事業者任せられるのですか。それとも別の選定要素があるのですか。	SPF動物飼育に必要な機材を選定してください。
237	業務要求水準書(別冊)付属資料5	41	別表6			コンベンショナルで使用する飼育器材は滅菌しなくてよいことになっていますが、他の飼育室への汚染防止の面からも、滅菌したほうが良いと思いませんか如何でしょうか。	ご指摘のとおりです。滅菌するに訂正します。
238	業務要求水準書(別冊)付属資料7	全般				P3区域内における実験動物飼育管理業務は、一切無いと理解してよろしいですか。	現状、想定していません。
239	業務要求水準書(別冊)付属資料7	全般				手順書に下記内容の規定がありますが、全て必要条件となるのですか。VE提案で変更提案可能と理解してよろしいですか。P2、P3施設において、飼育ボックスは実験室内安全キャビネット内で開かないとしない。飼育装置は、自走式及び背面排気型飼育ラック。モルモットをプラスチックケージで飼育。各種飼育ケージ寸法の規定 飼育ケージ及び吸水瓶はポリカーボネート製。また、実験動物飼育管理に関する手順書(案)等の変更は、いつの時点で可能と考えればよろしいですか。提案時に行うのですか。それとも、事業実際段階前に、事業者と調整するのですか。	については、変更は出来ません。～についてはVE提案要領「3.VE提案の範囲」において可能です。後段の質問 契約後、県と事業者が協議のうえ作成することになる業務計画書を基に、事業者はあらためて管理マニュアルを作成(入札説明書 別添資料 別冊の管理マニュアルを基に作成)することになります。業務計画作成時及び管理マニュアル作成時に変更案をご提案ください。
240	業務要求水準書(別冊)付属資料9	52	第1章	第3条		「利用者」とは実験担当者という意味ですか。また「飼養者」とは委託飼育責任者という意味ですか。	ご質問のとおりです。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
241	落札者決定基準	全般				特定事業の選定の際には30年間の公共負担額の総額を現在価値に置き直し評価しているが、落札者決定基準ではサービス対価の総額で評価することとなっている。今回の審査において、コスト評価はサービス対価の総額そのもので評価されるものであり、現在価値に置き直した金額で評価されるものではないと理解してよいのか。もし、評価の際に現在価値に置き直し審査するのであれば、インフレ率と割引率を公表して頂きたい。	定量的審査における「サービス対価の総額」の項目は、現時点の物価で30年間のサービスの対価を算定した価格であり、物価変動、金利変動、消費税を除いた額を審査の対象とします(割引率を用いて現在価値に置きなおした価格での評価ではありません)。
242	落札者決定基準	3	2	(2)		同点の場合の処置ですが、述べられている6項目について、項目順に得点を比較し、「同一項目内で得点の高いものを優秀提案とする。」とありますが、次の解釈でよろしいでしょうか？ 総得点と同じ場合、サービス対価の総額を第一優先で、以下 障害者雇用に関する配慮までの6項目について、それぞれの評価点を、差のつく項目まで順次比較して、優劣を決定する。(差のついた項目までで、比較検討は完結する。)	ご質問のとおりです。
243	落札者決定基準	4	2	(3)		表(定量的審査の項目)の内容と、これを定めた理由をお示しください。	表の内容は、落札者決定基準に示すとおりです。各項目を定めた理由は、定量化することの妥当性を検討し、審査委員会の意見を踏まえ、価格面、維持管理等の面、公共性の面から項目を選定しました。
244	落札者決定基準	4	2	(3)	3)	障害者の雇用率のみをもって企業体質のすべてを評価する意図は何か？ 企業体質を評価するのであれば、複数の審査項目をもって審査すべきであると考えられるが如何か？	「障害者雇用に関する配慮」の項目は、障害者とともに働く社会の実現を目指す立場から採用し、審査基準として採用したものです。事業者の選定にあたって企業体質を評価する意図はありません(271,272参照)。
245	落札者決定基準	4	2	(3)	3)	民間企業障害者実質雇用率は1.32%であり、未達成企業による納付金の納入率は99.9%と極めて高率となっている現状において、この問題をPF事業に持ち込む理由は何か？ また、このことが、健全なPF事業の発展につながると考えているのか？	「障害者雇用に関する配慮」の項目は、今回の施設整備が公共事業であることを踏まえ、障害者とともに働く社会の実現を目指す立場から審査基準として採用したものです。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
246	落札者決定基準	4	2	(3)	3)	雇用率未達成の企業は、サービスの対価の総額の中で犠牲を払えば、受注機会が生まれるとするのではなく、雇用率が重要な要因であるならば、むしろ参加資格無しとすべきであると考えますが如何か？	「障害者雇用に関する配慮」の項目は、今回の施設整備が公共事業であることを踏まえ、障害者とともに働く社会の実現を目指す立場から審査基準として採用したものです。
247	落札者決定基準	4	2	(3)	3)	障害者雇用の問題については、既に「障害者の雇用促進等に関する法律」において法的措置済みであり、この問題をPFI事業に持ち込むことは二重にペナルティーを課すことになり、審査項目外としていただきたいが如何か？	障害者雇用納付金制度は、企業が障害者を雇用する場合には、作業設備や職場環境を改善したり、特別の雇用管理や能力開発等を行うなど経済的な負担がかかることを考慮し、障害者雇用率に相当する数に達するまで雇用していない企業から納付金を徴収し、これによって障害者を多く雇用している企業の経済的な負担を軽減するなど、主として障害者の雇用に伴う経済的な負担のアンバランスを調整しつつ、全体として障害者の雇用の水準をたかめていこうとする制度です。障害者雇用納付金制度は、障害者雇用納付金を徴収すると同時に、一定数以上の雇用を行った場合は、障害者雇用に関する報奨金等が支給されることとなりますので、民間としての創意工夫の余地があり、選定基準としました。
248	落札者決定基準	4	2	(4)		「サービス対価の総額」とは「建設・維持管理及び研究支援・修理等」のサービスの対価の総額という1つの金額と理解して良いか。総額の中の内訳については評価に関係しない、すなわち、内訳が異なる提案であっても総額が同額なら、同じ評価と考えるが良いのか。	ご質問のとおりです。
249	落札者決定基準	4	2	(4)		今回、落札者決定基準において定められた、審査手順ならびに審査基準について、このような内容となった理由をご説明願いたい。(PFI事業者選定のあるべき姿と、総合評価一般競争入札制度が合致していないと思われるがいかがか。)(別紙1参照)	落札者決定基準の作成にあたっては、入札説明書P13の4(3)1 審査の視点に基づき、意見招請に寄せられた意見を参考にして、審査委員会からの意見を踏まえ、作成しました。
250	落札者決定基準	5	3	(1)		失格等の判断プロセスに、「内容を確認のうえ」とありますが、事業会社への問い合わせなどを踏まえて、確認するものと理解してよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
251	落札者決定基準	5	3	(1)		維持管理及び研究支援に関する業務提案書」とは、様式29 - 1～10及び様式31 - 1～9の内容説明書を31に指しているのか？	ご質問にあったとおり、事業面では様式29及び様式31において、費用面では様式30及び様式32において確認を行います。
252	落札者決定基準	6	3	(3)		<評価基準>の評価指標 - 資力の評価に用いる指標と算出根拠について、事業利益」とは営業利益と理解して宜しいか。	事業利益は営業利益に受取利息・配当金を加えたものとします。
253	落札者決定基準	6	3	(3)		<評価基準>の評価指標 - 資力の評価に用いる指標と算出根拠について、賞与」とは利益処分の中で行われる賞与と理解して宜しいか。	ご質問のとおりです。
254	落札者決定基準	6	3	(3)		<評価基準>の評価指標 - 信用力の評価に用いる指標と算出根拠について、経常収支」とは経常利益と理解して宜しいか。	ご質問のとおりです。
255	落札者決定基準	6	3	(3)		<評価基準>の評価指標 - 信用力の評価に用いる指標と算出根拠について、自己資本金額」とあるが、入札説明書の概要では「自己資本比率」となっており、相違がある。入札説明書の規定である「自己資本金額」が評価に用いる指標と理解して宜しいか。	入札説明書の概要に記載の「自己資本比率」は「自己資本金額」の誤りです。訂正させていただきます。
256	落札者決定基準	6	3	(3)		<評価基準>の評価指標 - 債務返済能力の評価に用いる指標と算出根拠について、使用総資本」とは総資産(負債+資本の合計)と理解して宜しいか。	使用総資本は流動資産+固定資産+繰延資産+割引譲渡手形となります。なお、貸借対照表、損益計算書については注記も含めて提出してください。
257	落札者決定基準	6	3	(3)		評価指標において評価指標として使用するの、連結財務諸表でしょうか、それとも単体の財務諸表でしょうか。弊社(リース会社)の場合、支払利息・減価償却費は売上原価に含まれておりますが、この場合、事業キャッシュフロー規模・利払能力算出の際の計算式はどの様に適用されるのでしょうか。また、弊社の財務諸表上「事業利益」という項目は存在しません(営業利益、経常利益という項目が存在します)。このどちらを「事業利益」と見なすことになるのでしょうか。	前段の質問:単体の財務諸表を使用します。後段の質問:支払利息・減価償却費が売上減価に含まれる場合は、事業キャッシュフロー規模=事業利益-割引料+減価償却費、利払能力=(事業損益+支払利息+減価償却費)/(支払利息・割引料)となります。事業利益は営業利益に受取利息・配当金を加えたものとします。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
258	落札者決定基準	6	3	(3)		債務返済能力の評価に用いる指標と算出根拠について、「事業損益」とは事業利益と理解して宜しいでしょうか。また「事業利益」とは(営業利益+受取利息+受取配当金+有価証券利息)と理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
259	落札者決定基準	6	3	(3)		債務返済能力の評価に用いる指標と算出根拠について、「使用総資本」とは((資本+負債)営業債務繰延税金)と理解して宜しいでしょうか。	使用総資本は流動資産+固定資産+繰延資産+割引譲渡手形となります。なお、貸借対照表、損益計算書については注記も含めて提出してください。
260	落札者決定基準	7	4			サービス対価の総額を比べる際に、要求水準があいまいな為、並びに30年後の引渡しの際の条件、(建物本体の状態、設備の状態、無償譲渡する物品の範囲等)が規定されていない為に、各事業者でサービスに含む範囲が異なることが想定されます。その詳細条件を規定することなく、単純に金額比較により得点が与えられると理解してよろしいですか。要求水準があいまいな点の例 要求水準書 43⑦ サービスPC 必要な台数、ストレスなく動作するの基準、同44⑦ その他 必要な本数の正確な仕様、数量、同20⑦ 放射線取扱施設保守管理業務 3管理業務における業務計画は...を参考に作成して下さい。	要求水準が満たされていることが入札の必要条件であるため、同一条件(要求水準を満たす)の基に入札が行われます。また、要求水準を満たしていれば、各入札参加者の提案内容(サービス内容)が異なることは構いません。なお、審査は落札者決定基準に基づき行われます。
261	落札者決定基準	7	4			光熱水費において、評価尺度の基準を「光熱水費に関する県の計算与件」(別紙2)とした理由をお示してください。	県として実施設計に基づき試算したもので、計算上の予見として示したものです。
262	落札者決定基準	7	4			光熱水費の削減額は机上の比較となりますが、事業実施時にその削減効果がどのように評価され、事業者への対価増減に影響されるのでしょうか。	提案の妥当性については、審査時に検証済みなので、サービスの対価の減額は行いません。実施したVE提案については、事業者は事業期間において効果を検証し、毎年度報告書を提出していただきます。VE提案は契約書と同様、事業者の債務を規定していますので、事業者の責により、効果が発揮されていない場合は、改善を行っていただきます。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
263	落札者決定基準	8	4			「4分類6項目毎に評価し、条件を満たしていると判断した場合、加点する。」とあるが、条件を満たしていると判断する基準を各項目についてお教え願いたい。特に、「4 維持管理業務及び研究支援業務に対するバックアップ体制の確保」とは、具体的にどのようなことを求めているのか？ また、「6 SPC出資企業の事業継続性に対するモチベーション維持」が図られているか否かの判断は、何によって行うのか？	評価項目を満たしているかについて審査委員会で判断します（様式18を参照のうえ作成してください）。 なお、「4 維持管理業務及び研究支援業務に対するバックアップ体制の確保」については、344の回答を、「6 SPC出資企業の事業継続性に対するモチベーション維持」については、264の回答をご参考ください。
264	落札者決定基準	8	4			「SPC出資企業の事業継続性に対するモチベーション維持が図られているか。」とあるが、「モチベーション」とは具体的にどういうことか。	SPC出資企業が30年間の長期に渡り継続して事業に参画していくための動機づけとなる工夫がなされているかということ意味します。例えば借入期間を契約に比較し短く設定し、事業の投資回収を契約期間後半に厚くすることにより、事業者による事業継続の動機付けを行うことなどが想定されます。
265	落札者決定基準	8	4			評価項目に、SPCの資金調達方法に起因する事業の安定性（リファイナンスリスク）を評価する項目がありませんが、評価の対象外と理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
266	落札者決定基準	8	4			機能向上の程度に関わらず、1件1点とされるのでしょうか。その時、利便性、機能性の向上とライフサイクルコスト低減との関連性はどのように評価されるのでしょうか。	機能向上の程度に係わらず、1件1点とします。但し、無理に項目を細分化していると判断した場合は、合体して1件とすることがあります。同じ提案をコスト削減に関する提案にも提出でき、評価は、項目毎に行います。利便性、機能性の向上に伴うライフサイクルコストの増減はサービス対価の総額で評価します。
267	落札者決定基準	8	4			利便性、機能性の向上が認められると評価される場合の、具体的な評価基準をご教示いただきたい。	審査委員会において、職員や外来者など施設利用者の視点から、利便性、機能性の向上について評価します。
268	落札者決定基準	8	4			評価されたVE提案を事業者の判断により実際に使用しなかった場合でも、評価されたことによって加点されるのか？	評価されたVE提案は事業者の判断により取りやめることはできません。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
269	落札者決定基準	7	4			審査項目の「VEによる機能向上」、「地球環境に関する配慮」、及び「障害者雇用に関する配慮」の3項の審査の対象となる提案については、各項目の審査において、その提案による金額の増減は得点評価の対象とはならないものと考えているが、見解をお聞かせ願いたい。(提案による金額の増減は全て「サービスの対価の総額」で評価されるものかどうか。)また、「VEによる機能工場」項目における利便性、機能性の向上の定義を聞かせてほしい。	前段の質問：ご質問のとおりです。後段の質問：審査委員会において、職員や外来者など施設利用者の視点から、利便性、機能性の向上について評価します。
270	落札者決定基準	9	4			「配慮を行っている」と評価した場合に加点する」とあるが、環境保護に関する配慮を行っている」と判断する基準を、項目毎にお教え願いたい。	建築物のライフサイクルを通して、地球環境保護に効果があると検証されているものについて、審査員委員会で評価します。
271	落札者決定基準	9	4			「民間企業の法定雇用率18%を基準とし、それを上回る場合は加点する」とあるが、雇用率を計算する対象となる民間企業とはどの企業を指すのか？(事業者自身はSPCであり、直接雇用をしないことが考えられますが、その場合の雇用率の計算根拠を具体的に明示して頂きたい)	落札者決定基準における障害者雇用率を計算する場合の母数は、様式28Q)に定める維持管理及び研究支援に関する業務の執行体制に記載された人員の総数とし、特定の企業をさすものではありません。
272	落札者決定基準	9	4			民間企業が複数でコンソーシアムを形成した場合の採点方法を明示願いたい。	落札者決定基準における障害者雇用率を計算する場合の母数は、様式28Q)に定める維持管理及び研究支援に関する業務の執行体制に記載された人員の総数とし、特定の企業をさすものではありません。
273	落札者決定基準	9	4			障害者雇用に関する配慮点は、障害者雇用に関する提案書(様式集)(別添資料)様式26)に対する評価点と考えてよろしいか？	ご質問のとおりです。
274	落札者決定基準	9	4			入札時の提案と事業実施時における相違が発生した場合、事業者への対価増減についてはどのように取り扱われるのでしょうか。	提案の妥当性については、審査時に検証済みなので、サービスの対価の減額は行いません。提案内容は契約書と同様、事業者の債務を規定していますので、事業者の責により提案内容が実施されていない場合は、改善を行っていただきます。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
275	落札者決定基準	10	5			審査委員会による得点結果により県が落札者を決定するとありますが、審査委員会の審査による優秀提案者と落札者が異なる場合はありますか。ある場合はどのような基準、判断によって落札者は決定されるのでしょうか。	入札制度上、審査委員会による得点結果により県が落札者を決定するものであり、審査委員会の結果と県の決定が相違することはありません。但し、優秀提案者が、入札説明書P4 3(1)1)基本的要件を満たすことができなくなった場合はこの限りではありません。
276	落札者決定基準	10	5			委員会が優秀提案を選定し、知事に報告し、委員会の得点結果により、県が落札者を決定するとあるが、これは、形式的には県が落札者を決定するが、実質的には委員会の決定に従うと理解してよろしいか？また、委員会の決定を県が覆すことはないかと理解してよろしいか？	入札制度上、審査委員会による得点結果により県が落札者を決定するものであり、審査委員会の結果と県の決定が相違することはありません。但し、優秀提案者が、入札説明書P4 3(1)1)基本的要件を満たすことができなくなった場合はこの限りではありません。
277	落札者決定基準	11				審査過程において失格となった場合は、その理由を付して通知してもらえるのか？また、その時期はいつの時点で通知がもらえるのか？	入札説明書付属資料 に定めるとおりです。なお、基礎審査については、内容を確認し、失格となった場合は、速やかに通知します。
278	落札者決定基準	11	2	2-2		内容を確認し、不足がある場合は失格とあるが、一部分でも不足していれば失格となるのか、総合的に判断して困難である場合に失格となるのか、その程度を明示願いたい。	(1)維持管理・研究支援業務の業務内容の確認、(2)事業シミュレーション内容の確認 (3)事業遂行能力の確認の項目毎に落札者決定基準に示す方法で審査を行います。
279	契約書(案)	表紙				契約書(案)とあるが、選定された民間事業者との協議余地はあるのか？仮に協議余地があった場合に、民間事業者と県との協議が整わない場合には、契約締結前であれば民間事業者はノーペナルティで事業撤退可能なのか？	総合評価一般競争入札の制度上、県と事業者は、提示した契約書(案)の内容で契約締結します。契約書(案)に記載の条件を変更することはできません。ただし、仮契約(1月末)までの間に、条件を変更せずに表現を明確化することは可能です。また、事業者の辞退は可能です。なお、本件入札においては、入札保証金を免除しておりますが、事業者が辞退することにより県が損害を被った場合の損害賠償請求権を放棄していないため、損害を請求することがあります。なお、損害賠償以外にペナルティとして県が落札者に不利益な取り扱いをすることはありません。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
280	契約書(案)	表紙				契約書(案)とありますが、選定された事業者との最終協議の余地は残されているのでしょうか。事業者と県との調整がつかない場合は、事業者は辞退可能でしょうか。またその際ペナルティーは発生するのでしょうか。	前段の質問:仮契約(1月末)までの間、契約書(案)の表現を明確化することは可能です。中段の質問:事業者の辞退は可能です。後段の質問:本件入札においては、入札保証金を免除しておりますが、事業者が辞退することにより県が損害を被った場合の損害賠償請求権を放棄していないため、損害を請求することがあります。
281	契約書(案)	全般				契約書(案)の中で、県が負担する費用を「合理的費用」と表現されているが(例えば第11条)、発生した費用については原則負担すべきであり、表現を「費用」と変えるべきと思うが、これについてはどうお考えか? また、そもそも「合理的」とは誰がどのような基準で判断を行なうことを言うのか?	発生した費用であっても不合理な費用(例えば、事業者の不注意等により余分に発生した費用など)は、県は支いません。「合理的」の判断基準については、各事案ごとに、原則、県と事業者とで協議のうえ、県が判断します。
282	契約書(案)	全般				この契約書(案)は、どのような手続き等を経て最終の契約書になり、事業者(SPC)と県との間で締結されることになるのか。付属資料のリスク分担表に記載されているリスクの内容毎に、加えて想定されるリスクの個別具体的にリスク分担を明記して契約書を取り交わす事は可能か? 契約書(案)とリスク分担表が必ずしも一致していない箇所があるが、契約書(案)の内容は変更できるか? 変更できるとしたならば、契約内容の修正期間が現状約2週間と短い、事業者と県との両者がこの期間内に合意に至らなかった場合は当然に、期間の延長がなされると考えて良いのか?	総合評価一般競争入札の制度上、県と事業者は、提示した契約書(案)の内容で契約締結します。契約書(案)に記載の条件を変更することはできません。ただし、仮契約(1月末)までの間に、条件を変更せずに表現を明確化することは可能です。また、仮契約の時期を遅らせることは考えておりません。
283	契約書(案)	1	第1章	第1条	(10)	「本件工事費等」に新棟(研究棟)の賃貸料が含まれるように読み取れますが、この賃貸料は第36条2項等に規定ある「本件工事費等の残額」の計算においてどのように取り扱われるのでしょうか。	契約書(案)の第1条(10)および別紙3の表中の本件工事費等及びこれにかかる支払利息の欄における「新棟(研究棟)の賃貸料」は削除し、訂正いたします。
284	契約書(案)	1	第1章	第1条	(10)	「本件工事費等」は新棟の賃貸料を含むとありますが、賃貸料とは何でしょうか。	契約書(案)の第1条(10)および別紙3の表中の本件工事費等及びこれにかかる支払利息の欄における「新棟(研究棟)の賃貸料」は削除し、訂正いたします。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
285	契約書(案)	2	第1章	第1条	(18)	関係者協議会のメンバーは誰を想定しているか。また、このメンバーはいつどういう手順で決定されることになっているか？	契約後に、県と事業者で協議のうえ、参加者を決定します。
286	契約書(案)	4	第2章	第3条	6	工事完工後、県への引き渡し前の「県による確認」はどのような基準で、どのようになされるのでしょうか。	工事完成物が設計図書のとおり施工されているかについて、現地確認及び工事記録等により確認します。
287	契約書(案)	4	第2章	第5条		事業者の免許取得に対しては、県は、最大限の支援をすべきなのではないでしょうか。	許認可については、契約書(案)第5条第3項に基づき、県は協力します。
288	契約書(案)	4	第2章	第5条		開発許可についてVE提案による設計図書の変更によって事業者が生じる費用負担増加も県の負担とありますが、これは入札の前提条件とは異なり、VE提案部分は除かれるのではないのでしょうか。	VE提案は事業者の責任において行われるものです(契約書(案)第12条参照)。但し、開発許可によってVE提案が実施できない場合は、県負担となります。
289	契約書(案)	4 8	第2章 第3章	第3条 第18条		関係者協議会で協議の結果、協議が整わない場合、第三者機関等に委ねる等の方策はないのでしょうか。	現時点では想定していません。ただし、契約後に、適当な機関が見いだされ、県と事業者との協議の結果、そこに委ねることが合意できた場合はこの限りではありません。
290	契約書(案)	6	第3章	第9条		事業者の責めによらない開発許可の遅れに伴う工期遅延については、責任負担をどのようにお考えですか。	事業者の責めによらない開発許可の遅れに伴う工期遅延については、県の負担になります。
291	契約書(案)	6	第3章	第9条		第1項記載の「事業者が負担した増加費用」と第3項記載の「事業者が生じた損失・費用」について、違いをどのように解釈したらよいのでしょうか。	第3項記載の「損失・費用」を「増加費用」に訂正いたします。
292	契約書(案)	5	第3章	第8条	2	工期の変更が生じる場合、これは関係者協議会で決定されることになっているが、大幅な工期の延長がある場合、融資団にも大きな影響がでるものと思われます。このような決定に際して、融資団の承認をとることは可能か？ また(不可抗力や県の事由による)遅延の場合、維持管理期間は(30年がそのまま)スライドすると考えてよいのか？	前段の質問:工期の延長に際して、融資団の承認をとることは考えていません。なお、資金調達に大きな影響がある場合は、融資団と協議をすることもあります。後段の質問:自動的にスライドはしません
293	契約書(案)	6	第3章	第9条	2	事業者の責めによる引渡し遅延の損害金のベースとなる「本件工事等相当額」について、ご説明下さい。	契約書(案)別紙3を参照してください。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
294	契約書(案)	6	第3章	第9条	3	本規定によれば、不可効力による完工/引渡し遅延は最大2ヶ月までを事業者が負担すると理解してよいか。またその場合、契約書P19(参考 別紙に規定すべき事項)にある不可抗力による損害額の事業者負担は最大100分の1以下とした規定との兼ね合いは？	前段の質問 :ご質問のとおりです。 後段の質問 : 第9条は不可抗力により工期を延長する場合に発生する費用(例えば、現場維持費等)について記載しており、第17条は不可抗力により物損等の損害が発生した場合について記載しており、関連はございません。
295	契約書(案)	6	第3章	第9条	3	本項工期延長の際の処理3I項と8ページ第17条不可抗力による損害2I項の解釈の違いをご説明下さい。	第9条は不可抗力により工期を延長する場合に発生する費用(例えば、現場維持費等)について記載しており、第17条は不可抗力により物損等の損害が発生した場合について記載しており、関連はございません。
296	契約書(案)	6	第3章	第10条	3	事業者が県に通知しなければならない検査および試験の内容を規定していただきたい。	建築工事共通仕様書、電気設備共通仕様書、機械設備共通仕様書、建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針等(平成9年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)に規定する検査及び試験です。
297	契約書(案)	6	第3章	第10条	4	県が事前の通知なしに本件工事に立ち会った際、事故が起こった場合の責任はどうなるのでしょうか。	県の責任による場合は、県がその責任を負担します。
298	契約書(案)	7	第3章	第13条	4	「請負人等の第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。」と規定されていますが、「請負人等」とは「請負人及び下請人」と規定されていますので、「請負人等」の後の「第三者」は不要ではないでしょうか。請負人及び下請人以外の第三者(近隣等)の責めに帰すべき事由による場合は、事業者の責めに帰すべき事由とはみなされないとしますので、削除されるか、その旨表明していただきたい。	第三者とは、本件工事の遂行に必要な、請負人及び下請負人、その他(警備を行う者等)を指します。
299	契約書(案)	7 10	第3章 第4章	第13条 第26条	1 1	入札にグループで参加した場合のグループ構成員に、工事又は業務を委託又は請け負わせる場合は、県に通知するのみで承諾は不要とならないでしょうか。	県の承諾が必要です。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
300	契約書(案)	8	第3章	第16条		「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を負担」とありますが、施工者が善良な管理者の注意義務を果たしたにもかかわらず生じた通常避けることができないものについては、土地の所有者である県が負担するのが妥当と考えますが、いかがでしょうか。	工事の施工に伴い第三者へ損害を及ぼした場合は、事業者が善良な管理者の注意義務を果たしたか否かにかかわらず、事業者の負担となります。
301	契約書(案)	8 19	第3章	第17条		19ページに記載された不可抗力による損害額は、事業期間中の事業者が負担する上限額でしょうか。あるいは1件の損害に対しての金額でしょうか。例えば、本件工事費等を「10000」とした場合、期間中に3件発生したと仮定したときの、支出額を下表とします。 1件目 50 2件目 50 3件目 50 この場合、事業者の総負担額は、150...、100... のどちらになりますか。	不可抗力による事業者の負担額100分の1は、建設期間中の累積の上限額です。質問事例では となります。
302	契約書(案)	8	第3章	第20条		事業者の改修に係る瑕疵担保責任については、条文化されていますが、県所有のA棟等の改修前の瑕疵担保の扱いについて明確にしていきたい。	既存棟に現存する瑕疵は県が負担します。
303	契約書(案)	9	第3章	第22条	3	「県が承認した第三者の制限物件」とは、何が予定されているのでしょうか。	例えば、融資団の設定する抵当権です。
304	契約書(案)	9	第3章	第22条	6	「県はかかる使用によって事業者において損害又は費用が生じたときは、それらの費用を負担する」と規定されていますが、その費用の支払方法は、その時点で現金で払われるのでしょうか。それとも、賃料に上乗せして分割払いとなるのでしょうか。分割払いの場合は、費用発生時(分割払い開始時)の利率による利息が算定されるのでしょうか。提案時の利率では、不合理な場合も生じると思います。	サービスの対価とは別に精算する予定です。
305	契約書(案)	10	第3章	第23条		「第30条に定める支払と一体のサービスの対価として」と規定されていますが、「第29条」の間違いではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正いたします。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
306	契約書(案)	10	第3章	第24条		事業者が使用する機器について、リースまたは割賦を利用することは可能でしょうか？ またそのリースを受ける場合、リース会社がコンソーシアムに参加する必要があるのでしょうか？ ご指示下さい。	事業者が使用する機器をリースにするか割賦にするかは、事業者の判断にお任せします。また、リース会社がグループ構成員になる必要はありません。
307	契約書(案)	10	第3章	第24条		新棟を無償譲渡するならば、30年で建物残価が残らない形にすると同じ事なのか？ 新棟の減価償却を30年で算定する事と同義なのか？ (本来償却期間は60年と想定しますが、その場合、残価に対する税金の支払等については考慮されておるのでしょうか)	事業者の会計処理については、法令に従い、事業者の責任において行ってください。
308	契約書(案)	10	第4章	第25条	2	県が「模様替えを行った場合」の費用の支払方法は、その時点で現金で払われるのでしょうか。それとも、賃料に上乗せして分割払いとなるのでしょうか。分割払いの場合は、費用発生時(分割払い開始時)の利率による利息が算定されるのでしょうか。提案時の利率では、不合理な場合も生じると思います。	サービスの対価とは別に精算する予定です。
309	契約書(案)	10	第4章	第26条	4	「請負人等の第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。」と規定されていますが、「請負人等」とは「請負人及び下請人」と規定されていますので、「請負人等」の後の「第三者」は不要ではないでしょうか。請負人及び下請人以外の第三者(近隣等)の責めに帰すべき事由による場合は、事業者の責めに帰すべき事由とはみなされないと考えます。維持管理業務については、外部からの施設利用者等の第三者から受ける影響も多いため、「請負人等の責任が明確な場合」に限定して規定していただきたい。	第三者とは、本件維持管理業務及び研究支援業務の遂行に必要な、請負人及び下請人、その他受託者等を指します。
310	契約書(案)	11	第4章	第30条		「研究支援業務に伴い通常避けることができない騒音、臭気、振動等」については、研究業務により発生するものと一体で、明確に区分できないのではないかと考えられますが、「事業者の責任が明確な場合」と理解してよろしいでしょうか。	事業者の責任か県の責任か不明な場合は、両者で協議を行います。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
311	契約書(案)	11	第5章	第32条		「入札価格の100分の10に相当する金額」の入札価格とは建物価格のみならず金利、維持管理費、修繕費、研究支援業務費等も全て含めた金額との理解でよいか？将来的な違約金に対する保証と言う概念であれば、建物価格の10%という扱いでも問題ないと思われるが、いかがか？	本事業は、PF事業であり、建設から維持管理 研究支援までのサービスを一括して提供していただきます(入札説明書付属資料 参照)。それゆえ、契約保証金についても、本事業全ての事業者の債務について一括して保証していただくことになるため、契約保証金は落札金額の100分の10です。 インターネット上の記載については、9月18日付で「入札価格の100分の10」は「落札金額の100分の10」に訂正していません。
312	契約書(案)	11	第5章	第32条	1	事業者が差し入れるべき契約保証金又は証券、債券、金融機関保証は、いつ、どのような条件 手続きで返還されるのでしょうか。又、金融機関保証書は、当該金融機関の定型のもので宜しいでしょうか。	契約保証金は損害金の予定であるため、契約に定められた損害金を事業者が支払わない場合、契約保証金から損害金を差し引きます。それゆえ、納付された契約保証金は契約期間中返還いたしません。契約終了後、県に損害がない場合のみ、全額返還いたします(利息等は付与しません)。また、金融機関の保証は定型のもので構いません。
313	契約書(案)	11	第5章	第32条		「事業者による契約保証金の納入」または「代表者及び事業者の株主の内県が適当と認める者の保証の差し入れ」をもって、事業の保証という概念が記載されているが、PF事業の根幹をなす概念を揺るがす問題と認識している。株主による保証が生じる事態となれば、事実上、株主が全てのリスクを負う構造となり、プロジェクトファイナンス、債務のオフバランス化等に大きな支障が生じられると思われるが、県の認識はいかがか？ぜひとも削除いただきたい項目と認識しているが、県の認識はいかがか？	地方自治法施行令第167条の16第1項に契約保証金の納付が義務づけられています。なお、SPCの株主の保証によって、契約の履行が確保されるため、契約保証金を免除しています。契約保証金を納付するか(契約保証金の納付に代える場合を含む)、株主による保証をするかは、入札参加者の判断により選択してください。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
314	契約書(案)	11	第4章	第32条		「契約保証金」の詳細について説明していただきたい。とくに、入札金額の算定、保証金の返還条件等。この保証金が、もしPFの全期間(30年)にわたり差し入れるものとする、民間事業者の負担が相当重くなる。金額で、PF事業の遂行に支障をきたす恐れがある。金額、差し入れ条件等について慎重に配慮されるよう要望する。	契約書に定められた事業者の債務の履行を確保するため、入札説明書5(6)を提示条件としました。(この保証金が、もしPFの全期間(30年)にわたり差し入れるものとする)契約保証金は損害金の予定であるため、契約に定められた損害金を事業者が支払わない場合、契約保証金から損害金を差し引きます。それゆえ、納付された契約保証金は契約期間中返還いたしません。契約終了後、県に損害がない場合のみ、全額返還いたします(利息等は付与しません)。
315	契約書(案)	11	第5章	第32条		保証金額の「入札価格の100分の10に相当する金額」とある入札価格とは建物価格の他金利、維持管理費用、修繕費用、研究支援業務費用等も含めた金額になるのでしょうか。	保証金額については落札金額の100分の10に相当する金額です。落札金額とは、入札価格(入札説明書P26 8(3)参照)に消費税を加算した額です。インターネット上の記載については、9月18日付で「入札価格の100分の10」は「落札金額の100分の10」に訂正しています。
316	契約書(案)	11	第5章	第32条		「事業者による契約保証金の納入」または「代表者及び事業者の株主の内県が適当と認める者の保証の差し入れ」をもって、事業の保証ということから、株主による保証が必要となれば、事実上、株主が全てのリスクを負う形となり、金融機関のプロジェクトファイナンスや債務のオフバランス化に大きな支障が生じると思われま。この項目は削除を検討していただけないものか。	地方自治法施行令第167条の16第1項に契約保証金の納付が義務づけられています。なお、SPCの株主の保証によって、契約の履行が確保されるため、契約保証金を免除しています。契約保証金を納付するか(契約保証金の納付に代える場合を含む)、株主による保証をするかは、入札参加者の判断により選択してください。
317	契約書(案)	12	第5章	第32条	2	保証の差し入れ者として「代表者及び事業者の株主のうち県が適当と認める者」とありますが、代表者は保証の差し入れを必ず求められるということでしょうか。	ご質問のとおりです。
318	契約書(案)	12	第5章	第32条	2	保証の差し入れ者として「代表者及び事業者の株主のうち県が適当と認める者」とあるが、代表者は必ず保証の差し入れを求められるということか？この事項に関し、協議余地はあるのか？	前段の質問：ご質問のとおりです。後段の質問：この事項の変更を行うことはありません。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
319	契約書(案)	12	第5章	第32条	2	保証の差し入れにより契約保証金の納付を免除するとあるが、企業の長期債権等の格付けとしてどのレベル以上という要求は行いませぬ。地方自治法施行令第167条の16第1項に契約保証金の納付が義務づけ等を考慮しないとすると、民間事業者による保証の概念が曖昧となると思われるが、いかがか？	県は、企業の長期債権等の格付けとしてどのレベル以上という要求は行いませぬ。地方自治法施行令第167条の16第1項に契約保証金の納付が義務づけ等が考慮されています。なお、SPCの株主の保証によって、契約の履行が確保されるため、契約保証金を免除していません。
320	契約書(案)	12	第5章	第32条	2	保証の差し入れにより契約保証金の納付を免除するとあるが、保証ではなく保険商品による対応に変え納付を免除することは問題ないか？	SPCの株主による保証以外により、契約保証金の納付を免除することはできません。
321	契約書(案)	12	第7章	第35条		この契約の終了事項については、県側から事業者側へ通知できるというものが多く、事業者側から県側へ契約の終了を通知できる項目が少なく、追加すべきであるとするが、契約書(案)の内容については今後変更できると考えてよろしいのか？	総合評価一般競争入札の制度上、県と事業者は、提示した契約書(案)の内容で契約締結します。契約書(案)に記載の条件を変更することはできません。
322	契約書(案)	13	第7章	第36条	1 2	県から事業者への遅延損害金はいつ支払われるのでしょうか。特に第2項により本契約が終了した場合、遅延日数の計算はどのように行い、支払時期はいつになりますか。	関係者協議会で協議します。
323	契約書(案)	16	第8章	第40条	1	「各事業年度内の予算の範囲内で」とありますが、この予算とは本事業に割り当てられた予算ではなく、県の予算総額の範囲内のことと推察しますが、よろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
324	契約書(案)	16	第8章	第40条		債務負担行為の限度額を明記する事は可能か？また、将来の物価・金利などの変動により、債務負担行為の限度額を増額するような場合が発生したら、限度額を増額していただけるのか？	債務負担行為の限度額を明記することは可能です。契約書(案)の内容で十分保証されており、更に明記する必要はないと考えます。債務負担行為の限度額を増額するような事態が発生した場合においても、県として、契約書に基づき、責任をもって対応します。
325	契約書(案)	16	第9章	第41条		新棟に関わる固定資産税・都市計画税について、地元の茅ヶ崎市に税金の軽減措置を県から要望することは考えておりませぬ。また、それは光熱費同様に県が負担すべきミニマムコストではないか？	前段の質問：茅ヶ崎市に対して軽減措置を要望することは考えておりませぬ。後段の質問：事業者の負担と考えています。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
326	契約書(案)	21	別紙2	第8条		修繕の原因が第三者等による事由である場合は、甲が費用負担するものと考えますが、いかがでしょうか。	事業者に使用していただく土地については、事業者の責任により管理していただきますので、県は負担しません。
327	契約書(案)	22	別紙2	第14条		契約終了時、原則原状回復が規定されていますが、新棟は県に無償譲渡することとなっていますので、原状回復を行う必要は無いと了解しますがいかがでしょうか。	原状とは、契約書(案)第3条第6項引渡し時点を想定しています。また、事業者は、原則、契約書(案)第3条第6項引き渡し時点の状態に原状回復する必要があります。
328	契約書(案)	22	別紙2	第14条		土地の原状復帰費用は事業者負担となるのであれば、これはサービスコストに算入されるのか？ また、項目別に計上する場合、修理費か、その他費用か。	原状とは、契約書(案)第3条第6項引渡し時点を想定しています。費用については、事業者が必要があると考えた場合には、サービスの対価に含めてください。項目は、その他費用に計上してください。
329	契約書(案)	22	別紙2	第14条		そもそも、30年後の県への無償譲渡を想定しているにもかかわらず、原状回復義務があるのは何故か？ 本来ならば、原状回復については譲渡(移転)後に、県の費用で行なうべきと考えるが、これに対してはどうお考えか？ また、原状回復義務があるとしても、使用貸借終了時に県が原状回復の必要がない認められた場合とは、契約終了時点で、建物が継続して使用できる状態であると確認できた場合と解釈してよるしいのか？ また使用貸借終了時に、県が原状回復が必要と認める場合はどのようなケースを想定しているのか？	前段の質問:原状とは、契約書(案)第3条第6項の引渡し時点を想定しています。事業者で使用していただく土地については、事業者の責任により管理していただき、原状回復を行っていただきます。後段の質問:土地が契約書(案)第3条第6項の引渡し時点と同じ状態で使用可能か否かを確認します。
330	契約書(案)	22 27	別紙2 別紙4			土地使用貸借契約書、保証書については、今後中身を事業者側と協議し内容を変更することは可能なのか？	総合評価一般競争入札の制度上、県と事業者は、提示した契約書(案)の内容で契約締結します。契約書(案)に記載の条件を変更することはできません。ただし、仮契約(1月末)までの間に、条件を変更せずに表現を明確化することは可能です。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
331	契約書(案)	27	別紙4			保証人が、SPCと連帯して保証する債務のうち、保証書第1条(3)号規定の「維持管理業務及び研究支援業務の遂行業務」とは、どこまでの範囲を想定されていますか。万一、SPCが契約書(案)の第38条の業務不履行に関する手続きに該当する事態になったときに、保証人が負う遂行義務とは具体的にどのようなものとなりますか。	保証書に記載のとおり、事業者が負う維持管理業務及び研究支援業務の遂行義務の全てです。契約書(案)の各条項に従い、事業者が負う履行義務の全てを保証していただきます。
332	契約書(案)	27	別紙4			現在の保証書(案)は4項目一括の保証書になっているが、各項目ごとに分割して保証することは出来るのか。例えば、維持管理業務及び研究支援業務の遂行義務に関しては、維持管理を行う企業施設の完工引渡義務は建設を行う企業等。	県と保証契約を締結する相手方は、原則グループ代表者及び県が適当と認めるSPCの株主です(No.45参照)。これらの相手方に保証書に記載の内容を一括保証していただきます。グループ構成員間のリスク分担については、構成員間の契約により対応してください。
333	契約書(案)	27	別紙4			契約保証書における(1)~(4)の全ての債務に対して、同一の者が保証する必要はございますか。例えば、建設に関わる債務と維持管理、研究支援に関わる債務に別けて、異なる者が保証することは可能ですか。	県と保証契約を締結する相手方は、原則グループ代表者及び県が適当と認めるSPCの株主です(No.45参照)。これらの相手方に保証書に記載の内容を一括保証していただきます。グループ構成員間のリスク分担については、構成員間の契約により対応してください。
334	VE提案要領	2	3			VE提案の範囲を規定する記述中に「また、設計図書に記載のないA棟部分も対象範囲となります。」なる記述がある。これは、A棟に関するVE提案は設計図書との対比が無くても提案して良いということか。	設計図書に記載のないA棟部分についてもVE提案は可能です。この場合、提案書作成において、既存のまま改修しない状態(A棟既設図面)を原設計と考えてください。
335	VE提案要領	2	6			VE提案採用の審査は提案の保護等のため、非常に不鮮明となりがちですが、公明性の確保について、どのような手段を取られるのでしょうか。	VE提案要領に基づき、審査委員会において審査するとともに、PF法に基づき結果を公表します。
336	VE提案要領	3	11			「事業者がVE提案による設計図書の変更を行おうとする場合、...云々...」なお、それに要する費用は、入札参加者の負担とします。...云々...なる記述がある。ここで言う「事業者」は「入札参加者」の意味か。それとも「入札参加者」は「事業者」の意味か。	入札参加者は事業者の意味です。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
337	VE提案要領	5				「 VE提案を行う場合には、参加表明書等の提出にあわせて、VE提案書を提出していただきます。VE提案は、入札参加者がコストやその他の事項で優れた事業提案を行うために、設計図書の一部を変更することができる入札参加者の権利と位置づけております。…云々…」なる記述がある。これは、設計図書の変更を伴わなければ、VEでは無い」という意味か。	VEの定義は、「入札説明書 P7の3.(2)12)入札参加者の権利」のとおり、設計図書の一部を変更することとしております。
338	様式集	様式12				入札金額は、長期収支計画表(様式20)におけるサービスの対価の30年間合計額、並びに30年間償還表(様式21)におけるサービスの対価の30年間合計額とそれぞれ同額となると理解してよろしいですか。この場合に 印で記載されている「積算総額」とは何をさすのでしょうか。	様式20におけるサービスの対価の30年間合計額と様式21におけるサービスの対価の30年間合計額は同額になります。様式12には様式20又は21の合計金額を書いてください。積算総額は落札金額を指し、入札金額に消費税を加えた額です。
339	様式集	様式15				積算表の金額表記は千円未満切り捨てで記入するようにとの指示があるが、合計欄の数字については、切り捨てたものの合計か、元の数字(切り捨て前の数字)を合計したものを切り捨てたものを記入すべきか？	元の数字(切り捨て前の数字)を合計し千円未満を切り捨てた数字をご記入ください。
340	様式集	様式17-1				「資金調達企業主体名」欄にはSPCへの出資者を記載すれば宜しいのでしょうか。また、「自己資本」欄にはSPCへの各出資額「外部借入等」欄にはSPCの借入金額・借入条件を記載すれば宜しいのでしょうか。	「資金調達企業主体名」にはSPCへの出資予定企業を、「自己資本」には各企業の出資額を、「外部借入等」にはSPCとして調達する場合は、SPCの調達予定額、借入条件を、出資予定会社を通じて調達する場合は、各出資予定会社の調達予定額、借入条件を記入してください。「過去の主な借入実績」については、各出資企業毎の実績を記入してください。なお、自己資本による出資のみの企業の場合は、記入する必要はありません。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
341	様式集	様式17-1 1 記入例				記入例によると事業費の調達、事業グループ構成員各社が各々調達する考え方で記載されていますが、SPC自体が事業費を調達してもよろしいか。	「資金調達企業主体名」にはSPCへの出資予定企業を、「自己資本」には各企業の出資額を、「外部借入等」にはSPCとして調達する場合は、SPCの調達予定額、借入条件を、出資予定会社を通じて調達する場合は、各出資予定会社の調達予定額、借入条件を記入してください。「過去の主な借入実績」については、各出資企業毎の実績を記入してください。なお、自己資本による出資のみの企業の場合は、記入する必要はありません。
342	様式集	様式17-1~3				記入例においては資金調達企業として建設会社やリース会社が想定されているが、特別目的会社（SPC）がプロジェクトファイナンスによって資金調達することを妨げるものではないとの理解で良いか。また、この場合、「4. 過去の主な借入実績」は空欄とならざるを得ないが、構わないか。また、自己資本による出資のみを行なう参加企業につき、「4. 過去の主な借入実績」を示す必要があるのか？	「資金調達企業主体名」にはSPCへの出資予定企業を、「自己資本」には各企業の出資額を、「外部借入等」にはSPCとして調達する場合は、SPCの調達予定額、借入条件を、出資予定会社を通じて調達する場合は、各出資予定会社の調達予定額、借入条件を記入してください。「過去の主な借入実績」については、各出資企業毎の実績を記入してください。なお、自己資本による出資のみの企業の場合は、記入する必要はありません。
343	様式集	様式17-2 4				過去の主な借入実績は、必須記入項目ですか。	「資金調達企業主体名」にはSPCへの出資予定企業を、「自己資本」には各企業の出資額を、「外部借入等」にはSPCとして調達する場合は、SPCの調達予定額、借入条件を、出資予定会社を通じて調達する場合は、各出資予定会社の調達予定額、借入条件を記入してください。「過去の主な借入実績」については、各出資企業毎の実績を記入してください。なお、自己資本による出資のみの企業の場合は、記入する必要はありません。
344	様式集	様式18-2 4				維持管理業務および研究支援業務のうち緊急時の対応としてバックアップサービスの確保」とありますが、想定する緊急時というのは、研究支援業務要求水準書に記載のある事態（食中毒の発生等による業務頻度の増大）と理解してよろしいでしょうか。	バックアップ体制の検討については、研究支援業務要求水準書に記載のある特定の事柄を対象とするのではなく、維持管理および研究支援の各業務を行う上でペナルティ等との関係から、特に緊急時の対応が必要と思われる部分について、バックアップサービスの確保を行っているか評価するものです。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
345	様式集	様式19-1				売上高のうち 新棟建設費部分等とは、(様式15)費用等積算表の項目の中で、「A棟改修工事費」及び「外構工事費」を除いた残りの項目全てを包括して指すものとして理解してよいでしょうか。	様式19-1の売上高のうち 新棟建設費部分等には、様式15のうち「A棟改修工事費」「外構工事費」を除いた額に、これに係る支払利息を加えたものとなります。
346	様式集	様式20				長期収支計画表の脚注 1において「可能な範囲で詳細に記入する」場合、個別に行の数を増やしていいとの理解か？ また、この表以外の表で脚注が無い場合も項目を増やすことは可能か？	個別に行数を増やして記入して頂いて結構です。様式20以外においても、詳細な記入を行うことを目的に項目を増やす場合は、行数を増やしても構いません。
347	様式集	様式21				表中の「サービスの対価」と「各回県支払額」との違いはなんでしょうか。また、「期末残高」とは、本件工事費等(新棟建設費部分等及びA棟外構改修費)の残額と理解してよいでしょうか。	「サービスの対価」と「各回県支払額」は同じです。「期末残高」は30年間にわたるサービスの対価の総額から、当該期までに支払ったサービス対価を差引いた残額となります。
348	様式集	様式21				30年間償還表中の期末残高とは、30年間の手数料総額から当該回の県支払額を差引いた残額と理解して宜しいでしょうか。	「サービスの対価」と「各回県支払額」は同じです。「期末残高」は30年間にわたるサービスの対価の総額から、当該期までに支払ったサービス対価を差引いた残額となります。
349	様式集	様式21				入札にあたり、＜提案書に基づく事業契約書の締結にあたっては、「非遡及融資(ノリコースファイナンス)契約の締結」及び「必要な社内決裁取得(取締役会付議事項に該当する場合は取締役会決議を含む)を前提とする＞旨の条件を付して提案書を提出させて頂く所存です。契約の締結までには、上記条件を満たすべく必要な手続を取る所存ですが、上記手順にて問題ないと理解して宜しいでしょうか。	資金調達及び入札参加者の社内合意については、入札参加者の責任により実施してください。なお、入札説明書P5の3Q)に留意して下さい。
350	様式集	様式22				「種別 2」は、A-Dの記号を記入する様になっているが、「A C」「A C D」など複数の記入でも構わないかどうか教えていただきたい。(VEはAだけ、Cだけとはいかない故)	一つのVE提案が複数の目的を持つ場合は、様式23～27は別々に提出してください。様式22はご質問のとおり、種別欄に複数の記号を記入してください。
351	様式集	様式28	(1)			様式28の項目を踏まえ、簡潔・明瞭に記載することを前提に、枚数制限はないと考えてよいか。	ご質問のとおりです。
352	様式集	様式28	(2)			形式は自由ということだが、用紙サイズについてもA3横でも構わないと考えてよいか。	ご質問のとおりです。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
353	様式集	様式30 様式33				様式30-3、4、6、8の修理費と様式33-1の30年間合計はそれぞれ合致するよう整合させますが、様式33-1「経常的経費」は除外と理解してよいでしょうか。	経常的経費を含めてください。
354	様式集	様式32				研究支援業務費用見積書の算定根拠にある、人件費・外注費・設備費・消耗品費・雑費の内容を個別にご提示下さい。	各費目の示す基本的な内容は以下のとおりです。なお、提示している費目は例示であり、提案内容に応じて項目を調整して頂いて構いません。・人件費：一般的には給料、賃金、諸手当、賞与、退職金の直接現金で支払うものの他、通勤費、法定福利費なども含まれます。・外注費：他の事業者へ業務を委託したことにより発生する費用。・設備費：長期間繰り返し使用するもので、洗浄機器などを想定。・消耗品費：短期間に消耗する小額の物品費。・雑費：臨時的に発生する費用で、金額的に小さく、他の費用科目に当てはまらないもの。
355	様式集					入札説明書 別添資料 様式集(全様式)が、PDFファイルで公表されていますが、フロッピーディスク提出分(エクセルファイル)以外の様式についても、エクセルファイルでいただけないでしょうか。	PDFへの変換前のファイルをホームページにて公表します。但し、エクセルファイルとは限りません。
356	工事図面	自動制御設備システム構成図 機器機能表				増設棟の設備監視装置、A棟のみの監視システムになっているが、A棟と監視の連動性(一体性)とした管理を考えたシステムとして良いか。	平面計画に変更がないなど、VE提案要領の「3.V E提案の範囲」において可能です。
357	設計図 設計書	設計図 構造1 設計書6				土工事 残土処分は、構内指示の場所に敷き均しとありますが、設計書には仮置土運搬費 往路 復路とあります。 仮置場所は構内と考えてよろしいでしょうか？ 場外搬出の場合、指定地の所在地と、処分費用をご指示下さい。	仮置場所は構内を想定しています。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
358	設計図書	電気				電気 1特記仕様書 電気79 系統図-2 (TV) 電気 84 ~ 89 各階平面図 において テレビ共同受信設備は、図面1及び79には全て別途工事とありますが、図面84 ~ 89のTV設備の配管配線工事も別途と考えて宜しいですか。	電気図85 ~ 88図に明記のとおりです。
359	設計図書		意匠	189		A棟外壁はラスタースタイルですが、新棟外壁に磁器質タイル(45二丁・45角無ゆう特注品)とあり、この仕様はラスタースタイルではないようです。新棟外壁タイルのメーカー・品番をご指示下さい。	メーカー指定はありません。ただし、防汚効果のあるものとします。
360	設計図書		意匠	115		底盤下アスファルト防水(合成繊維入 t32) の使用目的及びメーカー・品番をご指示下さい。 また、このアスファルト防水の基礎(杭)部分の納まりをご指示下さい。	メーカー指定はありません。使用目的は、実験排水の流出防止、湧水の流入防止及び塩水からの躯体保護です。。基礎 (杭) 部分の納まりについては、基礎 (杭) 部分で防水を止め、シーリングにて処理をすることとします。
361	設計図書		空調	002		設備階の保温仕様について明記がありませんが、機械室と考え露出仕様として宜しいでしょうか。或いは、隠蔽仕様でしょうか。ご指示下さい。	隠蔽仕様です。
362	設計図書		空調			火気使用室の排気ダクト系統で断熱施工する部分があればご指示下さい。	呼吸器系細菌実験室、腸管器系細菌実験室、原虫実験室-1、培地準備室、薬剤感受性実験室、性感染症実験室、遺伝子実験室-1、免疫実験室、食品細菌実験室、細菌分離同定実験室、血清検査室、DNA解析室、ウイルス接種室、インフルエンザ実験室、ウイルスタンパク解析室、下痢症ウイルス処理室、食品化学実験室、残留農薬実験室、食品添加物実験室、薬品衛生実験室、病理実験室、毒性機能実験室、試料分解室、生活化学実験室、水質分析室、生活工学実験室、水処理実験室、環境生物実験室、放射化学実験室、アルファ線放出核種分析室、P3実験室(動物舎)、化学系実験室、生物系実験室(RI実験室)、前処理室(化学系安全実験室)、変異原生実験室(環境微生物実験室)の各室を火気使用室とし、排気系のダクトに断熱施工します。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
363	設計図書		空調	008		ファンコイルユニットFCU-40、50について建設省仕様がありません。メーカー仕様で考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。特記仕様書 工事仕様、1共通仕様(3)を参照してください。
364	設計図書		意匠	101～104		各室の居室、非居室の区別を教えてください。	建築基準法上の居室として364別表(364.pdf)に網がけで示す各室を想定しています。
365	設計図書		意匠	001		仮設工事 工事用水は、既存棟からのメーター分岐で、使用できると考えて宜しいでしょうか。	水道は平成13年3月31日をもって使用休止します。事業者において必要な手続きを行い、費用負担していただければ使用開始することは可能です。
366	設計図書		意匠	002		外壁タイルの仕様及び程度をご指示下さい。	メーカー指定はありません。ただし、防汚効果のあるものとします。
367	設計図書		意匠	003		内装工事 合成樹脂塗床の仕様及び程度をご指示下さい。	No.401を参照してください。
368	設計図書		意匠	218		システム天井パネルは表記でt16パンチングとありますが、メーカー仕様からt8パンチングで宜しいでしょうか。	システム天井パネルは、t=08mmパンチングとします
369	整備工事(電気)	図面：弱電設備系統図	機器姿図-3(電気錠)電気			A棟及び増築棟の電気錠の管理システムにおいてA棟及び増設棟が一体的監視出来る考えとして管理を行ってよいか。(A棟においても増設棟も監視出来るように)	平面計画に変更がないなど、VE提案要領の「3.V E提案の範囲」において可能です。
370	整備工事(電気)	図面：動力制御リスト	総合監視盤姿図電気			A棟及び増築棟の動力監視システムにおいてA棟からも増設棟を監視の出来る管理を行って良いか。	平面計画に変更がないなど、VE提案要領の「3.V E提案の範囲」において可能です。
371	整備工事(電気)	図面：防災設備系統図電気				A棟及び増築棟の防災設備、システムにおいてA棟及び増設棟が一体的監視出来る考えとして管理を行ってよいか。(A棟においても増設棟も監視出来るように)	平面計画に変更がないなど、VE提案要領の「3.V E提案の範囲」において可能です。
372	設計図書	意-101～104(内部仕上)				仕上表内で、コンクリート打放しとコンクリート打放し補修とRC打放しが出てきますが、コンクリート打放しは型枠はずしそのままと考えてよろしいでしょうか？使い分けをご指示下さい。	ユニットルームについては普通型枠、その他については打ち放し型枠B種+打ち放し面補修B種とします。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
373	設計図書	意-102、146 (内部仕上)				2F暗室、切片作成室、試料前処理室、前室の仕上表、壁下地に9とありますが、下地凡例は、1～8迄です。9は3と読み替えてよろしいでしょうか？ご指示下さい。	9は5と読み替えます。
374	設計図書	意-103、114 (内部仕上)				3F質量分析機室の天井仕上が仕上表は、アルミ見切、岩綿吸音板ですが、天井伏は、システム天井になります。天井伏を正と考えてよろしいでしょうか？ご指示下さい。	3F質量分析機室の天井伏は、システム天井とします。
375	設計図書	意-104 (内部仕上)				3F、ACM-1、2の仕上表、天井高がCH=2500となっていますが、RC直天と思われまます。ご指示下さい。	RC直天とします。仕上げは、仕上げ表によります。
376	設計図書	意-104、112、127 (内部仕上)				1F廃棄物庫及び廃薬品庫の展開図で天井高がCH=2700となっていますが、仕上表及び天井伏により直天と考えてよろしいでしょうか？ご指示下さい。	RC直天とします。
377	設計図書	意-104、198、199 (内部仕上)				1F高圧ポンベ及びガスバーナー室の床下地が、仕上表はモルタル下地ですが、詳細図はコンクリート直押えになっています。壁及び天井は仕上表に打放し補修ですが、詳細図はケイカル板付ポリスチレンボード25になっています。詳細図を正と考えてよろしいでしょうか？ご指示下さい。	1F高圧ポンベ及びガバナー室の床下地は、コンクリート直押さえとし、壁及び天井はケイカル板付ポリスチレンボード25とします。
378	設計図書	意-105～109 (内部仕上)				平面図に壁種別凡例がございませんが、耐火壁と遮音壁及び一般壁の区分が平面図では判断が付きにくいので、耐火壁と遮音壁の範囲をご指示下さい。	意匠105～109を参照して下さい。
379	設計図書	意-113、204、115～117 (内部仕上)				配管スペースの壁が、DT-S15は現場発砲ウレタンになっていますが、矩計図はケイカル板付ポリスチレンボード25です。矩計図を正と考えてよろしいでしょうか？また、矩計-2のY2～3間天井が、VPケイカル板t6LGSとなっていますが、天井伏には書き込みがありません。VPケイカル板の範囲をご指示下さい。	配管スペースの壁は、ケイカル板付ポリスチレンボード25とします。ケイカル板VPの範囲は、H469ピロティの軒天全面とします。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
380	設計図書	意-114、177 (内部仕上)				3Fクロマトグラフ-1室の展開図b、d天井部に750*600の下がり2カ所書き込みがありますが、天井伏には見当たりません。詳細をご指示下さい。3Fクロマトグラフ-2室の展開図aも同上質疑です。	下がり部分は全てGB95+125VPとし、コーナー部分は全て塩ビ製廻り縁付とします。
381	設計図書	意-164 (内部仕上)				3F生活化学実験室の展開図dに、吊戸棚L=900*2とありますが、実験台、備品リストには、展開図-Aの書き込みがありません。吊戸棚L=900*2は、A:建築工事と考えてよろしいでしょうか?ご提示下さい。	吊戸棚L=900*2は、A:建築工事とします。
382	設計図書	図108、505 (建具)				AW12・AW13について、二重サッシは質量分析機質につくサッシのみ1カ所づつと考え、ガラスは熱反t=6+FLt=5と考えてよろしいでしょうか?ご指示願います。	二重サッシは質量分析機室およびICP・R室とします。(意匠-503)ガラスは熱反t=6+FLt=5とします。
383	設計図書	図213 (外部)				DT-K19屋上ダクトスペースにS造の階段がございますが、鉄骨面 亜鉛メッキ、鉄部 (手摺) :OPと考えてよいでしょうか?ご指示下さい。	鉄骨面、鉄部 (手摺)とも溶融亜鉛メッキとします。
384	設計図書	図214 205 (外部)				ダクトスペース手摺の納り図がDT-S19、DT-K23におきまして違います。どちらを優先すればよいでしょうか?ご指示下さい。	DT K23を正とします。
385	設計図書	図215 (外部)				DT-K26外部アルミルーバーがございますが、施工場所が不明です。施工場所をご指示願います。X2~3、Y1~2間 渡り廊下の接続する場所の天井は天伏ですと石膏ボードを貼っていますが、直天として打放し・打増t=30と考えてよろしいでしょうか?ご指示願います。	アルミルーバーの施工箇所はありません。渡り廊下接続部分の天井は、直天として打放し 打増t=30のとおりです。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答																				
386	設計図書	図503、505 (建具)				<p>2F洗浄室につくアルミサッシュについて、キープランではAW1、2ですが、建具表ではAW16、17がつくと考えてよろしいでしょうか？ご指示下さい。下記について、キープランと建具表で数量が違います。キープランを正として考えてよろしいでしょうか？ご指示下さい。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>キープラン</td> <td>建具表</td> <td>AG18</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>AG19</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>LD10</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>LD5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>PT28</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>1 参考内訳において、建具枠廻りシーリングW=20とW=25の2種類ございますが、寸法毎の使い分け場所をご指示下さい。</p>	キープラン	建具表	AG18	1	0	AG19	1	0	0	LD10	5	4			LD5	1			PT28	2	<p>2F洗浄室のアルミサッシはAW16、17とします。その他は、キープランのとおりとします。シーリングは、アルミ製建具廻りをW=20、鋼製建具廻りをW=25とします。</p>
キープラン	建具表	AG18	1																								
0	AG19	1	0																								
0	LD10	5	4																								
		LD5	1																								
		PT28	2																								
387	設計図書	図505 (建具)				<p>建具表において、AW11にブラインド内蔵とございますが、AW11には無しで、AW12及びAW13の二重サッシにブラインド内蔵と考えてよろしいでしょうか？ご指示下さい。</p>	<p>AW11はブラインドなし、AW12及びAW13は二重サッシにブラインド内蔵とします。</p>																				
388	設計図書	図505 (建具)				<p>AW14・AW15について、下部H=1500部分は熱反t=6 FLt=5と考えてW900×H1500片引きがつくと考えてよろしいでしょうか？ご指示下さい。</p>	<p>AW14・AW15は、全て熱反t=6とします。</p>																				
389	設計図書	図505 (建具)				<p>PT31について、建具表でガラスの指示がございましたが、姿図ではガラスが見当たりません。ガラスは無いと考えてよろしいでしょうか？ご指示下さい。</p>	<p>PT31は、ガラスなしとします。</p>																				
390	設計図書	図720、721 (外構)				<p>植栽について、720図の一覧表でサツキが1060株、アベリアが600本になっていますが、721図で数量確認をしますと、サツキが980株、アベリアが550本です。721図を正として考えてよろしいでしょうか？ご指示下さい。</p>	<p>サツキが980株、アベリアが550本とします。</p>																				
391	設計図書 (新棟)	建築工事	意匠	113 215 194		<p>Y1、Y3とおりのバルコニーの軒天は、天井伏図ではルーバーとなっておりますが、矩計図等では防鳥ネットとなっております。矩計図のとおり防鳥ネットと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>防鳥ネットとします。</p>																				

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
392	設計図書 (新棟)	建築工事	意匠	119	120	階段室の手摺り壁が、119図の詳細図では 不燃木(リブ付)とあり、120図ではスチールパネルとあり食い違っております。119図のとおり不燃木と考えて宜しいでしょうか。	不燃木とします。
393	設計図書 (新棟)	建築工事	意匠	229		屋根トラス上部のアルミパネルA104の仕様(品名)、メーカー名をご指示願います。	メーカー指定ありません。
394	設計図書 (新棟)	建築工事	意匠	204		DT-S17及びDT-S18の免震水平クリアランス詳細図による躯体の隙間ふさはどの範囲に設置するのでしょうか。	全周とします。
395	設計図書 (新棟)	建築工事				工事中仮囲いの範囲について指定がある場合にはその範囲をご指示願います。	指定仮設はありません。仮囲いは敷地外周を想定しています。
396	設計図書 (新棟)	建築工事				外部床 200角磁器質タイルの仕様(品名)、メーカー名をご指示願います。	メーカー指定はありません。ただし、防汚効果のあるものとします。
397	設計図書 (新棟)	建築工事				外壁磁器質45二丁タイル特注品及び45角タイル特注品のメーカーを、ご指示願います。	メーカー指定はありません。ただし、防汚効果のあるものとします。
398	設計図書 (新棟)	建築工事				中庭の表面硬化材の仕様(品名)、メーカー名をご指示願います。	メーカー指定はありません。
399	設計図書 (新棟)	建築工事				システム天井の仕様(品名)、メーカー名をご指示願います。	メーカー指定はありません。
400	設計図書 (新棟)	建築工事				2F培地準備室のセラミック陶板の仕様(品名)、メーカー名をご指示願います。	メーカー指定はありません。ただし、無地 t=4mm以上 耐熱性 耐薬品性 耐摩耗性 耐汚染性 耐衝撃性を有するものに限ります。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
401	設計図書 (新棟)	建築工事				下記の防塵塗り床材の仕様(品名)、メーカー名をご指示願います。 1) エポキシ系防塵塗り床 2) 防滑 3) 無溶剤型エポキシ樹脂塗り床 4) ガラスクロス仕様 5) 耐熱水エポキシ樹脂床材 6) ビニールエステル防蝕材塗り床 7) 排水溝内エポキシ樹脂塗り床 8) 排水溝内耐熱性エポキシ樹脂塗り床	メーカー指定はありません。ただし、以下の性能を有するものに限りません。 1) 無溶剤型エポキシ樹脂系塗床 0.8mm以上 耐薬品 耐摩耗 2) 無溶剤型エポキシ樹脂系塗床 1.2mm以上 耐薬品 耐摩耗 防滑工法 3) 無溶剤型エポキシ樹脂系塗床 1.0mm以上 耐薬品 耐摩耗 ライニング工法(1プライ) 4) 無溶剤型エポキシ樹脂系塗床 3.5mm以上 耐薬品 耐摩耗 耐熱性 防滑工法 5) ビニールエステル系塗床 2.0mm以上 防蝕性 耐酸、アルカリ、溶剤 ライニング工法(2プライ) 6) 無溶剤型エポキシ樹脂系塗床 0.8mm以上 耐薬品 耐摩耗 7) 無溶剤型エポキシ樹脂系塗床 3.0mm以上 耐薬品 耐摩耗 耐熱性 防滑工法
402	設計図書 (新棟)	建築工事				シーリングの深さが不明です。各々巾のときの深さをご指示願います。	W=10×10mm W=20×15mm W=25×15mm とします。
403	設計図書 (新棟)	建築工事				人造大理石洗面カウンターの仕様(品名)、メーカー名をご指示願います。	メーカー指定はありません。
404	設計図書 (新棟)	建築工事				免震用エキスパンションジョイントのメーカー名をご指示願います。	メーカー指定はありません。
405	設計図書 (新棟)	外構工事				ステンレス既製品の駐輪場上屋の品名、メーカー名をご指示願います。	メーカー指定はありません。
406	設計図書 (新棟)	給排水衛生設備	衛	3		給水・排水引込負担金の区分が特記仕様書に記載されておりません。別途と考えてよろしいでしょうか。	別途、県で支払います。
407	設計図書 (新棟)	空調設備	空	56		排気ダクトH25 蛇腹ダクトに接続とありますが、接続先の蛇腹ダクトがどこに記載されているのか不明です。ご指示願います。	空調図19～24制気口リスト吸入口にあるクロマト排気を指します。長さ1mの蛇腹ダクトを接続し、機器から排出されるガスを排気します。
408	設計図書 (新棟)	電気設備	電	4 5		高圧引込用PAS7.2KV400A (SOG 耐塩仕様となっておりますが、単線結線ではPAS7.2KV300Aと↓違っております。ご指示ください。	72KV400Aとします。
409	設計図書 (新棟)	電気設備	電	2		電気引込負担金の区分が特記仕様書に記載されておりません。別途と考えてよろしいでしょうか。	負担金は不要です。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
410	電気工事図面					1ページ、特記仕様書 構内交換設備 及び 96ページ、弱電設備機器姿図 - 1(構内交換設備) 2. 機器仕様書 上記2種の図面上で、構内交換設備の局線容量がそれぞれ「局線30」及び「一般局線数 実装20回線 容量20回線」とあるが、のとおり、局線容量は20回線と理解してよいか。	20回線とします。
411	電気設備設計図	図面番号130～132				既設A棟弱電設備-2の各階平面図にLANの配管経路及びコネクタ位置が指示されていないように見受けられますが、どのように取り扱えばよろしいでしょうか。	4F天井内ケーブルラック及び4～5F既設セルラータクトが利用できます。各デスクに配線してください。詳細は別途協議します。
412	備品リスト図(動物舎)	A-24				病気発生時や定期的な飼育室消毒時に使用する予備室が必要と思われるが、スペースが取れないのか。	スペースは限られています。各年度の業務計画作成時に協議します。
413	備品詳細図					P-2飼育室のM-1は何に使用するものでしょうか。また、水のグレードはどのくらいのものでしょうか。	M-1は飲水を滅菌する装置です。グレードはオートクレーブによる滅菌水とします。
414	備品詳細図					材質等は基本的にステンレス製SUS304を使用し、アルミは耐食アルミニウム製(アルマイト)加工を使用することで宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
415	備品詳細図					図(1)(5)AS-1、AC1～4、KW-1において オートクレーブ安全キャビネット、ケージワッシャー、エアシャワーなどの機器について、キャリブレーションをとりますか。	定期点検時に確認してください。
416	備品詳細図					図(6)、(7)型番号N-1～N-9、S-10において 流し台について排水トラップが装備されていませんが、床下にトラップを設けるのでしょうか。それとも流し台に取り付けるのでしょうか。通常は流し台に常備しますが。	流し台に取り付けるものとします。
417	備品詳細図					図面上に記載されてある全ての機器サイズは検討された上でのものとして考えて宜しいでしょうか。製作寸法はメーカーによって少々変わってきますが、多少のサイズ変更は可能でしょうか。	機器サイズは検討した上で決定したもののなので基本的に変更できませんが、多少のサイズ変更は可能です。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
418	備品詳細図					飼育棚の全面扉材質がアクリル製になっていますが、アクリルはアルコール、紫外線に弱い為、その他の材質、例えば塩ビなどにしても宜しいでしょうか。	透明度が確保されるなど、VE提案要領の「3.VE提案の範囲」において可能です。
419	備品詳細図					飼育室の室内給水配管は特に指定がありますか。材質、形状、方式など、事業者の経験実績において算出して宜しいですか。	備品工事図04(機械設備工事特記仕様書2)を参照して下さい。
420	備品詳細図					小動物(マウス、ラット)などの実験にクリーンラックや感染動物飼育装置を計画されていますが、将来の事を見据えて、再検討することは可能ですか。	VE提案要領「3.VE提案の範囲」において可能です。
421	備品詳細図					実験器具洗浄室の参考レイアウトで、ラボックスランナーは移動保管棚と理解して宜しいでしょうか。また、その使用目的を教えてください。	ご質問のとおりです。洗浄後の器具の一時保管で
422	備品詳細図 Q)	A-26				自走式自動飼育機は、電氣的トラブルが考えられ、またウサギ・モルモットなど尿石が多く留まる動物には、メンテ上不向きと考えるが選定理由は、なにか。水流式など他の方法は、ありえないか。	どの形式を導入したとしても、汚れが付着した場合は人手による洗浄が必要になると考えています。
423	備品詳細図 5)	A-29				オートクレーブ(AC-1、2、3、4)は、蒸気滅菌専用なのか。耐熱性のない物の滅菌はどうするのか。	高越蒸気滅菌専用です。繰り返し使用する器具は耐熱性のものを選定してください。耐熱性の器具がないものについては薬液による殺菌、又は滅菌後廃棄とします。
424	備品詳細図 5)	A-29				ケージウォッシャーは、ロータリー式を採用しているが、コンタミの恐れは危惧しなくて良いのか。	コンタミのおそれのない措置をして下さい。
425						地盤調査の中で、液状化の検討結果をご教示下さい。(Asg層、及びAsc層)	地質調査報告書によると本建設地において液状化の可能性は少ないとされており。なお、設計では、地盤の応答解析を行った結果(レベル2地震動入力時)、Asg層については液状化の可能性は低いAsc層については、GL-16m付近に液状化の恐れのある地層(層厚1m)が一部存在すると考えております。また、地質調査報告書を閲覧に供します。閲覧場所は、入札説明書P10 3.(3)2) 本件入札説明書、設計図書の閲覧を参照してください。

## 入札説明書に関する質問書に対する回答

		ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
426						地盤調査の中で、横方向地盤反力係数をご教示下さい。	LLT試験結果は以下のとおりです。Asg層 (GL-6m) $E_m = 133.7 \text{ kg/cm}^2$ Asc層 (GL-14m) $E_m = 142.5 \text{ kg/cm}^2$ ( $k_h = 0.8 E_m B^{(-3/4)} \text{ kg/cm}^3$ )
427						免震層内にある排水槽 (3ヶ所) の設計用荷重と調整池 (2ヶ所) の設計用荷重をご教示下さい。	427別表 (427.pdf) に示します。
428						杭に対する軸力一覧表をご教示下さい。	428別表 (428.pdf) に示します。
429						設計用床荷重表をご教示下さい。	429別表 (429.pdf) に示します。
430						雨水調整池の必要容量をご教示下さい。	A棟ピット 243m <sup>3</sup> 新棟ピット 376m <sup>3</sup> 屋外雨水調整池 250m <sup>3</sup> とします。

# 免震部材維持管理要領

## § 1 維持管理の基本事項

### 1.1 目的

当建物は免震建物となっており、その免震部材にはアイソレーターとして積層ゴムと鋼棒、鉛、ダンパーが使用されている。この維持管理は免震部材が、将来にわたり確実に免震機能を発揮し、建物の安全性を保持できるようにするもので、『当初の設計思想、設計条件が守られていること』、『災害発生後も正常に機能を発揮できること』等を確認する為に行う。

### 1.2 点検の種別、実施時期

点検は目的にあわせて以下のように分類され、必要な時期に実施する。

- (1) 竣工時点検 (2)～(4)の点検時に必要な項目の初期値を測定するもので、建物竣工時に実施する。
- (2) 通常点検 日常的に建物の状況や免震部材を注意深く見回り、異常の早期発見と危険の防止を計るもので、年2回程度を目安に実施する。
- (3) 定期点検 通常点検で確認できなかった機能的異常の発見と、恒久性に関する性能の確認を目的とするもので、専門技術者が行う。建物竣工後、1年、3年、5年、10年、以降10年程度毎を目安に実施する。  
別置試験体の特性試験は、竣工後5年、10年、以後10年毎の定期点検時に行うことを目安とする。
- (4) 臨時点検 大きな地震（震度5強程度）や火災、浸水等の災害を受けた直後に実施し、免震部材への影響の有無の確認を目的とするもので、点検者や点検内容は定期点検に準ずる。また、通常点検で異常が発見された場合にも行なう。

### 1.3 点検対象項目

点検の対象となる部位は、主として次に示す二つである。

免震部材

免震層・建物外周部

それぞれの必要性に合わせて管理内容を決める。

免震部材では、建物を安全に支持し、かつ、地震時の建物への入力地震動の低減を実現するための性能を点検する。

免震層・建物外周部および設備配管では、地震時に建物と地盤の間に生じる、大きな相対変位に追従するための性能を点検する。

表-7.1. 1に維持管理項目を示す。

表-7.1. 1 維持管理項目

部 位	必要性能	管理項目	管理方法
免震部材	建物を安全に支持できる	損傷の有無 クリープ 変位	外観検査 鉛直変位測定 水平変位測定
	免震性能	剛性 減衰能力	外観検査 または、 別置き試験体等を用 いた試験
免震層・ 建物外周部	建物の水平移動に支障が ないこと	クリアランス 障害物の有無	クリアランス量測定 障害物目視検査
設備配管	変位追従能力	形状 損傷の有無	目視調査 漏水等調査

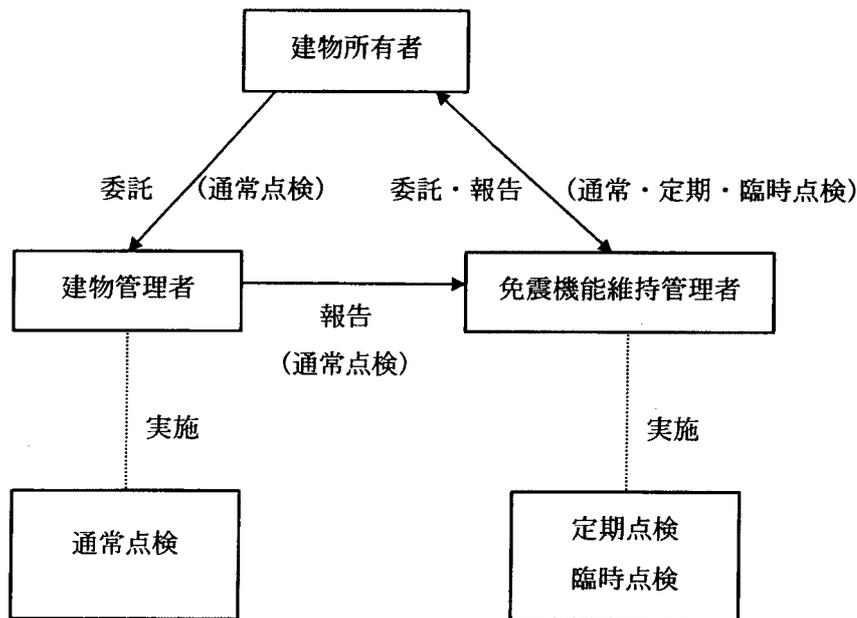
## 1.4 維持管理体制

### (1) 維持管理業務の実施者

- ・通常点検 原則として建物所有者より建物の維持管理を委託された建物管理者が行う。
  - ・定期点検
  - ・臨時点検
- 原則として免震建物及びその維持管理に関して専門知識を有する技術者が行う。

### (2) 維持管理体制

基本的には下記の体制のもとで実施する。



**建物所有者** 建物所有者は設計者からの維持管理に関する提案を受け、建物管理者に維持管理業務を委託する。

また、建物管理者からの点検結果の報告を受け、必要に応じて改善等の処置を行う。

**建物管理者** 建物管理者は担当する通常点検の結果を免震機能維持管理者に報告する。

**免震機能維持管理者** 免震構造の有識者で構成され、定期点検、臨時点検を実施すると共に、通常点検を含めた点検結果の判定を行い、結果を建物所有者に報告する。

また、必要に応じて改善処置を提案する。

§ 2 維持管理要領

免震部材の維持管理に係わる竣工時の検査と以降行われる通常点検および臨時点検の点検項目、方法、管理値等について規定する。

(1) 竣工時の検査

表-7.2.1 竣工時検査の調査方法、管理値および処置

位置		点検項目		調査方法	箇所	管理値	改善処置(*13)
免震部材	積層ゴム	被覆ゴムの外観	変色	目視	免震層全数	異常がない	調査の上対処
			傷	目視・計測(*2)		異物の付着がない	
		鋼材部の状況	発錆	目視		深さ d<被覆ゴム厚さ	管理値以内:補修 管理値以上:調査
			取付部	目視(*3)		浮錆、赤錆が見当たらない	塗装の修復
		積層ゴムの変位	鉛直変位	計測(*4)		ボルト、ナットのマーキングにズレがない	締直し、再マーキング
			水平変位	計測(*5)			異常な変位がない
		ダンパー	状況	本体		目視	免震層全数
	発錆			目視	浮錆、赤錆が見当たらない	塗装の修復	
	取付部			目視(*3)	ボルト、ナットのマーキングにズレがない	締直し、再マーキング	
	変形		水平変位	計測	異常な変位がない	調査の上対処	
免震層建物・物	周辺環境	クリアランス確保	計測(*7)	外周免震層EXP.J	規定の寸法を確保している	整備、除去	
		建物位置	マーク(*8)	免震層	—	—	
外周部	免設・配管線	周辺状況	クリアランス確保	目視	免震層全数	移動範囲内に障害物がない	整備、除去
			可燃物	目視		可燃物がない	整備、除去
			排水状況	目視		排水状況がよい	調査の上対処

設 配 備 線 配 可 管 撓 ・ 部 (*9)	設 備 配 管	可撓継手 部	取付状況	目視	免震層 全数	異常がない	調査の上補修
			傷・亀裂	目視		異常がない	
	電 気 配 線	変位吸収 部	余長	目視		建物の水平変形に対応 できる余長がある	
別置き 試験体	初期値の確認 別置き位置と個数 の確認		計測 目視			記録の確認 所定の位置にあること (*12)	-

- (\* 1) 被覆ゴムは、「一体型」と「後巻き型」に大別される。
- (\* 2) 測定は、点検マニュアル（1）の方法による。
- (\* 3) 判定は、点検マニュアル（2）の方法による。
- (\* 4) 鉛直変位は、上下外部鋼板の内法寸法をX、Yの4ヶ所（A、B、C、D）を点検マニュアル（5）により計測し、計測位置はマークしておく。なお、工場検査時と竣工時との変位も記録する。
- (\* 5) 水平変位は、上下外部鋼板の内法での水平変位（上下フランジのずれ）を2ヶ所（X、Y）計測し、計測位置はマークしておく。なお、計測方法は点検マニュアル（3）による。
- (\* 6)
- (\* 7) 建物外周の障害の有無、建物と免震層外壁（隅部4ヶ所以上）およびEXP.JOINT（2ヶ所以上）など、主要な位置のクリアランスを点検マニュアル（7）により計測し、計測点をマークしておく。
- (\* 8) 定期、臨時点検用に建物4隅と中央部1ヶ所、計5ヶ所に下げ振りを設置し、点検マニュアル（8）により0点をマークしておく。
- (\* 9) 設備技術者が問題ないことを事前に確認済みとする。
- (\* 10) 腐食の長径は、10 mm以下を目標値とする。
- (\* 11) 傷の深さは、0.5 mm以下を目標値とする。
- (\* 12) 別置き試験体の水平および鉛直の特性は、点検マニュアル（6）の方法により納入前に実施済みとする。
- (\* 13) 管理値を外れた場合の改善処置を示す。

(2) 通常点検

通常点検は建物管理者が行う。

点検時期は6ヶ月に1回程度とし、点検の結果を免震機能維持管理者に報告する。

表-7.2. 2 通常点検の項目、調査方法、管理値および処置

位置		点検項目		調査方法	箇所	管理値	報告(*9)		
免震部材	積層ゴムアレクタ	被覆ゴムの外観(*1)	変色	目視	免震層指定箇所(*3)	異常がない	報告 (現状写真付)		
			傷	目視		異物の付着がない			
		鋼材部の状況	発錆	目視		傷がない			
			取付部	目視(*2)		浮錆、赤錆が見当たらない ボルト、ナットのマーキングにズレがない			
	ダンパー	状況	本体	目視	免震層指定箇所	形状の異常または傷が見当たらない			
			発錆	目視	所(*3)	浮錆、赤錆が見当たらない			
取付部			目視(*2)	ボルト、ナットのマーキングにズレがない					
免震建物外周部(*4)	建物周辺環境	クリアランス確保	目視	目視	外周免震層EXP.J	移動範囲内に障害物がない	整備、除去、報告 (現状写真付)		
					免震層	障害物		目視	移動範囲内に障害物がない
						可燃物		目視	可燃物がない
						排水状況		目視	排水状況がよい
液体漏れ	目視	異常がない							
設配備線配可管撓部(*4)(*5)(*6)	設備配管	可撓継手部	追加変更	確認	免震層	追加・変更がない、または追加・変更について工事記録簿通りであり、支障がない	報告 (現状写真付)		
						電気配線		変位吸収部	追加変更

- ( \* 1 )
- ( \* 2 ) 判定は、点検マニュアル ( 2 ) の方法による。
- ( \* 3 ) 指定箇所は、各部材総数の 1 0 % 程度かつ 3 台以上とし、その内半分は、免震層の代表的な環境と思われる箇所、その他は特殊環境と思われる熱源、水源、排水設備、振動源の近傍とし、竣工時に建物管理者および免震機能維持管理者により協議決定した箇所とする。
- ( \* 4 ) 免震層、EXP.JOINT、外周部の工事履歴簿をビル管理者に作成してもらい、該当工事箇所は、重点的に点検を実施する。
- ( \* 5 ) 免震用点検は、補助的とし気づいた場合報告する。
- ( \* 6 ) 設備配管、配線可撓部については、工事記録簿を確認し改修工事が実施された場合、点検対象に加える。
- ( \* 7 )
- ( \* 8 )
- ( \* 9 ) 報告時の ( 現状写真付 ) は、管理値を外れた場合、報告に添付する。

表-7.2.3 定期点検および臨時点検の項目、調査方法、管理値および処置

位置		点検項目		調査方法	箇所	管理値	改善処置(*19)	
免震部材	積層ゴム	被覆ゴムの外観	変色	目視	免震層指定箇所(*7)	異常がない	調査の上対処	
			傷	目視・計測(*2)		異物の付着がない		
		アイソレータ	鋼材部の状況	発錆		目視	深さ d<被覆ゴム厚さ	管理値以内:補修 管理値以上:調査
				取付部		目視(*3)	浮錆、赤錆が見当たらない	塗装の修復
		積層ゴムの変位	鉛直変位	計測(*4)		ボルト、ナットのマーキングにズレがない	締直し、再マーキング	
			水平変位	計測(*5)		異常な変位がない(*13)	調査の上対処	
	ダンパー	状況	本体	目視	免震層指定箇所(*7)	形状の異常又傷が見当たらない	調査の上対処	
			発錆	目視		浮錆、赤錆が見当たらない	調査の上、塗装の修復	
			取付部	目視(*3)		ボルト、ナットのマーキングにズレがない	調査の上、締直し、再マーキング	
		変形	水平変位	計測		異常な変位がない	調査の上対処	
免震層建物・物	周辺環境	クリアランス確保	計測 目視(*9)	外周免震層EXP.J	規定の寸法を確保している、移動範囲内に障害物がない	整備、除去		
		建物位置	計測(*10)	免震層	-	-		
	外周部(*8)	免設震備・部配材管線	周辺状況	障害物	免震層	移動範囲内に障害物がない	整備、除去	
可燃物			目視	可燃物がない		整備、除去		
排水状況			目視	排水状況がよい		調査の上対処		
設配備線配可管撓部(*8)(*11)(*12)	設備配管	可撓継手	液体漏れ	免震層	異常がない	報告		
			傷・亀裂		目視		異常がない	
			追加変更		確認		異常がない	
	電気配線	変位吸収部	追加変更		確認		異常がない	
ばね定数 等価減衰定数		計測	全数	異常な特性変動がない(*17)(*18)	詳細調査の上対処(*20)			

- (\* 1) 被覆ゴムは「一体型」と「後巻き型」に大別される。
- (\* 2) 測定は、点検マニュアル(1)の方法による。
- (\* 3) 判定は、点検マニュアル(2)の方法による。
- (\* 4) 鉛直変位は、指定箇所での竣工検査時マーク位置の4ヶ所を計測する。計測方法は、点検マニュアル(5)による。
- (\* 5) 水平変位は、指定箇所での竣工時マーク位置の2ヶ所を点検マニュアル(3)により計測する。
- (\* 6)
- (\* 7) 指定箇所は、各部材総数の10%程度かつ3台以上とし、通常点検(\* 3)に示す設定された箇所とする。
- (\* 8) 免震層、EXP.JOINT、外周部の工事履歴簿をビル管理者に作成してもらい、該当工事箇所は、重点的に点検を実施する。
- (\* 9) 建物外周の障害物の有無、建物の免震層外壁(隅部4ヶ所以上)およびEXP.JOINT(2ヶ所以上)など、竣工時に設定した位置のクリアランスを点検マニュアル(7)により計測する。
- (\* 10) 竣工時に設置した建物4隅と中央部1ヶ所、計5ヶ所の下げ振りにより、点検時の水平変位を計測し、管理値を下回り、温度変化などによる値が妥当な場合、その値を竣工後の変位とする。また臨時点検で管理値を上回る場合、以後10~15日ごとに計測を継続し建物の復元状況を確認する。
- (\* 11) 通常点検(\* 4)に示したように補助点検とし、気づいた場合報告することとする。
- (\* 12) 設備配管、配線可撓部については、改修工事が実施された場合、定期点検の点検対象とする。臨時点検は、改修の有無に関わらず点検対象とする。
- (\* 13) ゴム総厚の8%または10mmのうち小さい方の値以下を目標値とする。
- (\* 14) 初期値+25mm以内を目標値とする。
- (\* 15)
- (\* 16)
- (\* 17) 別置き試験体の特性試験は、免震部材設計管理基準(受入れ検査)の測定方法とし、点検マニュアル(6)による。
- (\* 18) 初期値に対する変化は、+10%以下を目標値とする。
- (\* 19) 管理値を外れた場合の改善処置を示し、改善前後の報告は、現状写真付とする。調査の上対処などは、追加点検、原因調査などの実施と補修、修復その他の改善処置を設定することを示す。なお、追加点検は全数を原則とする。
- (\* 20) 別置き試験体の特性変動の原因調査、設計の再検討などを行い、性能余裕度を確認する。必要に応じて本設の積層ゴムアイソレータの特性評価を検討する。

### § 3 維持管理点検マニュアル

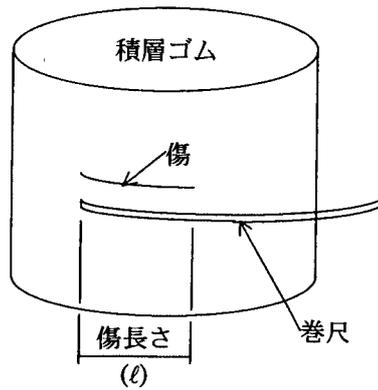
本マニュアルは維持管理点検実施要領書に従って各種点検・検査を行う際の測定方法、使用器具、測定箇所等を規定する。

#### (1) 積層ゴムの傷の測定

##### a) 長さ

巻尺等により積層ゴム周囲に沿って傷の長さを測定する。個々の傷についておこない最大の長さと各々の合計を求める。

測定精度 5mm

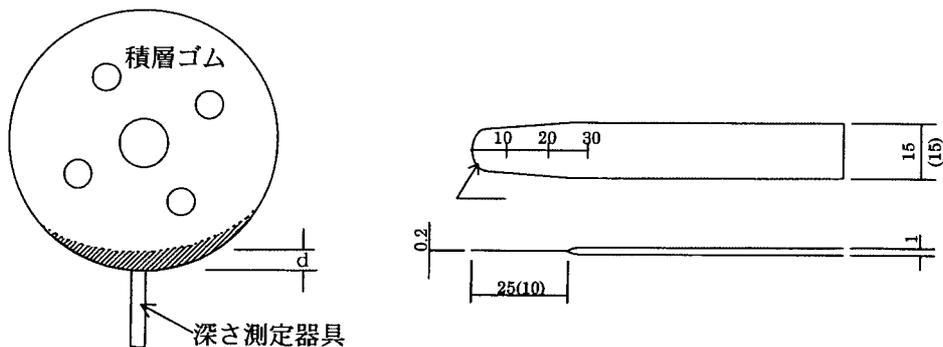


##### b) 深さ

深さは、傷開口部に深さ測定器具を挿入し進入量により測定する。

測定箇所は傷部の中央付近と、中央と両端との中間部の計3箇所とし、記録はその最大値とする。

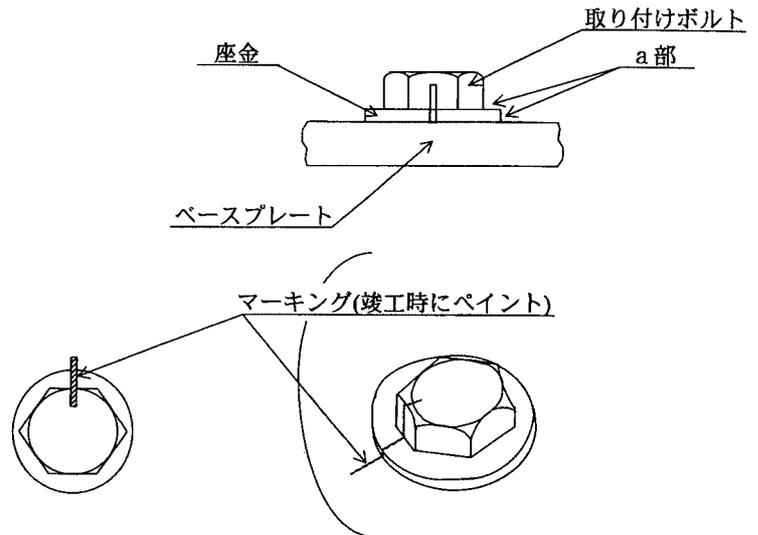
測定精度 0.5mm



(2) ボルト、ナットのゆるみ測定

チェック項目

- ・ a部に隙間がないこと
- ・ マーキングにズレのないこと
- ・ ボルトが手で廻らないこと



(3) 積層ゴムの水平変位の測定

水平変位とは積層ゴムの上下取り付け板間における水平位置関係の偏心を言う。

測定は下図のように二本の直角定規を上下取り付け板にそれぞれ取り付け、図-7.3.1に示す直角定規のギャップを金尺スケールまたはノギスで測定する。

測定位置は直交する方向について予めマーキングした位置とする。

測定精度 1 mm

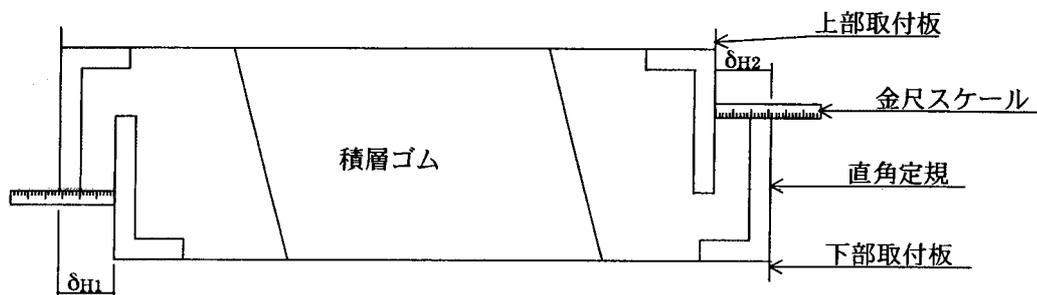


図-7.3.1 水平変位の測定

測定結果には温度変化等による建物躯体の変形量も含まれる。従ってその判定においてこれらの影響を差し引いて行う場合もある。

#### (4) 積層ゴムの鉛直変位の測定

高さの測定は積層ゴムの上下取り付け板間の距離を測定することにより行う。

測定器具はダイヤルゲージ付のインサイドマイクロメーターまたはハイトゲージに積層ゴムの高さに応じたアダプターを取り付けたものとする。測定位置は建物四隅および内部2点の計6点とし、予めマーキングした位置とする。

測定精度 0.1mm

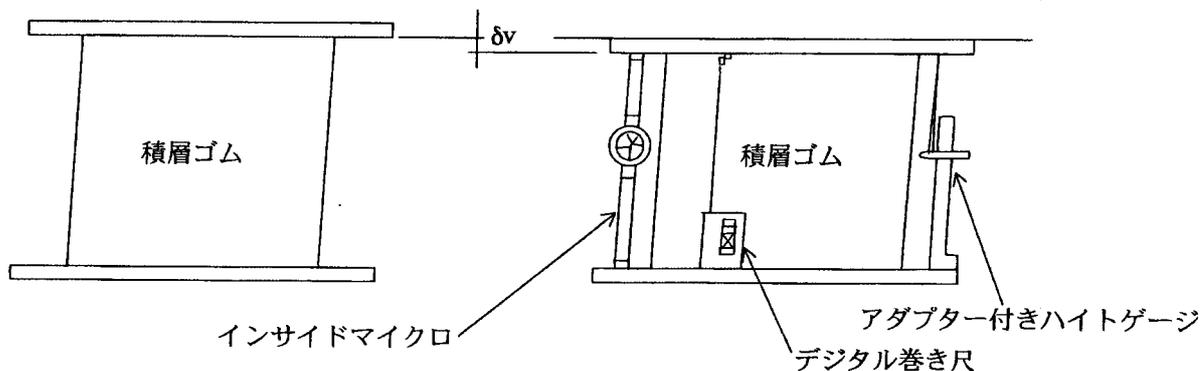


図-7.3. 2 鉛直変位の測定

測定結果にはアイソレータの熱膨張も含まれるので、必要に応じて下式において標準温度時の装置高さに換算して判定する。

$$H = h - (\Sigma t_e \cdot \Delta T \cdot \alpha)$$

H : 標準温度時換算の装置高さ

h : 測定値

$\Sigma t_e$  : 対象装置のゴム総厚み

$\Delta T$  : 標準温度と測定時温度の差

$\alpha$  : 積層ゴム高さ方向の線膨張係数 ( $= 5.8 \times 10^{-4}$ )

#### (5) 別置積層ゴムの水平、鉛直剛性測定

・水平剛性は、面圧  $100\text{kg}/\text{cm}^2$  の鉛直剛性を負荷し、水平せん断歪  $\gamma = \pm 100\%$ 、の加力を3回行い、その3回目の履歴特性より水平剛性を求める。

・鉛直剛性は面圧  $100\text{kg}/\text{cm}^2$  の鉛直剛性を負荷し、荷重振幅  $\pm 30\%$  (面圧  $56 \sim 104\text{kg}/\text{cm}^2$ ) を3回加力した時の3回目の履歴特性の変位最大値と荷重最大値の交点及びその最初値を結んだ線分の勾配を求める。

備考、せん断方向の加力は、常に同一方向とする。

#### ※ 別置き積層ゴムについて

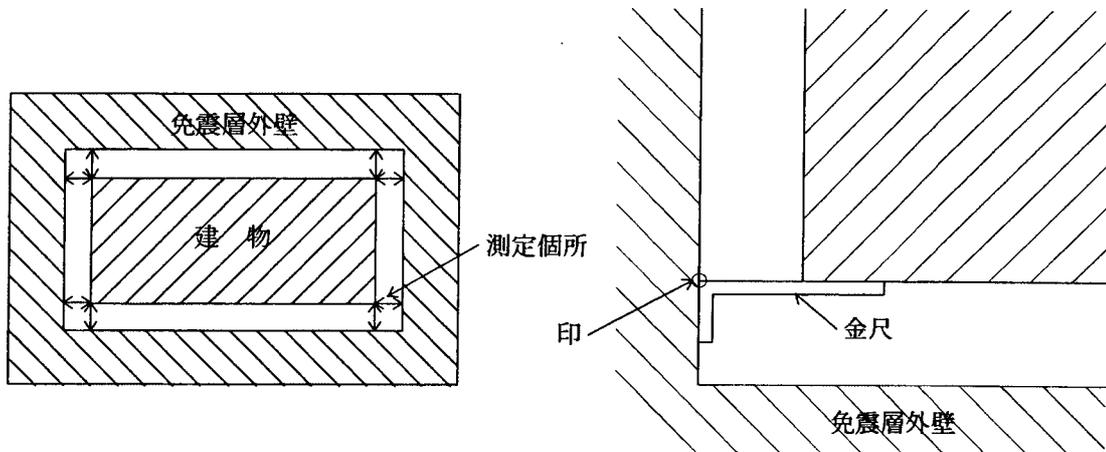
・積層ゴムの耐久性、経年変化の確認のため別置き積層ゴムを免震層に配置する。

・別置き積層ゴムは、 $350\phi$  ( $G=3.5$ ) 1体とする。

・別置き積層ゴムに加力治具を用いて長期設計面圧相当の軸力を付与する。

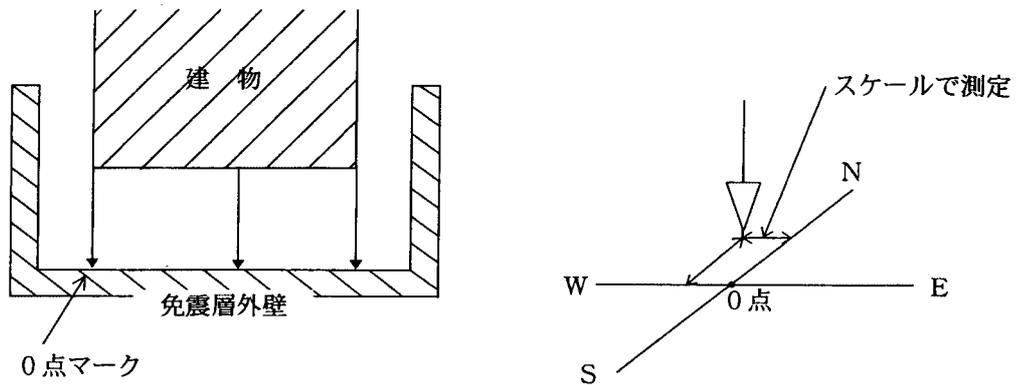
(6) 免震層・建物外周部のクリアランス測定

建物と免震層外壁（隅部4ヶ所以上）およびEXP. JOINT（2ヶ所以上）のクリアランスを金尺を用いて測定し、測定個所に印を付ける。

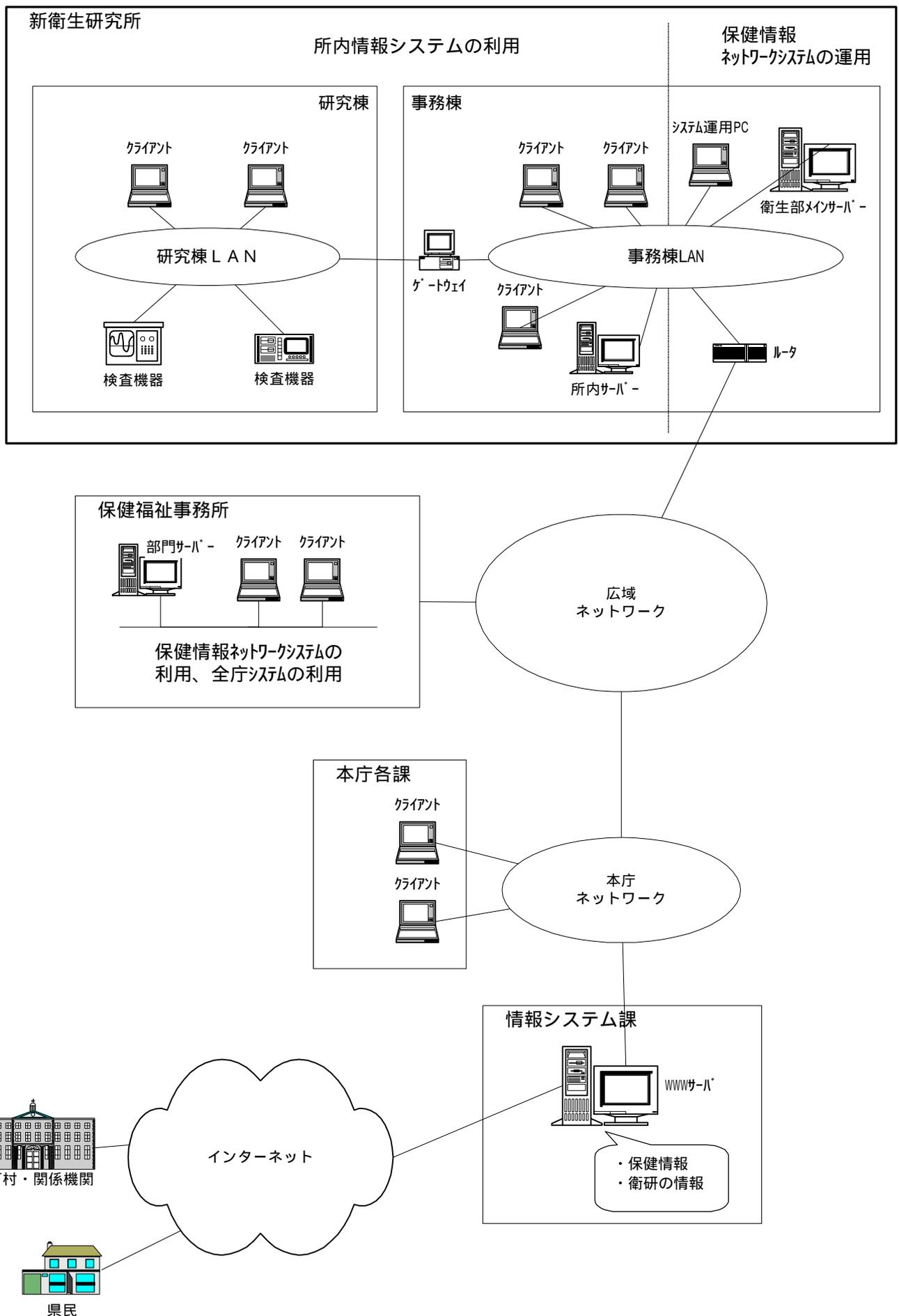


(7) 建物位置の測定

建物の4隅と中央部に下げ振りを設置し0点をマークしておき、0点からのずれをスケールにより測定する。



# 新衛生研究所 LAN 及び保健情報ネットワークシステム (平成15年度以降のネットワーク構成)



## 2.2.4 別表

### 微生物のバイオセーフティレベルを分類する基準

微生物を試験管内で通常量取り扱う場合ヒトを標準として、以下の基準により、微生物のバイオセーフティレベルを分類する。ただし、実験動物のみ感染する病原体等については付表2に示す。

#### レベル1（個体及び地域社会に対する低危険度）

ヒトに疾病を起し、あるいは動物に獣医学的に重要な疾患を起す可能性のないもの

#### レベル2（個体に対する中等度危険度、地域社会に対する軽微な危険度性）

ヒトあるいは動物に病原性を有するが、実験室職員、地域社会、家畜、環境等に対し、重大な災害とならないもの、実験室内で曝露されると重篤な感染を起す可能性はあるが、有効な治療法、予防法があり、伝播の可能性は低いもの

#### レベル3（個体に対する高い危険度、地域社会に対する低危険度）

ヒトに感染すると重篤な疾病を起こすが、他の個体への伝播の可能性は低いもの

#### レベル4（個体及び地域社会に対する高い危険度）

ヒト又は動物に重篤な疾病を起こし、罹患者より他の個体への伝播が、直接又は間接に起こり易いもの

注： 国内に常在しない疾患等の微生物についてはより高いレベルに分類する場合がある。

院内感染の原因となる重要な微生物については通常のレベルより高くしたこれに記載されない微生物については個別に考慮する。

臨床検体の取り扱いはレベル2で行うが、臨床診断から危険度の高い微生物が疑われる時は、それと同等の扱いとする。

付表 1

神奈川県衛生研究所においては、別表 1 に定める基準により、微生物のバイオセーフティレベルを、下記のごとく分類する。

病原体のレベル分類

1. ウイルス及びクラミジア、リケッチア

(ウイルス名は日本ウイルス学会用語委員会による英語表記を用い、表中では Virus を省略した。なお、ここに記載されていないウイルスについては個別に考慮するものとする。)

・レベル 1

Live vaccine virus (Vaccinia を除く)

・レベル 2

Adeno-associated (全型)	Hepatitis (A, B,C, D, E,)
Batai	Herpes saimiri
Bunyamwera	Herpes simplex (1,2)
California encephalitis	Human cytomegalo
Corona	Human herpes 6
Cowpox	Human papilloma
Coxsackie (A,B 全型)	Human parvo
Creutzfeldt-Jakob disease agent	Human rhino
Dengue (全型)	Human rota
Echo (全型)	Human T-celleukemia-lymphoma
Eastern equine encephalitis	(HTLV 1,2)
Enterovirus (68-71)	Influenza (A, B , C)
Epstein-Barr (EB)	Japanese encephalitis
Gibbon ape lymphosarcoma	JC
La Crosse	Simian immunodeficiency virus (SIV) 3)
LCM1)	Simbu
Measles (SSPE)	Sindbis
Molluscum contagiosum	St. Louis encephalitis
Monkeypox	Tanapox
Mtm,PS	Vaccinia
Murray Valley encephalitis	Varicella-zoster
Newcastle disease Vesicular stomatitis	

O ' Nnyong-Nnyong	Western equine encephalomyelitis
Orbi West Nile fever	
Parainfluenza (1-Sendai <sup>2)</sup> , 2-4)	Yaba monkey tumor pox
Polio (1-3)	<i>Chlamydia pneumoniae</i> <sup>1)</sup>
Rabies (fixed, attenuated)	<i>Chlamydia psittaci</i> <sup>1)</sup>
RS	<i>Chlamydia trachomatis</i>
Rubella	
Semliki forest	

- 1) 大量に増殖させる場合はレベル3とする。
- 2) 動物実験を行う場合はレベル3とする。
- 3) 取り扱いは安全キャビネット内で行う。

・ レベル3

Chikungunya	Rabies (street strain)
Colorado tick fever	Rift Valley fever
Hantaan	Tick-borne encephalitis
Human immunodeficiency (HIV I , 2)	Venezuelan equine encephalitis
Kyasanur Forest fever	<i>Coxiella burnetii</i>
Negishi	<i>Rickettsia</i> spp.
Powassan	

## 2. マイコプラズマおよび細菌

### ・レベル 1

レベル 2 および 3 に属さない細菌

### ・レベル 2

<i>Actinobacillus</i>	<i>A. actinomycetemcomitans</i>
<i>Actinomadura</i>	<i>A. madurae</i>
	<i>A. pelletieri</i>
<i>Actinomyces</i>	<i>A. bovis</i> <i>A. pyogenes</i>
	<i>A. israelii</i> <i>A. viscosus</i>
<i>Aeromonas</i>	<i>A. hydrophila</i> (毒素原性株)
	<i>A. sobria</i> (毒素原性株)
<i>Bacillus</i>	<i>B. cereus</i> (毒素原性株)
<i>Bordetella</i>	<i>B. bronchiseptica</i>
	<i>B. parapertussis</i>
	<i>B. pertussis</i>
<i>Borrelia</i>	全菌種
<i>Branhamella</i>	<i>B. catarrhalis</i>
<i>Calymmatobacterium</i>	<i>C. granulomatis</i>
<i>Campylobacter</i>	<i>C. coli</i> <i>C. jejuni</i>
<i>Clostridium</i>	<i>C. botulinum</i> <i>C. perfringens</i> (毒素原性株)
	<i>C. difficile</i> <i>C. septicum</i>
	<i>C. haemolyticum</i> <i>C. sordeii</i>
	<i>C. histolyticum</i> <i>C. sporogenes</i>
	<i>C. novyi</i> <i>C. tetani</i>
<i>Corynebacterium</i>	<i>C. diphtheriae</i> <i>C. jeikeium</i>
	<i>C. pseudodiphtheriticum</i>
<i>Erysipelothrix</i>	<i>E. rhusiopathiae</i>
<i>Escherichia</i>	<i>E. coli</i> ( <i>E. coli</i> K12 株 B 株ならびにその誘導体を除く)
<i>Francisella</i>	<i>F. novicida</i>
<i>Fusobacterium</i>	<i>F. necrophorum</i>
<i>Haemophilus</i>	<i>H. ducreyi</i>
	<i>H. influenzae</i>
<i>Helicobacter</i>	<i>H. pylori</i>
<i>Klebsiella</i>	<i>K. oxytoca</i>
	<i>K. pneumoniae</i>
<i>Legionella</i>	全菌種 (legionella-like organisms を含む)
<i>Leptospira</i>	<i>L. interrogans</i> 全血清型

<i>Listeria</i>	<i>L. monocytogenes</i>	
<i>Mycobacterium</i>	<i>M. avium</i>	<i>M. malmoense</i>
	<i>M. chelonae</i>	<i>M. marinum</i>
	<i>M. fortuitum</i>	<i>M. paratuberculosis</i>
	<i>M. haemophilum</i>	<i>M. scrofulaceum</i>
	<i>M. intracellulare</i>	<i>M. simiae</i>
	<i>M. kansasii</i>	<i>M. szulgai</i>
	<i>M. leprae</i>	<i>M. ulcerans</i>
	<i>M. lepraemurium</i>	<i>M. xenopi</i>
<i>Mycoplasma</i>	<i>M. fermentans</i> (Lo)	
	<i>M. hominis</i>	
	<i>M. pneumoniae</i>	
<i>Neisseria</i>	<i>N. gonorrhoeae</i>	
	<i>N. meningitidis</i>	
<i>Nocardia</i>	<i>N. asteroides</i>	<i>N. farcinica</i>
	<i>N. brasiliensis</i>	<i>N. otitidis cavium</i>
<i>Pasteurella</i>	<i>P. multocida</i> (動物のみに疾病を起こす血清型は除く)	
	<i>P. pneumotropica</i>	<i>P. ureae</i>
<i>Plesiomonas</i>	<i>P. shigelloides</i>	
<i>Pseudomonas</i>	<i>P. aeruginosa</i>	<i>P. cepacia</i>
<i>Salmonella</i> *	レベル3を除く全血清型	
<i>Serratia</i>	<i>S. marcescens</i>	
<i>Shigella</i>	全菌種	
<i>Staphylococcus</i>	<i>S. aureus</i>	
<i>Streptobacillus</i>	<i>S. moniliformis</i>	
<i>Streptococcus</i>	<i>S. pneumoniae</i>	<i>S. pyogenes</i>
<i>Treponema</i>	<i>T. carateum</i>	<i>T. pertenuis</i>
	<i>T. pallidum</i>	
<i>Vibrio</i>	<i>V. cholerae</i>	<i>V. parahaemolyticus</i>
	<i>V. fluvialis</i>	<i>V. vulnificus</i>
	<i>V. mimicus</i>	
<i>Yersinia</i>	<i>Y. enterocolitica</i>	
	<i>Y. pseudotuberculosis</i>	

\* : 動物実験においては別途考慮する。

・レベル3

*Bacillus*

*Brucella*

*Francisella*

*Mycobacterium*

*Pseudomonas*

*Salmonella*

*Yersinia*

*B. anthracis*

全菌種

*F. tularensis*

*M. africanum*

*M. tuberculosis*

*M. bovis* (BCGを除く)

*P. mallei*

*P. pseudomallei*

*S. Paratyphi*

*S. Typhi*

*Y. pestis*

3. 真菌

・レベル1

なし

・レベル2

*Aspergillus fumigatus*

*Candida albicans*

*Cladosporium carrionii*

*Cladosporium trichoides* (*C. bantianum*)

*Cryptococcus neoformans*

*Exophiala dermatitidis*

*Fonsecaea pedrosoi*

*Sporothrix schenckii*

・レベル3

*Blastomyces dermatitidis*

*Coccidioides immitis*

*Histoplasma capsulatum*\*

*Histoplasma farciminosum*

*Paracoccidioides brasiliensis*

*Penicillium marneffei*

\* *H. capsulatum* var *capsulatum* と *H. capsulatum* var *duboisii* の両 variant を含む

注: *Aspergillus* spp. , *Chaetomium* spp. , *Fusarium* spp. , *Myrothecium* spp. ,

*Penicillium* spp. の毒素産生株はレベル2扱いとする。 .

#### 4 . 寄生虫

( )内は特に指定する発育期を示し、従ってそれ以外の発育期は、規制の対象としない。特に指定のない場合は全発育期を指す。

##### ・レベル1

レベル2に属さない原虫類、吸虫類、糸虫類及び線虫類

##### ・レベル2

人体寄生性原虫類

*Acanthamoeba* spp.

*Cryptosporidium* spp. (oocyst)

*Entamoeba histolytica*

*Giardia lamblia*

*Leishmania* spp .

*Naegleria* spp .

*Plasmodium* spp .

*Toxoplasma gondii*

*Trichomonas vaginalis*

*Trypanosoma* spp.

人体寄生性吸虫類

吸虫類の被囊幼虫

*Schistosoma* spp. ( cercaria )

人体寄生性糸虫類

*Echinococcus* spp. ( egg , hydatid sand , protoscolex )

*Hymenolepis* spp. ( egg , cysticercoid )

*Taenia solium* ( egg , cysticercus )

人体寄生性線虫類

鉤虫類の感染仔虫

回虫類の仔虫包蔵卵

*Angiostrongylus* spp. ( 感染仔虫 )

*Strongyloides* spp. ( 感染仔虫 )

*Trichinella spiralis* ( 感染仔虫 )

・レベル 3

以下なし

上記レベル 2 に指定された寄生虫のうち *Leishmania* spp.、*Trypanosoma* spp.、及び *Plasmodium* spp.の媒介昆虫を用いた、又は *Schistosoma* spp.、*Angiostrongylus* spp.等の媒介員を用いた感染実験、並びに *Toxoplasma gondii*、*Echinococcus granulosus* 及び *E. multilocularis* を用いての本来の終宿主での感染実験を行う時は、通常の微生物学的操作で感染は防ぎ得るものの、伝播者あるいは終宿主が排出する嚢子、卵、幼虫等を実験施設内で処理するため、別途指定の実験施設を使用する。

指定寄生虫を用いての感染実験

[ 媒介動物を用いての感染実験 ]

媒介昆虫を用いた *Leishmania* spp.、*Trypanosoma* spp.及び *Plasmodium* spp.の感染実験にあたっては、媒介昆虫は完備せる飼育用昆虫ケージに入れ、二重の密閉扉を有する実験室内で行う。

また媒介員を用いた *Schistosoma* spp.、*Angiostrongylus* spp.等の感染実験にあたっては実験員は完備した飼育装置内で飼育し、実験終了後の使用水並びに装置は熱処理可能な施設で行う。

[ 終宿主を用いての感染実験 ]

*T. gondii* 感染のネコ、*E. granulosus* 並びに *E. multilocularis* 感染のイヌ等を用いた実験に際しては完全な尿尿処理を行い得るケージを用いて排泄物の処理を行うと共に、実験終了後はケージ並びに実験室が熱湯処理由来る施設で行う。

## 付表 2

### 分類基準

#### 実験動物の微生物のバイオセーフティレベル分類

ヒトに対する病原性はないが、動物間において感染を起こす微生物の *in vitro* での取り扱いについて分類した。対象実験動物の範囲は、原則として犬、猫、猿、齧歯類とした。なお、*in vivo* 実験の場合、1ランク上げる微生物については、分類表中に\*で示した。ここに挙げていない微生物については個別に考慮するものとする。

#### レベル 1

動物への感染がほとんどないもの。

#### レベル 2

動物への感染は少なく、感染が起きても汚染は防ぎうるもの。

#### レベル 3

動物への感染が強く、汚染が起こるもの。

#### 1. ウイルス

##### ・レベル 1

ワクチン株など

##### レベル 2

Canine adeno (Infectious canine hepatitis)

Canine corona

Canine distemper

Canine parvo

Caviid herpes I (Guinea pig cytomegalo)

Ectromelia (Mousepox) \*

Feline calici '

Feline immunodeficiency

Feline infectious peritonitis

Feline leukemia

Feline panleukopenia

Feline rhinotracheitis

Herpes papio

Kilham's rat

Lactate dehydrogenase (LDV)

Lapine parvo

Lapine rota

Mouse diarrhea (Mouserota)  
Mouse hepatitis  
Murine adeno  
Murine polio  
Murine leukemia  
Pneumonia of mice  
Rabbitpox  
Sialodacryoadenitis (rat corona)

・レベル3

なし

2 . 細菌

・レベル1

ワクチン株など

・レベル2

*Bacillus*

*B. piliformis* (Tyzzer's disease agent)

*Citrobacter*

*C. freundii*

Cilia-associated respiratory (CAR) bacillus

*Corynebacterium*

*C. kutscheri*

*Mycoplasma*

*M. arthritidis*

*M. neurolyticum*

*M. pulmonis*

*Streptococcus*

*S. zooepidemicus*

*Treponema*

*T. cuniculi*

・レベル3

*Pasteurella*

*P. multocida* (B:6, E:6, A:5, A:8, A:9 )

3 . 真菌

・レベル1

なし

・レベル2

*Microsporium*

*M. canis*

*Trichophyton*

*T. mentagrophytes*

*T. verrucosum*

・レベル3

なし

4 . 寄生虫

・レベル1

なし

・レベル2

*Eimeria*

*E.caviae*

*E. falciformis*

*E. intestinalis*

*E.stiedai*

*Giardia*

*G. muris*

*Nosema*

*N. cuniculi*

*Hexamita*

*H. muris*

・レベル3

なし

注：上記レベル2に指定された寄生虫を用いた実験を行う際は、完全な屎尿処理を行い得るケージを用いて排泄物の処理を行うとともに、実験終了後はケージ並びに実験室が熱湯処理できる施設で行う。

付表 3

微生物取扱実験室の安全設備及び運営基準

- レベル 1 ( 1 ) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
- ( 2 ) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。
- レベル 2 ( 1 ) 通常の微生物学実験室を限定した上で用いる。
- ( 2 ) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学的安全キャビネットの中で行う。
- ( 3 ) 実験進行中は、一般外来者の立入りを禁止する。
- レベル 3 ( 1 ) 廊下の立入り制限、二重ドアー又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
- ( 2 ) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
- ( 3 ) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。
- ( 4 ) 実験室からの排気は高性能フィルターで除菌してから大気中に放出する。
- ( 5 ) 実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。動物実験は生物学安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。
- ( 6 ) 作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

位置・区分	室名	床		巾木・腰 特記以外巾木高100mm	壁		天井			備考	
		床高低差	下地		下地	見切	下地	天井高			
1 階	衛生動物飼育室	±0	耐薬ビニール床シート RC t300	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板 t6.0	3 7	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	毒性機能実験室	±0	耐薬ビニール床シート RC t300	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板 t6.0	3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	シールドルーム		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による	
	動物舎	準備室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		同上前室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		マウス・ラット (SPF) 飼育室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		同上前室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		バイロジェン測定室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		ウサギ (コンベ) 飼育室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		解剖室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		バイロジェン測定室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		マウス (コンベ) 飼育室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		モルモット (コンベ) 飼育室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		実験室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		ウサギ (コンベ) 飼育室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		マウス・ラット モルモット (P2) 飼育室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		P2 実験室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		P3 実験室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		洗浄室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		保管庫		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		資料保管庫		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		廃棄物保管庫		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
		マウス (コンベ) 飼育室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
	ラット (コンベ) 飼育室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による	
	同上前室		コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し			
	機械室 - 1	±0	エポキシ系防塵塗料 目地切 (浮床工法)	RC t150	RC (直) 打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	RC	
	機械室 - 2	±0	エポキシ系防塵塗料 目地切 (浮床工法)	RC t150	RC (直) 打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	RC	備品工事図による
	動物舎事務室	±0	耐薬ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700	
	NMR分析装置室	±0	耐薬ビニール床シート	モルタル	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	4,000	
	RI管理室	±0	耐薬ビニール床シート	RC t300	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700	
汚染検査室	±0	耐薬ビニール床シート	RC t300	床材立上げ	放射線防汚塗料塗	3 5	シール	石膏ボードt9.5+ケイ酸カルシウム板t6.0 放射線防汚塗料塗	LGS 2,700		
除染室	±0	耐薬ビニール床シート	RC t300	床材立上げ	放射線防汚塗料塗	3 5	シール	石膏ボードt9.5+ケイ酸カルシウム板t6.0 放射線防汚塗料塗	LGS 2,700		

壁下地凡例

- 1 : RC打放補修  
2 : RC下地 (GL工法) 断熱材 t2.5 吹付 + 石膏ボ  
3 : RC下地 (GL工法) 石膏ボード t12.5  
4 : LGS下地 (耐火1時間) 強化ボード t15 + t8  
5 : LGS下地  
6 : LGS下地  
7 : LGS下地  
8 : LGS下地  
石膏ボード t9.5 + t12.5  
石膏ボード t9.5 + t12.5 (グラスウール充填 32 k/m3)  
石膏ボード t12.5  
ケイ酸カルシウム板 t6.0



位置・区分	室名	床		巾木・腰	壁	下地	天井			備考	
		床高低差	下地	特記以外巾木高100mm			見切	下地	天井高		
1 階	廃棄作業室	±0	無溶剤型エポキシ樹脂塗床 (ガラスクロス積層) RC t300	無溶剤型エポキシ樹脂塗床 (ガラスクロス積層)	放射線防汚塗料塗	1	シール	石膏ボードt9.5+ケイ酸カルシウム板t6.0	放射線防汚塗料塗	LGS	2,700
	貯蔵室	±0	無溶剤型エポキシ樹脂塗床 (ガラスクロス積層) RC t300	無溶剤型エポキシ樹脂塗床 (ガラスクロス積層)	放射線防汚塗料塗	1	シール	石膏ボードt9.5+ケイ酸カルシウム板t6.0	放射線防汚塗料塗	LGS	2,700
	廃棄物保管庫	±0	無溶剤型エポキシ樹脂塗床 (ガラスクロス積層) RC t300	無溶剤型エポキシ樹脂塗床 (ガラスクロス積層)	放射線防汚塗料塗	1	シール	石膏ボードt9.5+ケイ酸カルシウム板t6.0	放射線防汚塗料塗	LGS	2,700
	化学系実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t300	床材立上げ	ケイ酸カルシウム板t6 放射線防汚塗料塗	3	シール	石膏ボードt9.5+ケイ酸カルシウム板t6.0	放射線防汚塗料塗	LGS	2,700
	測定室	±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t300	床材立上げ	ケイ酸カルシウム板t6 放射線防汚塗料塗	3	シール	石膏ボードt9.5+ケイ酸カルシウム板t6.0	放射線防汚塗料塗	LGS	2,700
	暗室	±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t300	床材立上げ	ケイ酸カルシウム板t6 放射線防汚塗料塗	3	シール	石膏ボードt9.5+ケイ酸カルシウム板t6.0	放射線防汚塗料塗	LGS	2,700
	生物系実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t300	床材立上げ	ケイ酸カルシウム板t6 放射線防汚塗料塗	3	シール	石膏ボードt9.5+ケイ酸カルシウム板t6.0	放射線防汚塗料塗	LGS	2,700
	恒温実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t300	床材立上げ	ケイ酸カルシウム板t6 放射線防汚塗料塗	3	シール	石膏ボードt9.5+ケイ酸カルシウム板t6.0	放射線防汚塗料塗	LGS	2,700
	廊下 ( R I )	±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t300	床材立上げ	ケイ酸カルシウム板t6 放射線防汚塗料塗	3	シール	石膏ボードt9.5+ケイ酸カルシウム板t6.0	放射線防汚塗料塗	LGS	2,700
	A C M ・ 排気処理室	±0	エポキシ系防塵塗料 目地切 RC t150 (浮床工法)	コンクリート打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	RC		
	男子便所	±0	ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500
	女子便所	±0	ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500
	E L Vホール	±0	ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500
	階段室 - 1	±0	ビニール床シート	モルタル	1 0 0 角タイル ( H = 2 0 0 )	ビニールクロス	3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	
	階段室 - 2	±0	ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	3	塩ビ	E P	RC	
	廊下 - 1	±0	耐薬品性 ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500
	廊下 - 2	±0	耐薬品性 ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500
	廊下 - 3	±0	耐薬品性 ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500
	廊下 - 4	±0	耐薬品性 ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500
	機械室	±0	エポキシ系防塵塗料 目地切 RC t200	RC打放し	RC打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	RC	
	衛生機械室	±0	エポキシ系防塵塗料 目地切 RC t200	RC打放し	RC打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	RC	
	消火ガスポンベ室	±0	エポキシ系防塵塗料	モルタル	RC打放し	RC打放し E P	1 4		RC打放し		
	消火ポンプ室	±0	エポキシ系防塵塗料	モルタル	RC打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	RC	
自家発電機室	±0	エポキシ系防塵塗料 目地切 RC t250	RC打放し	RC打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	RC		
電気室	±0	エポキシ系防塵塗料 目地切 RC t250	RC打放し	RC打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	RC		
中央監視室	±0	チール製フリーアクセスフロア ( t200 ) ビニール床タイル RC ( 直 )	RC	ビニール巾木	E P	2 3 4	塩ビ	化粧石膏ボードt9.5	LGS	2,500	
W C	±0	ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	E P	6	塩ビ	化粧石膏ボードt9.5	LGS	2,500	
廊下 - 5	±0	ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	E P	3 4	塩ビ	化粧石膏ボードt9.5	LGS	2,500	
2 階	原虫実験室 - 1	±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,700	
	原虫実験室 - 2	±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,700	

意匠 0 0 1 - 0 3 1 0 2 1

件名	衛生研究所新築工事及び広域防災活動備蓄拠点整備工	
図名	内部仕上表 1	意匠
縮尺	日付 9 9 , 3	101
<b>伊藤喜三郎建築研究所</b>		

位置・区分	室名	床		巾木・腰	壁		天井			備考		
		床高低差	下地	特記以外巾木高100mm	下地	見切	下地	天井高				
2 階	呼吸器系細菌実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	腸管系細菌実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	培地調製室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	培地準備室	±0	耐薬品性 ビニール床シート 100角タイル	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t15 一部セラミック陶板	2 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	無菌実験室		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放し 石膏ボードのまま	コンクリート打放し 石膏ボードのまま			コンクリート打放し			備品工事図による
	同上前室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	薬剤感受性実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	性感染症実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	免疫実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	遺伝子実験室 - 1	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	医真菌実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	同上前室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	遺伝子実験室 - 2	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	食品細菌実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	細胞分離同定実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	人畜共通感染実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	洗浄室	±0	耐熱水エポキシ樹脂塗 t3.5(防滑仕様) アス防	RC t250	耐熱水エポキシ樹脂塗 t3.5(防滑仕様) アス防	VP ケイ酸カルシウム板VP	1 2	アルミ	ケイ酸カルシウム板t6.0+t6.0V LGS	2,700		
	PCR-菌株保管室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	環境微生物実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	変異原生実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	倉庫 - 1	±0	耐薬品性 ビニール床シート	モルタル	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	薬品庫 - 1	±0	ビニルエステル樹脂防蝕材塗	モルタル	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	食品真菌毒性実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	食品真菌培養実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	共用機器室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	低温実験室		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し			備品工事図による
	冷蔵室		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し			備品工事図による
	同上前室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	暗室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	3 9	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	切片作成室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	3 9	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		
	試料前処理室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 4	アルミ	システム天井(スチール製) LGS	2,700		
	同上前室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	3 4 9	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS	2,700		

壁下地凡例

- 1: RC打放補修  
2: RC下地 (GL工法) 断熱材t25吹付+石膏ボード  
3: RC下地 (GL工法) 石膏ボードt12.5  
4: LGS下地 (耐火1時間) 強化ボードt15+t15  
5: LGS下地  
6: LGS下地  
7: LGS下地  
8: LGS下地  
石膏ボードt9.5+t12.5  
石膏ボードt9.5+t12.5 (グラスウール充填32k/m3)  
石膏ボードt12.5  
ケイ酸カルシウム板t6.0



位置・区分	室名	床		巾木・腰	壁		天井			備考	
		床高低差	下地	特記以外巾木高100mm	見切	下地	天井高				
2 階	走査電顕室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	3 4	アルミ	システム天井(スチール製) LGS	2700	
	透過電顕室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3	アルミ	システム天井(スチール製) LGS	2700	
	機械室 (生物系安全実験室)	±0	エポキシ系防塵塗料 目地切 (浮床工法)	RC t250	RC打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50		
	生物系安全実験室 -1		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
	生物系安全実験室 -2		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
	同上前室		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
	DNA解析室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	細胞培養室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	インフルエンザ実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	ウイルス接種室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	薬品庫 - 2	±0	モルタル ビニルエステル樹脂防蝕材塗		床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	超低温実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	冷室		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放	コンクリート打放			コンクリート打放		備品工事図による
	恒温室		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放	コンクリート打放			コンクリート打放		備品工事図による
	共用機器室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	病理実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製) LGS	2700	
	顕微鏡観察室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 4	アルミ	システム天井(スチール製) LGS	2700	
	細胞毒性実験室		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放	コンクリート打放			コンクリート打放		備品工事図による
	同上前室 - 1		耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0		塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS		
	同上前室 - 2		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放	コンクリート打放			コンクリート打放		備品工事図による
	環境生物実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2,3 4 7	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	暗室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 7	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	衛生動物実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製) LGS	2700	
	血液処理室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	試薬調整室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	血清検査室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	倉庫	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	遺伝子解析室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	細胞工学室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	肝炎ウイルス処理室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	ウイルスタンパク解析室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	
	疾病予測監視室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12 LGS	2700	

意匠 001 - 031021

件名 衛生研究所新築工事及び広域防災活動備蓄拠点整備工	
図名 内部仕上表 2	意匠
縮尺 日付 99.3	102
<b>伊藤喜三郎建築研究所</b>	

位置・区分	室名	床		巾木・腰	壁		天井			備考		
		床高低差	下地	特記以外巾木高100mm	下地	見切	下地	天井高				
2 階	下痢症ウイルス処理室	±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,700		
	エポキシ系防塵塗料											
	A C M - 1	±0	目地切 (浮床工法) RC t150	RC打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	RC			
	A C M - 2	±0	エポキシ系防塵塗料 目地切 (浮床工法) RC t150	RC打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	RC			
	男子便所 - 1	±0	ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500	
	女子便所 - 1	±0	ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500	
	男子便所 - 2	±0	ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500	
	女子便所 - 2	±0	ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500	
	車椅子用便所	±0	ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500	
	E Vホール	±0	ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	3 5	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500	
	階段室 - 1		ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS		
	階段室 - 2		ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS		
	廊下 - 6	±0	耐薬品性 ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500	
	廊下 - 7	±0	耐薬品性 ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500	
	廊下 - 8	±0	耐薬品性 ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500	
	廊下 - 9	±0	耐薬品性 ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500	
	廊下 - 10	±0	耐薬品性 ビニール床シート	モルタル	ビニール巾木	ビニールクロス	3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,500	
	3 階	室内環境実験室 - 1	±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,700	
室内環境実験室 - 2		±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,700		
人工気象室			コンクリート金ゴテ	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し			備品工事図による	
水処理実験室		±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700		
生活化学実験室		±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700		
水質分析室		±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700		
生活工学実験室		±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700		
V O C測定室		±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,700		
原子吸光測定室		±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700		
試料前処理室		±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700		
放射化学実験室		±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700		
アルファ線放出核種分析室		±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700		
倉庫 - 3		±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12	LGS	2,700		
有機ハロゲン測定室		±0	耐薬品性 ビニール床シート RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700		

壁下地凡例

- 1 : R C打放し補修  
2 : R C下地 ( G L工法) 断熱材 t 2 5 吹付 + 石膏ボード  
3 : R C下地 ( G L工法) 石膏ボード t 1 2 . 5  
4 : L G S下地 ( 耐火 1 時間) 強化ボード t 1 5 + t 1 5  
5 : L G S下地  
6 : L G S下地  
7 : L G S下地  
8 : L G S下地  
石膏ボード t 9 . 5 + t 1 2 . 5  
石膏ボード t 9 . 5 + t 1 2 . 5 ( グラスウール充填 3 2 k / m 3 )  
石膏ボード t 1 2 . 5  
ケイ酸カルシウム板 t 6 . 0



位置・区分	室名	床		巾木・腰 特記以外巾木高100mm	壁		天井			備考	
		床高低差	下地		見切	下地	天井高				
3階	(有機ハロゲン測定室)前室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700
	薬品庫 - 3	±0	ビニルエステル樹脂防蝕材塗	RC	RC下地床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12	LGS	2,700
	ICP・IR室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700
	同上前室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700
	クロマト・分光測定器室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12	LGS	2,700
	検体保管庫	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12	LGS	2,700
	冷蔵庫		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
	同上前室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12	LGS	2,700
	電気炉室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12	LGS	2,700
	ガンマ線放出核種実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700
	放射能測定室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700
	同上前室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700
	薬品庫 - 4	±0	モルタル ビニルエステル樹脂防蝕材塗	RC	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板	3	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12	LGS	2,700
	クロマトグラフ - 1室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12	LGS	2,700
	クロマトグラフ - 2室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12	LGS	2,700
	質量分析機室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12	LGS	2,700
	同上前室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12	LGS	2,700
	化学系安全実験室	前処理室		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放し	コンクリート打放し		コンクリート打放し		備品工事図による
		同上前室		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放し	コンクリート打放し		コンクリート打放し		備品工事図による
		標準品取扱室		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放し	コンクリート打放し		コンクリート打放し		備品工事図による
		分析室		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放し	コンクリート打放し		コンクリート打放し		備品工事図による
		廃棄物庫		コンクリート金ゴテ	RC t250	コンクリート打放し	コンクリート打放し		コンクリート打放し		備品工事図による
		機械室	±0	エポキシ系防塵塗料 目地切 (浮床工法)	RC t250	コンクリート打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	RC
	試料分解室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700
	フリーザー室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t12	LGS	2,700
	低温実験室		コンクリート金ゴテ	RC t251	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
	冷蔵庫		コンクリート金ゴテ	RC t252	コンクリート打放し	コンクリート打放し			コンクリート打放し		備品工事図による
	恒温恒湿実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700
	同上前室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700
	食品化学実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700
	残留農薬実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700
	薬品衛生実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井(スチール製)	LGS	2,700

意匠 001-031021

件名	衛生研究所新築工事及び広域防災活動備蓄拠点整備工	
図名	内部仕上表 3	意匠
縮尺	日付 99.3	103

伊藤喜三郎建築研究所

位置・区分	室名	床		巾木・腰	壁		天井			備考		
		床高低差	下地	特記以外巾木高100mm	下地	見切	下地	天井高				
3 階	食品添加物実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井（スチール製） LGS	2,700		
	生理活性実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井（スチール製） LGS	2,700		
	品質管理実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 3 4	アルミ	システム天井（スチール製） LGS	2,700		
	微粒子試験実験室	±0	耐薬品性 ビニール床シート	RC t250	床材立上げ	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	2 4	アルミ	システム天井（スチール製） LGS	2,700		
	A C M - 1	±0	エポキシ系防塵塗料 目地切 (浮床工法)	RC t150	コンクリート打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	RC	2,500	
		±0	エポキシ系防塵塗料 目地切 (浮床工法)	RC t150	コンクリート打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板t50	RC	2,500	
	男子便所 - 1	±0	ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS		2,500	
	女子便所 - 1	±0	ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS		2,500	
	男子便所 - 2	±0	ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS		2,500	
	女子便所 - 2	±0	ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS		2,500	
	車椅子用便所	±0	ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	ビニールクロス	6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS		2,500	
	E Vホール	±0	ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	ビニールクロス	3 5	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS		2,500	
	階段室 - 1		ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	ビニールクロス	3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS			
	階段室 - 2		ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	ビニールクロス	3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS			
	廊下 - 1 1	±0	耐薬品性 ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS		2,500	
	廊下 - 1 2	±0	耐薬品性 ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	ビニールクロス	2 3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS		2,500	
	廊下 - 1 3	±0	耐薬品性 ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	ビニールクロス	3 4	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS		2,500	
	廊下 - 1 4	±0	耐薬品性 ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	化粧ケイ酸カルシウム板t6.0	3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS		2,500	
	廊下 - 1 5	±0	耐薬品性 ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	ビニールクロス	3	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS		2,500	
	廊下 - 1 6	±0	耐薬品性 ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	ビニールクロス	3 6	塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS		2,500	
	渡り廊下	±0	ビニール床シート	タタキ	ビニール巾木	ビニールクロス		塩ビ	石膏ボードt9.5+岩綿吸音板t12 LGS		2,500	
P H 階	ファンルーム - 1	+100	エポキシ系防塵塗料 目地切 (浮床工法)	RC t150	コンクリート打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板 t 50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板 t 50	RC		
	ファンルーム - 2	+100	エポキシ系防塵塗料 目地切 (浮床工法)	RC t150	コンクリート打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板 t 50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板 t 50	RC		
	ファンルーム - 3	+100	エポキシ系防塵塗料 目地切 (浮床工法)	RC t150	コンクリート打放し	ガラスクロス包み グラスウール成形板 t 50	1		ガラスクロス包み グラスウール成形板 t 50	RC		
	E L V機械室	+600	エポキシ系防塵塗料 目地切 (浮床工法)	RC t150	コンクリート打放し	コンクリート打放し補修			コンクリート打放し補修			
外部	高圧ボンベ室 - 1	-400	エポキシ系防塵塗料	タタキ	コンクリート打放し	コンクリート打放し補修			コンクリート打放し補修			
	高圧ボンベ室 - 2	-400	エポキシ系防塵塗料	タタキ	コンクリート打放し	コンクリート打放し補修			コンクリート打放し補修			
	ガスバーナー室	-400	エポキシ系防塵塗料	タタキ	コンクリート打放し	コンクリート打放し補修			コンクリート打放し補修			
	廃薬物庫	±0	エポキシ系防塵塗料	タタキ	コンクリート打放し	コンクリート打放し補修			コンクリート打放し補修			
	廃薬品庫	±0	ビニールエステル 樹脂防蝕材塗布	タタキ	ビニールエステル 樹脂防蝕材塗布	コンクリート打放し補修			コンクリート打放し補修			

壁下地凡例

- 1 : R C打放し補修  
2 : R C下地 ( G L工法) 断熱材 t 2 5 吹付 + 石膏ボード  
3 : R C下地 ( G L工法) 石膏ボード t 1 2 . 5  
4 : L G S下地 ( 耐火 1 時間) 強化ボード t 1 5 + t 1 5  
5 : L G S下地 石膏ボード t 9 . 5 + t 1 2 . 5  
6 : L G S下地 石膏ボード t 9 . 5 + t 1 2 . 5 ( グラスウール充填 3 2 k / m 3 )  
7 : L G S下地 石膏ボード t 1 2 . 5  
8 : L G S下地 ケイ酸カルシウム板 t 6 . 0



主要設備機器重量(基礎重量を含む)

階	機器名称	機器重量 (t)	台数	合計重量 (t)
免震層	・薬液廃水处理			
	調整槽	46.0	2	92.0
	凝集沈殿槽	12.0	1	12.0
	原水槽	8.7	1	8.7
	処理水槽	15.1	1	15.1
	汚泥槽	7.7	1	7.7
	砂ろ過機	2.7	1	2.7
	活性炭吸着塔	3.6	1	3.6
	キレート樹脂塔 (重金属用)	2.8	1	2.8
	キレート樹脂塔 (水銀用)	2.8	1	2.8
	貯流槽・希釈槽・予備槽	43.5	1	43.5
	調整槽	6.4	1	6.4
	・R I 廃水处理			
	R I 排水処理槽	26.2	1	26.2
	R I 排水処理槽	4.3	1	4.3
	R I モニタ機器	10.7	1	10.7
	・動物舎廃水处理			
	原水槽	30.0	1	30.0
	・消火放水排水用調整池	100.0	1	100.0
	・雨水調整池	200.0	1	200.0

	X1	X2	X3	X4	X5	X6	X7	X8	X9	X10	X11	X12	X13	X14
Y8		1500 φ	1800 φ	1500 φ	1500 φ	1500 φ	1600 φ	1600 φ	1500 φ	1500 φ	1500 φ	1600 φ	1500 φ	
		370.6	568.1	388.2	398.7	392.4	497.5	493.7	387.2	373.3	426.2	499.2	413.8	
		-40.5   9.3	3.5   22.1	-0.2   28.3	-1.6   29.6	15.6   29.0	-15.5   30.1	1.7   31.1	-1.3   28.6	-0.5   28.7	-0.5   30.5	-2.0   21.2	38.5   9.6	
Y7				1600 φ	1600 φ	1600 φ	1800 φ	1800 φ	1500 φ	1500 φ	1800 φ			
				470.4	457.8	453.0	571.0	567.9	435.9	418.8	521.1			
				-9.8   -3.3	1.4   -8.1	-0.3   -5.0	15.9   -7.9	-16.7   -7.9	3.7   -8.2	-4.4   -8.5	9.2   -3.2			
Y6	1500 φ		2000 φ									2000 φ		1600 φ
	409.4		665.2									671.5		468.4
	-24.2   28.9		-3.6   9.7									4.5   9.6		24.6   30.8
Y5	1500 φ		2000 φ	1800 φ	1600 φ	1500 φ	1600 φ	1800 φ	1500 φ	1500 φ	1800 φ	1800 φ		1600 φ
	437.3		636.6	517.4	487.5	422.0	502.4	536.7	392.2	420.3	600.9	610.1		484.0
	-22.7   -10.2		-13.6   -6.6	4.0   6.0	1.3   5.0	-0.2   -20.0	14.7   3.8	-16.8   8.9	3.6   9.2	-3.3   7.8	-5.6   6.5	15.5   -6.6		22.9   -10.4
Y4	1500 φ		2000 φ	1600 φ	2000 φ	1600 φ	1600 φ	1600 φ	1600 φ	1800 φ	1800 φ	1800 φ		1600 φ
	435.1		704.6	487.6	632.1	459.4	465.4	454.3	458.7	544.5	526.9	599.9		446.2
	-23.0   10.2		-14.4   6.7	3.2   -5.7	-0.1   -5.9	1.7   5.1	16.6   -4.6	-16.5   -25.8	-1.6   -23.1	-2.0   -7.1	-3.5   -7.0	16.4   6.7		23.4   9.6
Y3	1500 φ		2000 φ									2000 φ		1600 φ
	424.1		638.8									694.9		418.9
	-23.9   -29.0		-3.4   -10.3									3.5   -10.7		23.8   -30.1
Y2				1600 φ	1800 φ	1800 φ	2000 φ	1800 φ	1800 φ	1600 φ	1600 φ			
				488.2	506.4	565.3	690.8	587.4	504.5	470.7	482.9			
				-10.3   3.7	-0.5   8.4	-3.7   24.2	18.5   10.2	10.9   27.2	-28.3   26.6	3.3   8.2	10.4   2.5			
Y1	1500 φ	1600 φ	1600 φ	1500 φ	1500 φ	1800 φ	1600 φ	1600 φ	1500 φ	1500 φ	1600 φ	1500 φ		
	361.0	462.1	471.7	362.3	442.0	503.5	475.0	449.3	399.3	416.1	450.4	421.9		
	-38.5   -9.5	2.1   -20.7	0.4   -29.6	-0.2   -29.2	-1.8   -33.1	16.8   -31.8	-16.3   -33.2	1.1   -33.2	1.5   -29.4	0.9   -28.8	-3.4   -20.5	37.2   -9.6		

直径
長期軸力:t
地震時(X):t   地震時(Y):t

杭軸力（長期、レベル2地震時）



t : 厚さ (mm)    γ : 比重 (t/m<sup>3</sup>)

ω : 重量 (kg/m<sup>2</sup>)

スラブコンクリート比重    γ = 2.4    t/m<sup>3</sup>

床版定荷重表-2

階	部位	スラブ重量	断面			仕上げ重量	D.L. (kg/m <sup>2</sup> )	設計荷重				備考	
			t	γ	ω			床・小梁	フレーム	地震力			
2~3 L9	バルコニー	t=200	押えコンクリート	80	2.3	184	234 ↓ 240	720	D.L.	720	720	720	
		480	防水			20			L.L.	180	130	60	
			天井			30			T.L.	900	850	780	
2 L10	屋根 (歩行)	t=150	押えコンクリート	80	2.3	184	234 ↓ 240	600	D.L.	600	600	600	
		360	防水槽			20			L.L.	180	130	60	
			天井			30			T.L.	780	730	660	
2 L11	実験室 (ISS有)	t=180	V S				985 ↓ 988 (678)	1420 (1110)	D.L.	1420 (1110)	1420	1420	( )内は 床・小梁 計算用
		432	押えコンクリート	250		575			L.L.	550 (400)	240	160	
			防水			265			T.L.	1970 (1510)	1660	1580	
			配管			100							
			デッキプレート			15							
天井			30										
2 L12	廊下 (ISS有)	t=180	V S				470 ↓ 478 (168)	910 (600)	D.L.	910 (600)	910	910	( )内は 床・小梁 計算用
		432	モルタル	30		60			L.L.	550 (400)	240	160	
			防水			265			T.L.	1460 (1000)	1150	1070	
			配管			100							
			デッキプレート			15							
天井			30										
2 L13	機械室 (ISS有)	t=180	無筋コンクリート	150	2.3	345	780 ↓ 788 (478)	1220 (900)	D.L.	1220 (900)	1220	1220	( )内は 床・小梁 計算用
		432	ガラスウール	50		25			L.L.	650 (500)	240	130	
			防水			265			T.L.	1870 (1400)	1460	1350	
			配管			100							
			デッキプレート			15							
天井			30										
2 L14	倉庫 (ISS有)	t=180	V S				470 ↓ 478 (168)	910 (600)	D.L.	910 (600)	910	910	( )内は 床・小梁 計算用
		432	モルタル	30		60			L.L.	950 (800)	700	500	
			防水			265			T.L.	1860 (1400)	1610	1410	
			配管			100							
			デッキプレート			15							
天井			30										
1 L15	動物舎	t=180	V S				160 ↓ 168	600	D.L.	600	600	600	ラック含
		432	モルタル	30		60			L.L.	800	700	500	
			配管			100			T.L.	1400	1300	1100	
1 L16	駐車場	t=180	押えコンクリート	100	2.3	230	230 ↓ 278	710	D.L.	710	710	710	
		432							L.L.	550	400	200	
									T.L.	1260	1110	910	
L17	バルコニー	t=150	防水			20	20 ↓ 100	460	D.L.	460	460	460	
		360							L.L.	180	130	60	
									T.L.	640	590	520	

神奈川県衛生研究所特定事業  
V E 提案要領に関する質問への回答

平成 12 年 10 月 3 日

神奈川県

- ・平成 12 年 9 月 18 日から 19 日に受け付けた、神奈川県衛生研究所特定事業 V E 提案要領に関する質問への回答を項目順に整理して記述してあります。
- ・なお、回答書の取扱については、契約書（案）前文に定めるとおりです。

## VE提案要領に関する質問書に対する回答

ページ	項目	質問事項	回答
1	1	3 「 機能、性能、品質が著しく落ちるもの」があるが、著しく」の範囲を明示して頂きたい。	所要の性能が達成されない仕様変更で、かつ代替措置が講じられていないものを指します。
2	1	3 「 デザインが設計の意図と大きく異なるもの」とあるが、守るべき 設計の意図」を明示して頂きたい。	VE提案要領別紙2 新衛生研究所 設計コンセプト」のとおりです。
3	1	3 「 設備計画に大きな変更を伴うもの」とあるが、「大きな変更」とはどの程度まで許されるのか明示して頂きたい。	所要の性能が達成されない仕様変更で、かつ代替措置が講じられていないものを指します。
4	1	3 「 環境負荷が増大するもの及びリサイクル率が低下するもの」とあるが、何を基準に判定するのか明示して頂きたい。	提案された内容の使用材料・工法等を原設計と対比して、環境負荷が増大していないかリサイクル率が低下していないかを判断します。
5	3	10 「実施したVE提案について……、毎年度報告書を提出してください」とあるが、報告書の内容はどんな項目・内容になるのかご指示ください。	実施したVE提案が、予定どおりに効果を発揮しているかが判断できる項目・内容とします。
6	3	10 「実施したVE提案について、事業者は事業期間において効果を検証し、毎年報告書を提出」とあるが、提案において算出した効果は検証時の効果に対してどのような拘束力を持つのか。提案時の効果と比較して、検証時の効果が小さかった場合の責任とは具体的にどのようなようになるのか。検証時の効果の検証に必要な測定器、センター類等は所期建設費に計上しておく必要があるのか。上記 以外に必要な測定人件費、報告書作成費等は、維持管理費として事業費に計上しておく必要があるのか。	検証した効果が予定どおりに発揮されていない場合で、事業者に責がある場合は、改善を行っていただきます。検証に必要な費用は建設部分は建設費に、報告書作成費などは維持管理費に計上してください。
7	4	12 VE提案の審査について、ランニングコストの低減等については実証できない状態での内容審査となりますが、データ以外にどのような形で検証されるのですか。	提案されたランニングコスト算定の計算過程及び使用データの妥当性について、審査委員会において審査します。
8	4	12 事業者の責によらない原因によりVE案が実施不可能となった場合についても、VE提案をした場合の金額が工事費となるように読み取れますが、事どのようにお考えですか。	VE提案リスクは事業者の負担としてしますので、基本的にはVE提案を行った場合を工事費とします。ただし、県による指示など事業者の責でないことが明らかな場合で、VE提案が実施できない場合は、県が負担します。その場合は、VE提案をしない場合の金額を工事費とします。
9	5別紙 1	「事業提案時点で提案可とされたVE提案を取りやめることもできます」とあるが、取りやめる場合には、事前に書類で報告する必要があるか否か、お教えてください。	事前の報告は必要ありません。
10	6別紙 2	記載されている設計コンセプトは、現在の設計図に全て反映されているものと解釈してよろしいか？	設計コンセプトは設計図書に全て反映しています。
11	共通	設計時に諸官庁及び東京電力、東京ガス、NTTとの打ち合わせ経緯を開示してもらうことは可能でしょうか。	別表VE11 (VE11.pdf) に示します。

衛生研究所整備に係る関係官庁打ち合わせ経緯等

打ち合わせ相手方	建設省横浜国道工事事務所 神奈川県藤沢土木事務所許認可指導課・河川砂防第1課、湘南地区行政センター環境保全課 神奈川県企業庁水道局茅ヶ崎営業所給水課 茅ヶ崎市 企画調整課、広報広聴課、市民活動推進課、市民生活課、防災対策課、農政水産課、環境政策担当、環境保全課、ごみ対策課、収集事務所、都市計画課、建築指導課、開発審査課、公園みどり課、建設総務課、道路管理課、道路建設課、国県事業対策課、下水道総務課、下水道管理課、生涯学習課、農業委員会事務局、消防本部予防課・警防課
打ち合わせ経緯	平成 9年度 7回 平成10年度 5回 平成11年度 6回 平成12年度 15回（平成12年9月30日現在）

緑化関係	自然環境を保全するため、既存の樹木の保全に努めながら、緑化を行うこと。 みどりの協定については、神奈川県環境農政部緑政課と協議をすること。
環境保全関係	みどりの協定の締結、ソーラーシステムの導入、雨水の地下浸透、雨水の貯留・再利用、公開空地の確保、建設に際しての熱帯材コンクリート型枠の使用抑制、周辺環境と調和した景観、特定建築物の建築の促進に関する法律及び神奈川県福祉の街づくり条例に基づく整備、以上の事項について配慮するとともに環境配慮計画書（上記の事項のうち配慮可能なものにあつては配慮の内容、配慮が困難なものにあつてはその理由を記載）の提出をすること。 駐車場における自動車のアイドリングストップについて看板を設置する等、利用者に周知すること。
建築関係	神奈川県福祉の街づくり条例に基づく事前協議をすること。 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律に基づく協議をすること。
道路関係	事業区域に隣接する東側及び南側道路敷また、事業区域内の水路敷については、境界確定済であり、市の境界確定図を基に幅員も含めて1スパン先までの境界を確認後、工事を施工すること。 確定図と現地が合わない場合または、標示物がない場合は、工事施工前に境界を確認後、工事を施工すること。 工事施工中に市の標示物を移動もしくは紛失した場合は、速やかに市に報告し確認を受けること。

<p>道路関係</p>	<p>帰属に係る道路敷については、市境界石（10 × 10 × 60cm）を埋設し、工事完了までに確定図一式（座標表示含む）及び隣接土地所有者の境界同意書を提出すること。</p> <p>市の標示物の埋設等がある場合は、あらかじめ市に確認後、作業を進めること。</p> <p>事業区域内の水路敷については、編入同意申請書を提出し、同意後開発許可申請をすること。</p> <p>私有水路敷の取扱いについては、市と協議をすること。</p> <p>事業区域内の雨水を道路に流出させない方法について協議をすること。</p> <p>国道1号線から衛生研究所正面入口までの接道は、幅員9mの用地を確保し市へ帰属すること。ただし、歩道部分の道路整備は、史跡整備実施予定であり市と協議すること。なお、車道部分については狭あい道路すり付までの線形を考慮し整備すること。</p> <p>市道2475号線の事業区域に接する部分は、一方後退で幅員4m以上を確保し、市に帰属すること。</p>
<p>河川管理関係</p>	<p>当該地の西域（小出川）及び南域（千の川）については河川保全区域にあるため神奈川県藤沢土木事務所と協議すること。</p>
<p>下水道関係</p>	<p>雨水は調整池を設け、晴天時に水路へ放流すること。</p> <p>開発区域外の水路は現状のままとすること。</p> <p>水路占用・掘さく等の申請書を提出すること。</p> <p>水路工事施工承認申請書を提出すること。</p> <p>雨水流入申請書を提出すること。</p> <p>公共下水道施設工事等承認申請書を提出すること。</p> <p>排水設備新設等確認申請書を茅ヶ崎市下水道条例第5条に基づき提出すること。</p> <p>公共下水道受益者負担金について別途協議すること。</p>
<p>警防関係</p>	<p>街頭消火器を4基設置すること。</p> <p>防火水槽（60m<sup>3</sup>）を1基設置すること。</p> <p>消防活動空地进行を2箇所設置すること。</p> <p>夜間、無人となる場合は、消防隊の進入方法について消防本部と協議すること。</p>
<p>ごみ対策</p>	<p>市が収集するごみは、新棟（研究棟）から排出されるごみを除き、A棟及び外構敷地から排出される燃せるごみ及び燃せないごみとすること。</p> <p>資源ごみは自己処理とすること。</p> <p>新棟から排出されるごみは自己処理とすること。</p> <p>市が収集するごみに他のごみが混入しないようにすること。</p> <p>ごみの排出にあたっては分別を行い、決められた排出方法を守る</p>

ごみ対策	<p>こと。</p> <p>ごみ置場の位置、面積は計画どおり行い、屋根、棚の構築は不要とするが、茅ヶ崎市開発事業指導要綱に基づく整備基準による構造により設置すること。</p>
防犯対策	<p>開発区域南側市道 2 5 7 8 号線沿いに、防犯灯を 3 本設置（東電柱への設置を含む）すること。なお、設置方法は市と協議すること。</p>
自転車置場	<p>設置駐輪場の収容台数について協議すること。</p>
自動車駐車台数	<p>自動車駐車台数については、基本計画として 6 2 台を確保すること。</p>
公害対策	<p>「神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針」に基づく計画段階の合意事項について遵守すること。</p>
史跡関係	<p>国・県などの指導を受けながら、平成 1 5 年度の完成を目標に作成中の国指定史跡旧相模川橋脚整備計画に協力すること。</p> <p>史跡指定地内に開発に伴う道路の幅員を確保する場合は、開発行為に伴う公有財産（文化財指定用地）の編入同意手続きを行うこと。</p> <p>道路敷地と同面積の土地を、史跡指定地に隣接して提供すること。</p> <p>及び に伴う分筆行為等を行うこと。</p> <p>池への水を供給している井戸と排水管を埋設している土地の継続使用を認めること。</p> <p>指定史跡の周辺について市が、史跡の整備を計画しているため、事業完了後、史跡周辺の県所有地の使用等についての協議をすること。</p>
その他 (開発関係)	<p>市に帰属する公共公益施設にかかる登記関係書類は、工事の完了検査の日の前日までに提出すること。</p> <p>工事を途中で中止した場合は、従前の公共施設の機能を回復すること。</p> <p>茅ヶ崎市景観まちづくり条例に関し、市と協議のうえ所定の手続きをすること。</p> <p>他法令等に基づく許認可及び届出が必要な場合は、関係行政機関と協議のうえ所定の手続きをすること。</p> <p>茅ヶ崎市開発事業指導要綱を遵守すること。</p> <p>平成 9 年 1 0 月 2 2 日付「神奈川県衛生研究所の移転に伴う安全管理等について（回答）」の内容について配慮すること。</p> <p>緑地、広場については、現計画で計画的に広場等の確保ができていないこと、底地が県所有であり、後の売却等がないと考えられることから、都市計画法上の用地の提供は求めない。</p>

<p>消防関係</p>	<p>建物の扱いはA棟を消防法別表16項(口)、新棟を消防法別表15項とすること。</p> <p>危険物を扱う研究室について、CO<sup>2</sup>消火後の排気設備(1時間程度の排出能力)を設けること。</p> <p>収容人員が85名であるので、防火管理者を選定すること。</p> <p>非常放送は特殊消火を行う部屋において火災が起きた場合については場所までわかる音声放送とすること。</p> <p>薬品庫の構造は次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕上は不燃材とすること。</li> <li>・床は薬品が浸透しない材質とし、勾配をつけ溜桝(300 × 300 × 300程度)を設けること。</li> <li>・扉は甲種または乙種防火戸とすること。</li> <li>・換気、採光をとること。照明により採光を取る場合は防爆仕様とすること。また引火点40未満の薬品を扱う場合には外気に換気できること。</li> <li>・コンセントは60cm以上の高さに設けること。</li> <li>・棚は転倒しないように固定すること。</li> </ul> <p>新棟(研究棟)にエレベーターを設置する場合はトランクボックス(2m × 0.6m)が入る大きさとする。</p> <p>排水処理施設、安全実験室(P3)はスプリンクラーを設置すること。</p>
<p>高圧ガス関係</p>	<p>ボンベ室の構造は次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁(2方向以上)のGL及び上部に通風口を設置。床の単位面積当たり300cm<sup>2</sup>以上。</li> <li>・屋根はスチール製折板0.6mm以下、裏に断熱シート付き。</li> <li>・屋根面積を床の半分程度までとする。</li> <li>・照明は防爆型(水素はd3-a、アセチレンはd3-c、最低d2-G4)とすること。</li> <li>・電気は電気事業法の電気設備基準208条に則って施工すること。</li> <li>・扉は開き戸であれば内開きとし、容器に当たらないようにストッパー付きにすること。また爆発したときに外部へ吹き飛ばないような構造とすること。</li> </ul>
<p>給水関係</p>	<p>新棟(研究棟)のメーターについて、新棟の給水量80m<sup>3</sup>/日、メーター口径50mmとする。</p> <p>災害時備蓄用水槽と受水槽の関係について、メーターを経て災害時備蓄用水槽へ貯水する。</p>

給水関係	<p>災害時用は最低 6 3 m<sup>3</sup>を確保したいので、受水槽への供給はレベル差によるオーバーフロー方式とする。(通常のオーバーフローはそれぞれ設ける)</p> <p>災害時用を清掃する際のため、通常の 2 槽式受水槽と同じようにそれぞれのタンクに対し定水位弁を設け、単独に貯水できるようにする。</p>
------	---